

令和5年9月定例会 建設経済常任委員会記録

令和5年9月14日（木）

令和5年9月19日（火）

令和5年9月28日（木）

令和5年9月29日（金）

令和5年10月3日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和5年9月14日（木）	7 頁
令和5年9月19日（火）	69 頁
令和5年9月28日（木）	79 頁
令和5年9月29日（金）	145 頁
令和5年10月3日（火）	203 頁

令和5年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（木）	審査日程の決定 農林課審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 建設課・維持管理課審査 議案乙第19号、議案甲第43号、報告第12号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 所管事務調査 土地利用（都市計画、区域区分、地区計画、 鳥栖駅周辺整備等）について 〔説明、質疑〕
第2日	9月19日（火）	現地視察 神辺町上の車災害箇所（神辺町） 国土交通省・今町線（永吉町） 自由討議 議案審査 議案乙第19号、議案甲第43号 〔総括、採決〕

<p>第3日</p>	<p>9月28日（木）</p>	<p>審査日程の決定 農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第26号・第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第22号～第26号 〔説明、質疑〕</p>
<p>第4日</p>	<p>9月29日（金）</p>	<p>建設課・維持管理課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（建設課） 公共施設中長期保全計画の改定について 〔報告、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第26号 〔説明、質疑〕</p>

<p>第5日</p>	<p>10月3日(火)</p>	<p>現地視察</p> <p> 栖の宿キャンプ場(河内町)</p> <p> 50戸連たん指定区域(養父町)</p> <p> 市民公園(宿町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p> 議案乙第22号～第26号・第29号</p> <p style="text-align: right;">[総括、採決]</p> <p>報告(商工振興課)</p> <p> 新たな産業団地の開発について</p> <p style="text-align: right;">[報告、質疑]</p>
------------	-----------------	---

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年9月14日付託]

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） [可決]

議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について [可決]

[令和5年9月19日 委員会議決]

[令和5年9月28日付託]

議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第23号令和4年度鳥栖市水道事業会計決算認定について [認定]

議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について [認定]

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

議案乙第29号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について [認定]

[令和5年10月3日 委員会議決]

2 報告

報告第12号専決処分事項の報告について

公共施設中長期保全計画の改定について（建設課）

新たな産業団地の開発について（商工振興課）

令和5年9月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課長補佐兼農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長 天本清二

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成

都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長 木原智範

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

建設課・維持管理課審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について

報告第12号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

都市計画課

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時30分開会

久保山日出男委員長

建設経済常任委員会を開会いたします。

oo

審査日程の決定

久保山日出男委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しております日程案を、お手元にお配りしております。

議案乙第19号、議案甲第43号、報告第12号の3点でございます。

以上、本日限りで経済部、建設部、それから、所管事務調査についての日程としておりますが、これではようございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、現地視察につきましては、副委員長のほうから説明をお願いいたします。

西依義規副委員長

おはようございます。

現地視察は、今のところ国土交通省・今町線の道路拡幅と、どこか災害箇所に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

もし何かあったら、私まで本日中にお申出ください。

お願いします。（「国土交通省・今町線は1回見たっちなないと」と呼ぶ者あり）

1回、途中は見てますけど、今回どれぐらいの安全性か、危険かどうかをもう一回、委員の皆さんと一緒に見て、太田種鶏場か林保冷工業か、あの辺の道路の現状を見て、やっぱりこれは安全性が必要かどうかを皆さんと一緒に見たいと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

久保山日出男委員長

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午前10時31分休憩



午前10時33分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入る前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

9月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部、上下水道局関係の御審議をいただきます議案につきましては、乙議案が1件ございます。

一般会計の補正予算でございます。

こちらにつきましては、本年6月から7月にかけての豪雨によりまして被災をいたしました、林道、農地の災害復旧関係の予算でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。



農林課

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

これより、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

それでは、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、農林課関係分

について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、令和5年6月から7月にかけての豪雨により発生した農地の災害復旧工事費に対する受益者分担金でございます。

款23市債、項1市債、目10災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、令和5年発生災害復旧事業に関する起債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和5年6月から7月にかけての豪雨により被害が発生した、林道及び農地の災害復旧工事費でございます。

4ページの主要事項説明書をお願いします。

今回補正しておりますのは、単独災害復旧費についてでございます。

内訳といたしましては、林道災害19か所、農地災害6か所で、1,000万円を予定しております。

別添で災害の地図を添付させていただいております。

その中で、オレンジ色で網かけしている部分が該当箇所となっております。

それと併せまして、10月以降の災害発生に対する備えといたしまして、2,000万円を計上しております。

この2,000万円につきましては、10月以降の災害分としておりますが、農地災害については、予定しております6か所を含めて、現在、ほかの農地災害も含めて、地権者の方と、申請をされるかどうか意向確認を行っている最中でございますので、状況に応じまして、7月に発生した災害についても、この2,000万円を使用してまいりたいと考えております。

また、公共債分につきましては、現在、現計予算と予備費を活用しまして、測量設計を行っておりますので、工事費につきましては、12月補正で対応する予定としております。

以上、簡単ではございますが、補正予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

1点だけ、議案と少しそれるかもしれないんですけど。

2ページの歳入なんですけど、毎回、農地災害復旧工事の単独の場合は、事業費掛ける50%は分担金として頂くってあるじゃないですか。要は、半分は受益者さんから頂くって。

今ずっと、原古賀町だったり何だったり、もうここは関係ないんですけど、田んぼダムをお願いしてるところとかがあるじゃないですか。

そういうところで、農地ののり面とかが崩れたっていう場合も、受益者負担で半分は出してもらってという考え方になってるんですか。

それだったら、結構やっぱり厳しいだろうなって思うんですけど。

楠和久農林課長

田んぼダムについて、取り組んだことによる災害が発生した場合には、これは佐賀県が行っている事業ですけれども、そこは受益者負担なしに、災害復旧に係る受益者の負担分を県のほうが見るという制度になっております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

一般質問でもあってました、この参考資料でいうと、地図の青い部分の神辺町ののり面ってところが、結局、答弁では何か要件を満たさないってところがあって。

そこをもう一回説明をしていただいていたいいですか。

楠和久農林課長

要件を満たさない理由といたしましては、農林でいけば、国の事業であったり、県の事業であったり、いろんな条件がございます。

その中で、今回対象とならない理由といたしましては、自然に出来てる山の斜面が対象となっておりますので、造成とか開発とかによって出来た人工的な斜面、のり面について、対象にならないという制度になっております。

西依義規委員

それに対して、誰が扱おうが、もちろん危険なことは変わらないわけじゃないですか。

国の事業だろうが、民間がしようが。

それに対する市民の命を守るという観点から、それで一辺倒で果たしていいのかなという、聞きながら疑問があったんで。

ほかにこの引き出しみたいなのが農林課以外に……、農林課はありません、維持管理課もありません、という御答弁だったんで、本当にそういう場合は、民間さんが開発したところが、例えば、現状生きてる会社ならいいですよ。

その会社がもうなくなりましたと、もうありませんと、その民間会社が。そういう場合はどうなるんですか。

それでも、国の責任も県の責任も市の責任も、全くないんですか。

楠和久農林課長

民間での対応ということで現在考えておりますが、それが開発事業者なのか、地権者なのか、または、それに係る受益なのか、そこは一概には言えませんので、第一義的には地権者になると思いますけれども、それも当然、民間での対応になるんで、はっきりとどっちかっていうのは、それぞれの事情に即した対応になると思いますので、そこをはっきりどうっていうふうには、ならないものと認識しています。

小石弘和委員

今、人工のり面はその対象には入らないということが全面的に出てきておりますけど、これは40年前、県の許可を受けてるんですよ。

そして、四、五年前に広島県は、人工のり面に全部してるんですよ。

それは、県の主導でやってるわけですよ、広島県の場合は。

何で佐賀県ができないかというようなことは、疑問には思うわけ。

県が許可しているんですよ、40年前に。

全部申請して、県が許可しているのに、人工のり面はできないというふうなことを一方的に言われても、そうしたら、県の許可権者がそんなことを言えるかなというふうに、私は疑問を感じるわけです。

以上です。

池田利幸委員

2点聞きたいことがありますして、まず、人工のり面、人工のり面って言われてる部分があるんですけど、実際、今回崩れてるところって、別に何も手を加えてる場所じゃなくて、普通に山あいのところが崩れてると思うんですよ。

下のほうは開発のためにブロックしてっていう部分で、どこまでを人工のり面っていう考え方になるのかなっていうのがまず1点。

それと、反対側というか、少し西に動いたところも全部土砂災害、急傾斜地の危険区域に入っていて、それと工事が入ってる部分、で、また、あの辺って、ここから森林経営管理制度とかで話を聞いていく部分になると思うんですよ。

で、その部分で今回崩れましたそのエリア、民間、地主さん、地権者さんは、もう管理をお任せします、お任せしたいですってなった場合で、仮にそこじゃないところでも、お任せしますって言って、任されたところが崩れたってなったら、結局、そこは復旧だったり何

だったりっていうのはどこがするのか。

その考え方は、基本的には、今回は崩れてますって、崩れてないところも、今後崩れますってなったときに、そうしたら、崩れたところの地主さんがお金払ってくださいよってなるのか、いえいえ、もう管理を任されてるんで、市がするんですっていう話になるのか。

僕もずっと一般質問から聞いていて矛盾を感じてる場所がありまして、その辺、この2点、どういう考え方なのかお聞かせ願えますか。

楠和久農林課長

どこまでが人工のり面かっていうところですけども、今回崩れたところが、細かい工法は分かりませんが、山を切っているんですね。

なので、通常、山の自然な斜面ではないということです。

山があったのを切って住宅地を造ってあるということで、人工のり面というふうに判断されるということになります。

で、もう一点、森林経営管理制度とかの絡みですけども、まず、森林経営管理制度は、あくまで木の伐採とかになりますので、それが原因で、木を伐採したことによって、土砂災害っていうのが発生するかどうかは分かりませんが、基本的には、森林経営管理制度を進めていくことで、災害が発生するということはないとは思っていますが、当然、仮にそういうことになった場合は、実際は個別に判定をしていかないといけないと思っております。

以上です。

池田利幸委員

人工のり面を造ってあるところの上のほうにあるところ、今回の場合のようなところ、ああいうところも、基本的には森林経営管理制度でのエリアに入ってるのかっていうのと、そういうところの申請も、行政としては、お願いしますって言われたら受ける体制なのかっていうのは、教えてもらっていいですか。

楠和久農林課長

基本的に、国有林以外の部分については、おおむね、ああいう山林、森林については、制度の範囲内に入っております。

で、当然、そこを施業するかどうかっていうのは、場所によって入れるところ、入れないところとかがありますので、そういったのを見ながら対応をしていくというふうになると思います。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で、農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩



午前10時51分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

中島勇一建設部長

建設部でございます。

9月補正予算について各課より説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。



建設課・維持管理課

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

建設課、維持管理課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、建設課分につきまして御

説明を申し上げます。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、国土交通省・今町線の道路整備を図るため、測量設計を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

事業の概要でございます。

主要事項説明書にて御説明をいたします。

本事業は、道路幅員が狭く、また、歩道の狭小区間もあることから、道路利用者の安全確保が懸念されるため、道路改良事業を行うものでございます。

今回の補正では、路線測量及び道路予備設計を行い、地元との協議、調整等を図りながら計画幅員や道路線形などの基本計画を策定したいというふうに考えてるところでございます。

続きまして、当該路線の選定手順ということで、参考資料のほうから御説明をさせていただきます。

参考資料の2ページをお願いいたします。

こちらでは、まず新規道路事業の選定でございます。

選定フローに沿って段階的に絞り込みを行ってまいりました。

まず、現在進めております、国、県、市の道路事業を確認した上で、都市計画マスタープランに掲げる路線をベースに、対象路線の選定を行いまして、その選定した路線を評価し、事業可能性を決定したところでございます。

3ページをお願いいたします。

道路事業の現状といたしましては、国、県、市がそれぞれ事業主体となり、現在11路線の整備に取り組んでいるところでございます。

そのうち、本市が進めております、轟木・衛生処理場線、飯田・水屋線などが令和5年度完成を見込んでいるところでございます。

4ページをお願いいたします。

次に、本市の都市計画マスタープラン、こちらに位置づける将来道路網の方針でございますけれども、この中では、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の3つに区分し、それぞれ役割分担を行っているところでございます。

この中で、主に市道が役割を担う補助幹線道路につきましては、全体で23路線ございまして、整備済みが13路線、整備中が1路線、概成が7路線、未整備が2路線となっております。

この概成といいますのは、都市計画幅員まで達していないが、現況幅員が一定の幅員を満たす道路という位置づけになっているところでございます。

5ページをお願いいたします。

先ほど言いました、概成7路線、未整備2路線、この合計9路線について、今回評価を行いまして、この中で道路整備の必要性が高い路線を選定することとしたところでございます。

6ページをお願いいたします。

選定しました9路線については、主に交通安全、渋滞緩和、防災・減災及び新たな土地利用など、4項目で評価を行いまして、これに要望等、また、補助事業採択などの観点も加えまして、評価を行ったところでございます。

7ページをお願いいたします。

ここで評価を行っているところでございますけれども、例えば、交通安全の評価という観点から申しますと、通学路の位置づけがあるのかどうか。

渋滞緩和の評価で申しますと、新たな交通処理の役割を担うかどうか。

新たな土地利用の評価では、周辺の未利用地が生かせるかどうかなどの観点から判断を行いまして、国土交通省・今町線の選定に至ったところでございます。

8ページをお願いいたします。

国土交通省・今町線につきましては、交通安全の確保、交差点の改良、新たな土地利用への期待などの整備効果を見込んでいるところでございます。

以上で建設課の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課関係分の補正予算の説明を行います。

補正予算の説明資料に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節14工事請負費につきましては、7月豪雨に伴い早急に対応が必要となりました側溝等の補修に要する経費を計上いたしております。

次にその下、目7道路新設改良費、節14工事請負費につきましては、6月議会で計上いたしました加藤田町入口交差点改良事業に伴います交差点照明灯などの整備工事に関連しまして、追加で必要となりました電線管路埋設に要する経費を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、7月豪雨により発生いたしました災害の復旧工事に要する経費を計上いたしております。

6ページの主要事項説明書をお願いいたします。

8月に開催されました委員会で御報告いたしましたとおり、現年発生公共災害復旧費といたしまして、立石・御手洗滝線などを4か所、また、単独災害復旧費といたしまして、養父町排水路など2か所の工事費のほか、今後の災害発生に備えた経費を計上いたしております。

なお、今回計上いたしております6か所につきましては、別添の土木施設災害復旧経費参考資料をお願いいたします。

資料2ページは災害の箇所図です。

3ページ目からそれぞれの箇所の説明になります。

1つ目が、立石町の立石・御手洗滝線、のり面が崩壊している部分です。

次の4ページ、同じく立石・御手洗滝線でございますが、沼川に架かる橋の部分で、崩壊しております。

5ページ、山浦町の宮の下5号線でございます。こちらも、水路の護岸が浸食されております。

6ページ、牛原町の四阿屋・筑紫神社線でございます。ここも、道路のり肩の崩壊でございます。

次が単独災害復旧費でございますが、養父町の排水路のくい、木々が倒れてるのは確認できるかと思えますけれども、水路の護岸の復旧でございます。

最後の8ページに、同じく立石町の排水路の護岸が崩壊しておりますので、これを復旧工事を行う予定といたしております。

以上、説明といたします。

久保山日出男委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

この土木施設災害復旧経費参考資料の中で、四阿屋・筑紫神社線はいつから通行止めになってるのかな。

そして、これは神社庁の許可を取らないかんわけ？

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

四阿屋・筑紫神社線の当該箇所につきましては、四阿屋よりまだ上流部分でございます。

で、路肩が崩れておりますけれども、現在コーンなどでり面に近づかないように対応はしておりますけれども、通行は可能としております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

西依義規委員

予算と直接関係あるか分かりませんが、新規道路事業の選定について参考資料がありましたので、この資料に関して質問をしたいんですけど。

7ページに、今課題になっている路線が9個上げられてますよね。

もちろん、重要な部分からされていることで、今回、国土交通省・今町線が選定されたことは、十分理解できるんですけど、これは多分、上の2つは都市計画道路ですよ。

上の2つは、もちろん、事業性として可能性が低いような気がするんですけど、例えば、この2つとも、市を結ぶ東西道路なんですよ。

だけど、例えば、田代駅・古賀線が途中で丁字でぶつかってますと、だけど需要がないわけじゃないんですよ。

東西行く車には必要なんですよ。

ただ、もう突き当たりが家がどって建ってるんで、道路の整備可能性は低いかもしれないんですけど、その機能は絶対要るんですよ。

だから普通、都市計画道路を廃止にするにしても、その代替道路は絶対必要なんですけど、これ両方、酒井西・宿町線も商工団地抜けて、アンダー、コカ・コーラまで抜けるって、例えば現実的に、家を全部ぶっ壊してでも……、私も事業化は難しいと思うんですけど、それでも東西道路は要るんですよ。

その辺の考え方って何かあるんですか。

例えば、この道路は無理としても、この道路を代替道路で造る、これを整備する可能性もあります、みたいな考え方はあるんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

都市計画道路自体が、御存じだと思いますけど、かなり昔に組織決定されているということで、今の社会情勢には合っていないようなところも正直あるというふうに認識をしております。

以前から、長期未着手の都市計画道路の廃止とか、そういったところを今都市計画課の中でされてますけれども、以前、南北で廃止をした路線がありまして、例えば、サロンパスの中を行っていった分が廃止になったと。

そういったものは、確かに、廃止に伴って代替路線として位置づけをされているというのはありましたので、今回、まだこれが一応存続中で残ってますんで、いずれ廃止になるにしても、当然、代替路線の位置づけが必要になると思いますので、建設課側としてはなかなか言いにくい部分がございます。

そこは都市計画課側のほうの判断になると思いますので。

以上でございます。

西依義規委員

確かにサロンパスの道路も、横に今泉・田代大官町線が出来たんで、いや、もうこれがあるから、確かにあれは要らないというふうに、代替道路を市が造られたわけじゃないですか。

だから要らないということになったんで。

例えば、前この委員会でも、酒井西・宿町線の代替として話になったのが、もう一個下の酒井西・真木線が、最後うどん屋のところで止まっているじゃないですか。県道17号で終点ですよ。

あれを国道34号なり新鳥栖駅なりぐらいまでぶち抜くと、東西の国道34号と国道3号の行き来ができるんで、じゃあ酒井西・宿町線は廃止しようというふうに……、要は東西を生かしたいんですね。

34号線と3号線を結びたいという目的が。34号線と3号線を結ぶ動線ですよ。

それをやらない代わりに、もう一個下の、自動車学校から県道17号までもう一個ぶち抜いて34号線までっていう考え方とかはあり得るんですか。

委員会で提案をしたいなと思うんですけど。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今のは、例えば、道路ネットワークの話になってくると思うんですよ。

当然、今、都市計画マスタープランの中で位置づけられてるのが、そういったところが今のところ未定といいますか、不透明な部分がございます。

やはり、そういった上位計画が、ある程度整理が必要になるのかなって、個人的に思っているところがございます。

以上です。

西依義規委員

ということは、建設課で今できる最大限は、ここに載っている道路の——私が言いたいの、今、これ2つ終わろうとしてるんで、新規事業をしますよね。

だから、またもう一個終われば、もう一個できるわけじゃないですか、どこかの路線が。今の鳥栖市の能力からすると。

だから、それを——重要性は分かりませんよ。どこをされるか分かりませんが、それなのか、それとも、上2つの代替路線というのは、優先順位的には高いのかなあと思うんですけど、その辺は乗ってきたりするんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当然、都市計画決定を打ってるんで、必要性はあるということで存続されてると思います。

ただ正直、今の社会情勢的に、鳥栖市のこれから、例えば、地区計画であったり、産業団地を造成するとか、いろんな方向性が変わってきてるところがございまして、そういったところの事業に伴って、新たな道路が必要とか、今後そういった話も出てくると思うんですよ。

そういったものを含めて、タイミングを見ながら議論はしなくちゃいけないかなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

県のやつも含めてですけども、中原鳥栖線のアサヒビールのところの堤防道路との交差が非常にいびつになって、それが工業団地のほうに、将来抜けていくのかいかんのかよく分かりませんが、拡幅されるという予定であろうかと思っておりますけれども。

この年度については、どれぐらいのテンポで整備されていくのかお尋ねいたします。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

鳥南橋の下野側のほうの話だと思います。

今、局所的に、下水とかそういったライフラインの整備で盛土ができなかったというふうに伺ってますので、それが一定整ってるっていう話を伺ってるので、これから局所的な曲がりの部分が工事に入っていくとは伺っているところがございます。

下野までの交差点の部分につきましては、県のほうから申入れがあってるのは、新産業集積エリアのところが開業に間に合うところでスケジュールを立ててるというふうに伺っているので、今のところ、そういったところのスケジュールを聞いてるところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

下野の交差点の信号のところまでが開業までっていうことで、ちょっと時間がね。

要は、それなら下野から先、江島までのやつはいつ頃出来るのか。

そうすると、もう一つは、肥前旭停車場線があっち行ったりこっち行ったりして、なかなか、小学校の通学路点検でも指摘されながら、そのままになってるっていうのは、これはどういう意味ですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今おっしゃってる中原鳥栖線の下野交差点から以西、それから、肥前旭停車場線の交通安全対策というところは、以前から課題があるということで話があります。

これにつきましては、当然、佐賀県にも機会があるごとに話をさせていただいてますけど、正直、なかなかいい返事を頂けないというところがございますので、今後も働きかけをして

いきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「肥前旭停車場線」と呼ぶ者あり）

こちらにつきましても、なかなか、話はしてるんですが、抜本的なところ、解決策というのが、まだ向こうもお持ちでないというところで、一つは、県でもいろいろ事業をされてるんで、その辺の優先順位があるということは伺ってるので、肥前旭停車場線につきましても、要望していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

中原鳥栖線の下野から江島までのやつは、もう新幹線が出来る前からほぼルートは決まってるんですよ。

それがいまだに、JRとの協議っていうことを建前にずっと遅れてきてるっていうことだろうと思うんです。

だから、やっぱりもう少し、市も積極的に強く要望をしていただければと思うんですけれども。

それから、肥前旭停車場線は、通学路であるということをお前提に整備が……、いびつなところ、特に郵便局の周辺。

あそこは、田んぼの持ち主は、一応オーケーって、ここで言ったらあれですけども、了解していただけないわけではないだろうというようなことから考えてみると、譲られないところをいつまでも待って置くよりも、そういった安全対策の、道がいびつになってるところをきちんと整備をするように、市のほうから、何回も申し上げますけど、全体的な県の姿勢、それから市の、例えば、アサヒビール誘致に関わる姿勢、どこをどこまで……、状況を見ながら言うけど、どういう状況を見ていくのかよく分からんけど、そういったところの取り組み方が、もう少し積極的に取り組んでいただければというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

中島勇一建設部長

積極的に要望に努めてまいりたいと考えております。

齊藤正治委員

スピード感を持ってね。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

今、道路の話になってますけれども、鳥栖市新規道路事業の選定についてのフローチャー

トを先ほど示していただきまして、1、2、3、4と手順がございまして、本市の将来道路網というところで、どういう道路を整備したらいいかという形になるんだろうと思うんですけども。

既に、既存の道路の改修といいますか、そういったところもあれば、本来から言うと、住宅がもう建ち並んでいるとかそういうところじゃなくて、まだまだ田んぼの状態とかそういうところで、比較的コストでこういう道路があれば、将来の――さっき西依議員の話もありましたけど、鳥栖市の交通渋滞緩和、あるいは、活性化っていいですか。

人の行き来、そういったところに資するような道路、ここにずっと新しいプランみたいなのを投げかけて、洗い替えというか、していただけるのかな、そういうことも考えてのこの将来道路網なのかなと。

今、どちらかという、既にあるやつから幾つかに区分分けされて整理されて、ずっと絞り込まれたというところ、新しいやつ、新しいプラン、そこに入れるかどうか、そういったところの手順は、どういうふうに考えられるのかなというところをお示ししていただけないかなと思いますけれども。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

新しいプランといいますか、当然、まちづくり的なものを見据えたところで、そういった必要性が出てくると思いますので、現状で、そこがあくまでマスタープランの中では、こういった位置づけになってるということで、これから多分、また新たに鳥栖市の中でも面的なところで変わっていくとか、そういったものが見えてくると思いますので、そういったときには、適宜、またこういったところの路線に加えながら、議論が必要になるというふうには認識をしてるところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

全く新しい道路を持ってくるというのもあろうし、よく言われますように、鳥栖市って丁字というか、行き止まりのやつが結構多いわけですよ。

その先はもう田んぼというか、比較的道路整備をしやすいところ。

誰が見ても、これはやったほうがいいんじゃないかなという声はいろいろと来てるんです。

そういったところも、胸襟を開いてじゃないけど、間口を広げて、絶えず対象に上げていいのかどうかは、日頃からどういう条件を整えればやっていいかなというところも含めて、ぜひ、ここだけに絞らなくて、状況の変化に合わせて、柔軟に対応していただきたいなというところがございます。

以上です。

小石弘和委員

1点お聞きしたいんですけど、建設課の参考資料の7ページ、先ほど、西依君のほうからいろいろ出ておりました、田代駅・古賀線、それから、酒井西・宿町線。

都市計画道路は、もうこの2件だけ？そして、渋滞緩和の有無は、丸印が2つともついてるけど、これは誰が調査したのか。

それだけお答えを。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現在、都市計画道路自体は、いろいろ未整備路線もあるというふうに思っております。

ただ、この2路線以外は、例えば、JR横断に関わる分、飯田・蔵上線であったり、当然、駅の方向性が見えないと位置づけできないというところ、それから、鳥栖駅・秋葉町線といまして、鳥栖駅の真ん前に1路線ございます。

そちらも、鳥栖駅の方向性に引っ張られるということで、現状では議論できないということで、この2路線に限定して上げさせていただいてます。

で、今回のこの丸につきましては、例えば、ほかの3番から9番と違いまして、3番から9番につきましては、基本的に現道拡幅ということで、歩道を整備したり、路肩を広げたりということで、交通量としては変わらないといえますか、キャパとしては変わらない。

ただ、この1番と2番につきましては、新規路線の位置づけになりますので、当然、今までの交通がそちらに分散することで、渋滞緩和に寄与するんじゃないかということ、今回ここに丸をつけさせていただいてます。

以上でございます。

小石弘和委員

渋滞は1つもしてないからね。

この田代駅・古賀線といたら、もう地域住民の方は代替道路を自分で考えてあるから、別に渋滞ということはほとんどないと思う。

そいけん、もうこの路線を切ったらどうかなくて。

違う方法にしたほうが早いんじゃないかと。

もう地域住民の方が自分自身で代替道路を決めてあるわけよ。

ここの次はこう行こう、ああ行こうというようなことじゃなし、もう恐らくこれは無理じゃないかなと、私は何十年、何百年たっても、恐らく無理じゃないかなというふうに感じています。

以上です。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御指摘ありがとうございます。

この（都）田代駅・古賀線は、おっしゃるように、正直、住宅地が連担してるところで、物理的には非常に難しいところではあると思いますけれども、現状、都市計画決定をして、存続という位置づけになってるものですから、現状では、まだ候補として挙げてるところでございまして、将来、廃止というのは、都市計画課として判断されるものかなというふうに考えてるところでございまして。

以上でございます。

小石弘和委員

これは、あそこのキューピーの東側から向こうだけの問題じゃないですもんね。

あそこのバイパスの路線から蔵上に抜けるのも田代駅・古賀線ですもんね。

あれ一体の問題ですもんね。

共乾のところに抜ける道が田代駅・古賀線ですもんね。

そいけん、今の考えは、キューピーの東側でしか全然考えてないわけです。

こっち側も考えることもなければ、もう廃止したらどうかなと私は思うんですよ。

特にバイパスはオーバーしかできないんですよ。

激しく交通量は何万台ってところから来るんですね。

あとは、その田代大官町・萱方線が開通すれば、相当緩和にはなるとは思いますけどね。

そいけん、早くそこらを急いでいただきたいなと思ったわけです。

終わります。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

小石委員の意見だけだったら、そういう委員会の意見になってしまうんで、私は反対論を言いますが、小石委員のおっしゃったように、あそこで止まっているからあの道路は何もならんとですよ。

例えば、山浦スマートインターまで行ったりとか、こっちまで行けば、もうとてもすばらしい道路なんで、もちろん、小石委員の家がとても大変なことになるかもしれませんが、立派な道路なんで、ぜひ、都市計画道路として、やっぱり、鉄道をどう越すかまで含めて、高橋のほうにつなげるのか、それと別に来させるのか分かりませんが、やっぱり、みんな大木川の横のあそこの道を使ってるんですよ。

とても狭いあれをみんな抜けてるんですよ、行きたい人は。

あれが果たして鳥栖市の道路かって言われたら、違うでしょう。もうただの川の土手でし

よう、あれは。

あれを皆さん道路として使われてるんで、そこは、私はやっぱり課題はあると思ってますんで。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

これって、今ずっと答弁のやり取りをされてるときに、都市計画道路なんで、都市計画課がマスタープランに基づいて考えますっていう答弁をずっとされてると思うんですよ。

これって逆に、道路を造るっていう部分で、建設課からこれどうするのって、考えないかんのじゃないのか、廃止せないかんのじゃないか——これは、僕も都計審で委員さんが言われてた部分で、頭にずっと残ってる分があって。

田代駅・古賀線がずっとあることによって、もう家が張りついてしまってますけど、あそこ制限がかかって、2階建て以上が建てられないとか、高層が建てられないとか、もう縛りが、40年以上ずーっとたったまんま、それに沿ってまちがもう出来てしまってるんですよ。

なんで、あんまりいい影響はないのかなと。

で、広げるなら、さっき西依委員も言われましたし、小石委員も言われました、いろんな考え方があるんでしょうけど、どうするのっていう話は、道路を造る建設課から都市計画課に投げかけないとまずいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうにやり取りをされてるんですか。

それだけ聞かせてください。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃる話につきましては、以前からも、当然、同課の中で話をさせていただいてますけれども、現状では、まだ存続ということで返事を頂いてますので。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

流れはそれでいいんですけども、地元の事情も代弁してここに出てるもので、私のほうも少しだけ言わせてもらいますと、今、新規道路のどこをどういう形で出していくかという中において、うちのほうの、特に、原古賀交差点って御存じかもしれませんが、区画整理したところの区画道路、4メートルの狭い道路を南北の縦断のために使ってて、中学生の通

学と併せて非常に危ないところであります。

実は、あそこの市の駐車場の一部を市に歩道にしてもらって使ってるというような、そういうところがございます。

で、もともとは、西の区画整理を造るときに、東西にきちんとした道路を造ろうと思ったけれども、なかなかそこまでいかなかったと。

で、東側に区画整理をするときに、その道路をするというような話で、実際にそういった計画の線もあるというところの話もあったり、あるいは、山浦スマートインターを、ずっとしきりに、昔から課題として残ってるので、そのアクセス道路も含めて、そういったところも、ぜひ、現実的になったときには入れていただきたいし。

あるいは、そういう話をするときに、さっきの新鳥栖停車場線、34号線に当たるところから先が止まって、今、バイパスのところは冠水して、通れない時間が何時間と出てくるというところの話の中に、国とかに話すと、基本的には、34号線のほうの新鳥栖停車場線から真っすぐ、新産業集積エリア、下野のほうに道を延ばせばいいじゃないというような、実際に国交省とかに行くと、そういう話も出てきたりするもんで。

そういったところの、市で管理できる部分と、そういった、国、県と、もう巻き込んで、国とかが出てくれば、実現する道路もありますんで、そういったところを巻き込んだところで、ぜひ、立派な道路網を造っていただきたいなと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら。



議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第43号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案甲第43号市道路線の廃止及び認定につきまして、御説明申し上げます。

資料は、鳥栖市議会定例会議案参考資料に基づいて説明いたします。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

今回は、廃止7路線、認定15路線でございます。

議案参考資料3ページの市道番号428酒井西・酒井東線、437飯田・酒井東線、3054飯田・川口線につきましては、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ建設事業に伴い、終点を変更するものでございます。

次に、4ページの1406折口4号線、5ページの1407鎗田11号線、6ページの1408船底17号線、7ページの2342柿添6号線、8ページの2343萱方前田4号線及び2344萱方前田5号線、9ページの2345雉子町12号線までの7路線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定を行うものでございます。

次に、10ページをお願いします。

10ページ、3066池の上線、3124東部57号線、3125池の上・頭無線までの3路線につきましては、開発行為に伴い、起終点を変更するものでございます。

次に、11ページの3197都原1号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に、12ページの4101東前1号線につきましては、現状で道路が確認できないことから、市道を廃止するものでございます。

最後に、13ページの5299村内13号線につきましては、開発行為に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

12ページの4101。廃止するということは、道路確認ができんというのは、どういう意味かな。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

こちらにつきましては、令和4年度、昨年、境界確認申請に係る相談の中で、当該市道については、現況存在しないことにより、土地の整理について持ち主より申出がございました。

現状では、道路について現地で確認できない状況でございます。

こちらにつきましては、登記関係の確認をしましたところ、旧字図には道路筆として記載をされてないものでございました。

そのために、地元区長、沿線の地権者の承諾の上で、法務局へ地図訂正の手続きを行い、道路筆の廃止をするに伴い、市道認定をしておりましたけれども、これを廃止するものでございます。

以上です。

小石弘和委員

それはおかしいんじゃない？これは非常におかしいよ。

こんな廃止の仕方は駄目よ。

承認できんよ。

詳しく説明をして。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在の字図上には道路筆があるんですけども、その道路筆が、国土調査前の旧字図には当該場所に道路と思われるような筆が何もないと。

で、そのことから、地権者の申出がございまして、道路の確認ができないので、道路筆につきましては、法務局の見解としては、旧字図にない以上、今の字図の道路筆に誤りがあるものと考えられるというところで、要は個人さんの財産の一部分だというような法務局の見解が出ましたことから、道路筆を地図訂正はしていただくんですけども、そこに市道認定をしておりますので、その市道認定を廃止する必要があるということで、今回お願いをしているところでございます。

小石弘和委員

もともとこの4101というのは、どのくらいの幅でどのくらいの長さがあるかということなんですよ。

これ、いつから……、実際いうと、この4101は市道認定でずっと来てるじゃない。

そこらをこういうことをすると、こういう道はいっぱいあるわけ。

詳しく説明して。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回の申出に対しまして、私どもも市道認定の時期なども確認をいたしました。

市道認定としましては、旧麓村の村道から市道認定をしました昭和34年の一括認定の際に麓村村道から市道認定をしております。

国土調査は、この辺りは昭和39年でございます。

ここにつきまして、私どももそういったことを確認した上で、法務局などとも調整をしたんですけども、法務局の見解としましては、先ほど申し上げましたとおり、国土調査時に新たに生まれた道路だという認識の下で、もともと個人さんの土地の一部を市道認定してい

たものと考えられるというようなところがございますので、ここにつきましては、法務局の見解の結果、民地と判断をしておりますので、個人の土地に市道認定だけしていて、現況その土地がないというところから、今回、市道認定の廃止をお願いしているところがございます。

以上です。

小石弘和委員

説明は分かるけど、幅と延長を答えて。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

道路台帳上では、幅員が平均1.8メートル、延長が90メートルほどでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

これで終了いたします。



報告第12号専決処分事項の報告について

久保山日出男委員長

続きまして、報告第12号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

専決処分事項の報告について、御説明いたします。

委員会資料、専決処分事項の報告についての2ページをお願いいたします。

事故に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものでございます。

相手方は、鳥栖市田代本町の老人福祉施設でございます。

専決処分の日は、令和5年8月21日でございます。

事故の概要といたしましては、6月議会でも御報告いたしましたけれども、令和5年6月1日に市道上天・国道線、加藤田町の交差点のところでございます。

道路拡幅工事において、水路底を掘削していたところ、水路底に敷設されておりました水

道管を破損させたことによって、水道管内の水質異常が発生し、相手方の所有する施設の営業に支障を来したことから、賠償額をお支払いするものでございます。

以上、報告といたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

これは、前回の時も御報告いただいてましたけど、あの水道管で何でここだけなのかと、相手方の所有する施設の営業に支障を来したっていう部分と、この金額っていうもののバランスっていうか、なぜ54万8,600円になるのかを教えてもらっていいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、6月1日の事故当日に、濁り水の苦情といいたいまいしょうか、そういった申出が出たのが市内で7か所、上下水道局のほうにあっております。

そのうち、こちらだけは個人宅ではなくて、こういう施設での被害が出たというところで、実際に施設の営業に支障を来したと。

こちらは老人福祉施設で、配食サービスや入浴サービスを行っている施設でございますけれども、こちらは受水槽が、高置水槽を置かずに、水道管から直接水道を食堂やお風呂場などに引いてる関係で、直接濁り水の影響が出たものと考えております。

で、中身につきましては、水道が使えないということで、飲料や洗濯ができないことに伴い、備蓄されていた飲料水分、それから、洗濯中に濁り水で汚れたということで、リネン関係の費用とかクリーニング代。

それから、食事の配食サービスをされておりますが、それができなかったということで、急遽外部に依頼をされた分。

それから、施設内の濁り水の対策として、その後のボイラーメンテナンスなどを行ってある費用などなどを合わせた合計額が、この金額となっておりますのでございます。

以上です。

池田利幸委員

明細を教えてくださいありがとうございます。

逆に言えば、7か所、濁り水、個人さんも含めて来ているって、個人さんからそういうことがありましたといったら——今の時点でもうないのかもしれないですけど。

あったら、個人さんにもこういう感じで賠償をするっていうことになるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

その状況、程度によって、必要であればということになりますけれども、濁り水が出た残

りの6か所の分については洗管――要は水を流して、濁り水が出ないようになるまでの対応などは当日行っておりまして、それで、濁り水が出なかったところで、一定、苦情といいましょうか、その申出については、対応をしたところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

この金額の根拠は、今もろもろ言われたけど、それは領収書でチェックしたわけ？

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

中身につきましては、外部にされたものについては、外部の見積書とか請求書を頂いております。

そのほかにつきましては、備蓄水であれば、使用した数量などに基づいて確認をしまして、水道のほうで加入している保険会社のほうにも、内容について、保険の対象になるかどうかの確認をして、対象になるというような確認をした上で、お支払いをしているところでございます。

今回は、原因者がはっきりしているので、水道の保険の適用はないんですけれども、一応、保険の対象になるかどうかの確認だけをしているところでございます。

以上です。

齊藤正治委員

これは近隣の、例えば隣の家とか、そういったところは、そういった事象があったのかどうかというの、確認されたんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

当日、濁り水の申出があったところについての対応だけはしておりますけれども、例えば、この老人福祉施設の近隣の住宅に、こちらから確認などは行っておりません。

齊藤正治委員

恐らく、こういったものに市が賠償責任をどこまで持つかっていう話でしょうけれども、あんまり根拠がないような金額の算定の仕方っていうか。

そういったことをするならばするで、やっぱり、周辺の人たちにも、ここは出てますけれども、こういうふうな事象がありませんでしたかっていうことを調査して、その上で、支払いをするならする、せんならせん、というようなことじゃないと、今からこうしとったら大変なことに……、言ったもん勝ちで、言わない人はじっと我慢しとったわけで。

54万8,000円というのは、水道料金に換算すれば相当な金額ですよ。

その時間というのは、これだけの水量を出す時間というのは、もうかなりの時間ですよ、時間的には。

だから、そうしたら、その周辺の地域の人たちが、当然、そういった汚れ水が出ておった損失、その分は、例えば水道料金を安くしろとか、何割引とか。

そういうことは、当然言っただけのべきやけど、そういったことが出てきてないっていうのも、これは本当にあったのかなっていうことをちょっと疑わざるを得ないということだけ言っときます。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

確認ですけれども、このダイレックスの横の事故現場、それと、このNPO法人アライブ「たしろの大地」は距離的にどのくらい離れてるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今ははっきりした距離は分かりませんが、1キロメートルあるぐらいではないかと考えられます。

ただ、このときは、加藤田町の事故現場から影響が及ぶと想定される範囲というのは、破った管が幹線の200ミリの大きな管でございましたので、かなり広範囲に渡るものと想定されております。

現に、残りの6か所についても、田代地区一帯の各地で、場所が固まって発生したわけではないというところがございます。

ですので、影響について、どのようになっていたかというのは、正直はっきりしたことは分かりませんが、ふだん動かない濁り水が、急激な水量の移動に伴い引き出されて、一定程度水量を使うこの施設のところで出てきたものではないかということが、一つ考えられるところです。

以上です。

江副康成委員

事故も午前10時頃ということで、そこしか使わないような夜中の時間帯ということでもないもので、今、委員さんいろいろ話してるけど、少なくとも、その1キロメートルの範囲内のところには、濁り水が出てたのであれば、当然、何らかの形で影響は及ぼしていたんじゃないかな。

流れからいうと、たしろの大地さんがある方向のほうに、汚れ水が行くような流れになってたのかもしれませんが、その方向のほうに対しては、やっぱりある程度配慮してやらん

といかんのかなというふうに、私も思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で建設課、維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 1 時10分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

都市計画課

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、都市計画課関係の議案について御説明いたします。

資料については、委員会資料の7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金59万6,000円につきましては、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金として受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目4緑化推進費、節10需用費16万8,000円につきましては、花とみどりの祭りに関する経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会の補助金として40万8,000円を計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

都市計画費県補助金で花をお配りになると思うんですけど、前回、お花を頂いたんですけど、その花があんまりよくないんですよ、枯れたりですね。

そいけん、もう少し品のある花苗を頂きたいというふうな、全般的な市民の皆様の御意見をお伺いいたしました。

私も実際に植えましたけど、枯れました。

そいけん、もう少し立派な、枯れない、そういう花を選んでほしいと思います。

以上です。

予算はどうでもいいんですよ。

久保山日出男委員長

答えは。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

了解しました。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

予算には関係ないんですけども、来年に、いわゆる国体とか70周年とか迎えるわけですけども、それに対する緑化あるいは花と緑のフェアとかそういったことの開催予定を考慮しておられるのかどうか。

ざっくりでよかですけど。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今、政策部のほうで、各課の意見というか、予算取りというか、そういったものやっておりますので、70周年に合わせて花とみどりの祭りのほうも、こういったものか、今から検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

今の関連ですけど、考えておりますじゃなく、やりますってはっきり言ってくださいよ。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

70周年記念事業に関しては、少しかさを上げて実施していきます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、それでは、都市計画課に対する質疑を終わります。



所管事務調査

土地利用（都市計画、区域区分、地区計画、鳥栖駅周辺整備等）について

久保山日出男委員長

続きまして、所管事務調査を行います。

土地利用（都市計画、区域区分、地区計画、鳥栖駅周辺整備等）について、執行部より説明をお願いいたします。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、お配りしております所管事務調査の資料に基づいて……、これは鳥栖駅東の御説明も続けてよろしいでしょうか。

久保山日出男委員長

よかですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ようございます。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

では、続けて御説明申し上げます。

まず、令和5年9月建設経済常任委員会所管事務調査という資料のほうには、市街化調整区域における地区計画、それから、市街化調整区域における50戸連たん制度について、ただいまの状況を記載しております。

繰り返しになる部分もございますが、改めて御説明いたします。

まず、1つ目の市街化調整区域における地区計画につきましては、これまでの経過といたしまして、令和5年3月に運用基準をつくりまして、4月から運用を開始しているところでございます。

現在の状況といたしましては、地権者、それから、開発業者、デベロッパーの方からの問合せ等が多数あっているところでございます。

また、具体的な開発計画の作成とかなに向けて動き出したいという事前相談もあっているところでございます。

取組状況といたしましては、問合せがあった際には、運用基準における対象地区の面積、それから、要件、建物の用途、実際の諸手続について御説明を申し上げ、具体的な開発計画が事前にあった場合については、関係部署との連携を図り、情報を共有しているところでございます。

2つ目の市街化調整区域における50戸連たん制度につきましては、これまで平成30年に江島地区40.4ヘクタールの指定を受け、38区画の分譲が今なされているところでございます。

令和5年4月には、養父地区9.5ヘクタールが指定を受けておりまして、3区画の宅地分譲がなされているところでございます。

取組状況といたしましては、本年、今町の地区指定に向けた調査業務を実施しておりまして、来年4月の区域設定を目指すことといたしております。

その後、数か所の町区から相談を受けておりますので、町区、それから、県との連携を図りながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

後になりましたけれども、次のページにつけておりますのが、地区計画の概要と申しますか、範囲でございます。

凡例のところがございます通り、緑色で囲っている、ちょうど市中心部から東寄りのところについては、新幹線駅周辺型ということで、商業系、住居系、工業系を見ているところでございます。

それから、青色で囲んだ右側のジャンクションにつきましては、高速道路インターチェン

ジ付近型ということで、工業系を予定しているところでございます。

それから、ちょっと見にくくはございますが、赤色で囲っているところが小中学校周辺型ということで、住居系を誘導するようにしているところでございます。

次に、第1回鳥栖駅東短期施策検討会を、去る8月29日に実施をしております。

そのときの資料に基づきまして、若干端折った形になるかもしれませんが、御説明申し上げます。

それでは、資料1でございます鳥栖駅東短期施策検討会設置要綱でございますけれども、ここに書いております設置の目的、第1条でございますけれども、鳥栖駅東からの利便性向上等を目的とした短期施策の検討に当たり、広く有識者の意見を聴取するために開催するものでございます。

次を開いていただきますと、短期施策の検討会のメンバーを記載しております。

自治会代表といたしまして、鈴木区長、久保山区長、龍頭区長。

それから、商工代表といたしまして、商工会議所の大島副会頭、それから、同じく商工代表といたしまして、商工センターの松雪会長。

商業代表といたしまして、商店街連合会から緒方会長。

プロスポーツチームが、サガン・ドリームスの内田会長、それから、SAGA久光スプリングス株式会社のほうから、小早川部長に委員のほうになっていただき、オブザーバーといたしまして、佐賀県県土整備本部まちづくり課の山本課長に入っているところでございます。

また、鳥栖市といたしましては、建設部長と私が会のほうに入っております。

この中で会長、副会長を決める必要がございましたので、会長につきましては、鈴木区長、副会長につきましては、久保山区長のほうに就任いただいたところでございます。

次に、資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、まず、経緯のところでございますけれども、昭和、平成、令和と、それぞれ様々な検討をなされたところでございますが、駅周辺、鉄道高架等のありようにつきまして、それぞれ、断念をしたり、次世代先送りをする中で、虹の橋が唯一出来ているということでございます。

それから、その右側に①JR鳥栖駅周辺整備推進協議会というところから、平成18年に鉄道高架について白紙撤回をした後に、この赤色のところが、ちょうど鳥栖駅地下通路の南側を延伸してはどうかという案が出されております。

また、平成30年に鳥栖駅周辺の事業を断念した後に、令和元年、商工センターから出されたのが、右下の要望書でございます。

虹の橋を拡幅するような形で、橋上に改札口を設けながら、それぞれのホームに人を下ろすというような案が出されたところでございます。

しかしながら、鉄道高架、もしくは、橋上駅の断念に伴いまして、こういう出された案についても、検証がなされていないということから、このページの一番左上に書いておりますが、このくだりの下のほうですけれども、過去の経緯を踏まえ、事業推進を図るために、短期・中期・長期と段階的に事業を進めていくことといたしております。

次に、資料3をお願いいたします。

ここでは、鳥栖駅周辺における現状ということで、それぞれ今の状況をお示ししております、虹の橋があることで人の行き来はある程度できていると。

自転車についても、ある程度渡すことができるということで、かつ、その右側におきましては、鳥栖駅西側のピーク時には、混雑が見られるような状況ですとか、右側下の写真につきましては、サガン鳥栖のホームゲームの開催時には、東側にもにぎわいがある程度出来ているのではないかとというような御説明をしたところでございますが、特に、左下のA、B、C、Dと駅周辺の人の動態を描いたものでございますが、このEというところがちょうどJRの改札口でございまして、改札口へ人の流れがどのように動いて、改札口からどのように人が動いているかというものを数字で捉えたものでございます。

特筆というか、ここで強調したいのが、右下のDのところ、虹の橋を渡って駅に向かわれる方、駅から虹の橋を渡って東側に抜けられる方の割合が全体の25%、4分の1あるということでございます。

一番上に戻りますが、平成8年の虹の橋の整備によって、鳥栖駅周辺の東西連携については、一定改善はできていますが、JR鳥栖駅利用者の東西の移動の利便性向上と、また、日常のにぎわいの創出が課題であるという自己評価をしたところでございます。

次に、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、この短期施策の検討会と並行いたしまして、業務をコンサルのほうに出しております。

事業の概要といたしましては、現状の課題整理を行い、既存の施設の活用方法等の検討、それから、短期施策として東口の設置等も含めたところで案を出し、それぞれに検証することといたしております。

次の資料5でございますが、全体のスケジュールでございまして、上のほうが、委託しております調査業務でございます。

6月補正でつけていただきまして、8月に業者と契約を締結することができております。

ただ、その業務期間として、1年程度必要になるのではないかとということで、点線で伸ば

しておりますが、年度内の事業の完成を目指すものの、来年度に繰り越すことも想定をしているところで、検討会につきましては、調査業務が終わるまでの期間を委員の期間として設定していることから、繰り越すのであれば、同じく来年6月までお付き合いをいただくということにしております。

最後の資料につきましては、参考資料としておつけしておりますが、検討会の中におきまして、様々な御意見を頂いたところでございますが、その中で代表して幾つか申し上げますと、やはり既存のJR南側の地下通路の延伸をしてはどうかという案、それから、虹の橋なりを使って、橋上から人を下ろしてはいかかかという案、それから、新規に地下通路を東西に伸ばしてはいかかかというような案を頂いておりますので、それも含めたところで検討をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

久保山日出男委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、質問のある方はお願いいたします。

小石弘和委員

今、課長の説明で、検討委員会の中で、南側地下通路を延伸したらどうかというふうな話が出てると。

そうすると、これは乗客しか東側には出られないと、一般の方はどうなるのかなあというふうな疑問が出てくるわけでございまして。

私、前からいろいろお話を、もう10年前からずっと聞いておりますけど、これはまずは高さが足らないと、その地下通路が2メートルしかないというふうな形なんですよ。

で、下に掘るわけにはいかないし、北側のように通路に水が入る危険性もあるし、上に上げるというようなことも不可能じゃないかと。

そして結局、東側に出ても、ほがした場合、何が埋まっているかというようなことも分からないわけですよ。

そうすると、この検討委員会の中で、南側の地下道を延伸するというふうなことは、非常に難しいんじゃないかなあ。

それから、あくまでも駅出入りの方だけの東口になるものか、東西連携になりますと、やはり、一般の方が虹の橋を渡るような、常に開放した東口にならなくては意味合いがないんじゃないかなあというようなことを、私も疑問視しておりますので、その点、検討委員会でどんなふうな話が出てきたものかなあというようなことをお聞きしたいと思います。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

検討会の中では、駅東口っていう切り口で、今、小石委員さんがおっしゃったように、駅利用者しかその地下通路は通れない、で、一般の東西の連携については今の虹の橋を使うと。

ただ、イベント開催時とか、そういう混雑するときには、東口があったほうがいいというような意見も頂いたところでございます。

小石弘和委員

虹の橋の耐用年数が来てるんですよ。

サッカーのときに、大量に移ったときに、行政サイドで人数を制限して渡らせていたというようなあれもあるわけでございまして。

虹の橋を利用するにしても、今からずっとサッカーがあるときには、あそこを通ったり何たりしますし、そこらをやっぱり検討する筋合いもあるんじゃないかなと私は思うんですけど、その点どういうふうに思われているものか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

おっしゃるとおり、虹の橋についても、もう随分時間もたっておりまして、老朽化が今後どのように影響するのかということも十分検討していかなければならないと思います。

先ほど、地下通路の高さの話も、私の答弁が漏れてるんですけど、今の道路構造令上でいくと、2.5メートル以上の高さが必要ということと、今の地下通路が、既存不適格というんでしょうか、2メートルちょっとしかないので、その技術的な要件についても、今まで検討がなされておりません。

きちんとしたエビデンスを出すためには、一度、どういう手法で、仮に抜かすとするならば、できるのかできないのか、金額としてどの程度かかるのかというようなものはじき出さなきゃいけないでしょうし、今おっしゃった虹の橋についても、どの程度の補修を必要とするのかとか、どの程度の耐用年数がそれで確保できるのかとかいうところも、併せて検証しなきゃいけない部分ではあると思っております。

以上です。

小石弘和委員

説明よく分かりました。

その点を十分にお話しをしていただくというような形で、検討していただくというようなことですが、私が一つ不審に思ってるのは、この鳥栖駅東短期施策検討会委員の中にJRの人が入ってないわけですよ。

これはどういうふうを選任されたのか。

これはJRが入らなければ、何も前に進まないんじゃないかなというふうには思いはするし、この中に、技術者の方が入るべきじゃないかなと、JRも含めて。

そいけん、このメンバー、オブザーバーのメンバーを選ぶ時点で間違ってるんじゃないかなというふうに、私は思うわけでございます。

これは誰が選んだか私も分かりません。

選ぶことが大事じゃないかなと、短期であろうが何であろうが。

私はそういうふうに思いはするんですけどね。

それを答弁しろっていうと難しいかも分かりませんが、私の考えは、そういうふうな、何を検討するにしてもここが一番大事なメンバーなんですよね。

この中にも、技術屋さんである木原君が入っているいろいろ検討を述べるような部類のメンバーでもないし、中島部長と向井次長が入っているような状況で。

前向きな意見は恐らく言えないと思うんですよ。

そういうふうな点が、ちょっと私、不審っていうたらいかんですけど、何か不安な感じがいたすわけでございます。

齊藤正治委員

私、小石さんと意見が違いまして、平成18年の12月の議会で、当時の峯部長の答弁に、南側の地下道、東口を造るということで、恐らくJRと基本的な一致があつたと思います。

そのときに、費用が2億円かかると、で、その2億円をどういうふうに分配するかというときに、その協議だけがまだ残ってるというような、議事録を見れば分かると思うんですが、そういう答弁があつております。

だから、それを基本的な問題としてすれば、やはり、JRと鳥栖市との協議は基本的にはできてるんですよ。

ただ、それを今、高さの問題とかいろいろありますけれども、高さの問題は、JRが地震対策、耐震、何をやってるかって、何もやってないわけですよ。

それと、新しい建築基準法で、これから先、東口の出口から先は新しい建築基準法でやりさえすれば、別に問題はないというふうに私は思います。

東口は、鳥栖駅利用者の利便性を高めていく、特にスタジアムで2万人近くも人が集まったときに、混雑具合を見ると、虹の橋だけではとても危険です。

だから、駅、汽車を使う人、使わない人、それを分散させていくためには、やはり、駅そのものの利便性を高めるっていうのがいいことであるということで、やはりそれは南側の地下道延伸によるのが、私は経費も安くいくんじゃないかなろうかと思っております。

それから、トータルで言えば、やはり鳥栖市が抱えてる一番のものは東西連携ですね。

東西連携について言えば、大分駅がやはり16年で出来上がってるんですよ。

長期、長期と言われるけれども、確かに16年は長期かも分かりません。

しかし、ここの道路等の問題を考えてみると、都市計画道路3本のところもありますけれども、それを考えてみると、鉄道高架をやったほうが、やはりスムーズにいくと、で、新しいまちをつくりやすいと、そういう利点がたくさんあるわけですね。

だから、金はかかるかもしれませんが、いろんなものを組み合わせていけば、補助メニューが国にはたくさんあるわけでございますんで、それをやっぱりやっていると。

国土交通省と勉強会をやったとき、トラックヤード、貨物ヤードがありますけどどうしたらいいですかって聞きましたら、そんなものは移転させればいいんですよって、で、特にインターの近くだから、区画整理して、新たなところに貨物ヤードを造っていくというようにすれば、それで済むんじゃないですかっていうことを、いとも簡単に国土交通省の方はそのとき言われておりました。

そんなもんかなあとって聞いてましたけれども。

そういうことで、将来的な鳥栖市の東西連携の在り方を考えると、やっぱり、この事業はどンドンどンドン進めていってほしいと。

やっぱり東口を早く造ってほしいというのが、周辺住民も駅利用者も含めて、そういうことでございますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は要りません。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

まず、駅の話がずっとあつてるんで、駅だけ聞きます。

鳥栖駅東短期施策検討会スケジュール(案)っていうのを載せてもらってるんですけど、さっき御説明ももらったんですけど、鳥栖駅東短期施策調査業務っていうのが年度内までに取りあえずやりたいけど、延びる可能性はあるっていうふうに言われてた中で、その下の検討会なんですけど、検討委員会(第2回)が2月頃に行われるっていうことをここに書いてもらってます。

この前あった第1回のときの話聞きよつたら、今回のメンバーもそうですけど、みんな東口をやれっていう話だけで、反対意見とかあんまり出ることもなく、みんなやれっていう話になったっていうふうなことを聞いてますけど、まずその第1回目、何ていうふうにその委員さんたちの話がまとまったのかを教えてほしいのと、その意味合いでいくと、第2回をここでする必要があるのかな、どうなのかなっていう部分があるんで、中身を聞かせていただいてもいいですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

まず、この検討会の主旨といいますか、それぞれのお立場の方から、それぞれの率直な意見を頂きたい、で、この検討会の中で何かを決めるとかいうわけではなくて、それぞれの今置かれている、特に東側の方たちの思いとかいうのを聞く場というふうに何度も御説明をいたしております。

ですので、先ほど小石委員さんのほうからもありましたけれども、JRさんとか大学、要するに有識者、大学の先生とかいろんな工学に強い先生とかいうのは、今回、委員には入ってもらってません。というのが、議論する中身にまで至らないだろうというのが、我々の今回の短期施策の委員会を開催した目的でございます。

というのをまず押さえおきいただきたいと思います。

で、検討会については、数案検討、調査をする必要がありますので、ここで言うところの四、五か月はかかるだろうということで、第2回を令和5年度2月頃に開催するようにはしておりましたが、途中経過でも構わないので、年内にもう一度ぐらい開いてくれという御要望がございましたので、11月もしくは12月に、案としてまとまてはいないかもしれませんが、途中経過として開催いたしますということで回答をしたところでございます。

それと、具体的な内容については、3案ほど出されたのがありますが、細かい内容については、後ほどホームページのほうに議事録を上げるようにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

僕がその先に言いたかったのは、この調査の結果、途中の報告とかそういうのがあって第2回があるならまだ話になるんだろうけど、調査期間はぐっと伸びていてっていう中で、2回目を早めにしても意味がないけん、経過報告っていうのを出してからやってほしいと。

そのとき経過報告が出るなら、僕らにも報告を頂きたいなっていう部分で、ここは確認っていう部分で。

結局は、こういう方向でやりますっていう部分で、このメンバーの人にいろんな話を聞いて、これいいねとかいう部分であっても、実質、技術的にできるかできないかっていう部分とかがないことには、話はできないんだろうなって、僕、一般質問か委員会的时候に前も言ったんですけど。

結果的に、話ではやりたいねってなっても、技術的にできないってなったら、その話自体がなくなってしまうからっていう部分で、途中の経過報告とか、その調査が現実的にできるかできないかも加味しながら、ぜひ話はしてほしいなと思いますんで、よろしく願いします。

野下泰弘委員

この検討会の中で、高架っていうところがほとんど話が上がってなかったと思うんですけど、これは議題に上げなくていいのかなと、今の段階で検討される中で。

特に、いらっしゃる団体の方の中には高架という要望をされてる方もいらっしゃったんで、この段階で、高架っていうのをいま一度、ありかなしかっていうところで検討すべきというふうに僕は思ったんですよね。

そこら辺どうなのかなと思って。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

委員会の中では高架の話も出ましたが、先ほど御説明した中で、これまでの経過を踏まえると、中長期的な事業を検討し、それから、結果として断念したり先送りする中で、短期、中期、長期っていうふうに期間を設定した中で、中長期的なものについては、今、委員がおっしゃられた、鉄道高架なのか橋上駅なのかというものを含めた検討が必要かと思いますが、それによらず、今回は短期的なものに限って検討をするというふうにしておりますので、中長期的な検討については、今後になると思います。

以上です。

江副康成委員

私も、今議題になってます鳥栖駅短期施策、周辺整備に限ってお話しさせていただきます。

今、向井課長のほうから御答弁があったように、この検討会のメンバーから率直な御意見をお聞きする場ということで、そういう形だろうなと私も承ってたもので、それはそれでいいんですけども、要は、基本的に聞いた後に時間をかけて、12月に向かって、何らかの方向性を出すわけですよね。

そのために、コンサルをプロポーザルで選定して、そこと一緒にこういう方向性で進めていきましょうという形のプロポーザルの選定があったはずなんですよね。

そのときに、今回選定されたところが、鳥栖市の方向性として非常にいいかなと思われて——3者以上応募をされたという話を聞いたんですけども。

今回、どういう形の方向性を鳥栖市が評価されて、一緒にやっ払いこうと、パートナーとしてやっ払いこうと思われたのか、その辺りをお聞きしたいんですけど。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今回の業者の選定については、プロポーザル方式で実施をいたしております。

プロポーザルに参加された業者さんは3者でございました。

プロポーザルに関しては、それぞれの視点において点数を評価をするわけでございます。

で、5名（49ページで「4名」に訂正）の委員から出された評点を基に業者を設定したということでございます。

以上です。

江副康成委員

そこを、何をもってこの業者って、今、コンサルじゃなくて業者って言葉を使われましたけど、どこに着目してというか、どこがよかったんですか。

そこをお聞きしたいんですけど。（「休憩せんね」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午後 1 時 51 分 休憩



午後 1 時 57 分 開会

久保山日出男委員長

再開します。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

先ほどの業者選定に係るプロポーザルの件で御説明をさせていただきます。

先ほど、次長のほうから委員が 5 名ということで申しましたけど、4 名の間違いで、訂正をさせていただきます。

プロポーザルの方法といたしましては、3 つのテーマで提案をさせていただいております。

その前に、業者の予定の監理技術者等の能力を判断するために、資格や実績、また、成績、表彰とか、そういったものを含めて、資格要件や専門技術、資格としての専門技術があるか、それと、専任性があるか、ほかの業務との兼ね合い、今、ほかの手持ち業務の件数とか、そういったもので技術者としての判断をしております。

それと、先ほど言った、テーマを 3 つ求めておりまして、1 つが短期施策を実施する上で有効と思われるその他の案について。

2 つ目に、実現性を検討する手法について。

それと、外部会議の運営方法についての 3 つの提案を求めまして、その中で、適格性、実現性、独創性の観点で評価を行いまして、その結果で最も点数が高かった業者を特定しております。

以上です。

江副康成委員

御答弁ありがとうございました。

3つのうちの1番目に言われましたけれども、その他の案という形の提案も求めて、それも評価されてるんだと思いますけれども、その他、1つじゃなくて、例示的に幾つかあったかもしれませんけど、どのようなやつ……、別にどこかでやってる話だから、名古屋とか、全国的に。

そういったところ、どういう案があったのかなというやつをお聞かせいただけないですか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

久保山日出男委員長

休憩します。

午後1時59分休憩



午後1時59分開会

久保山日出男委員長

再開します。

江副康成委員

分かりました。

契約上の問題もあるということは承知しましたけれども、ただ、もともと、今我々に所管事務調査で説明された以外の部分も、やっぱり方向性としてあるんだろうなというところは、可能性があるというところは、お答えいただけますか。

分からない？そいけん、今、もともと所管事務調査で南側の延伸だとか虹の橋のところからの話とか、幾つか説明されてましたけれども、当然、皆さんが知ってる話ですよ。

そのほかに、それ以外のところにも、方向性が示される可能性はあるんですかという話。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

先ほど、この短期施策の委員さんの中からは、東西に一本新たに抜いてはどうかというような意見も頂いたところでございます。

以上です。

江副康成委員

なかなか私の質問に対して答弁はないんですけども、何を言いたいかという、既存の中でなかなか解決できなかった問題を解決するために、プラスアルファの部分がないと、なかなか前に行かんだろうと思ってですよ。

初めに地元の関係者の率直な声を聞くというのは大事だと思うから、それはそれで評価して、この後は、専門的な知見等に基づいて、鳥栖市が鳥栖駅の東口を設けるに当たり、いろんな角度から何が最も適切かというところを、業者さんの経験豊富な知見に基づいて、提案されるんですねということです。

それでよろしいですか。

中島勇一建設部長

江副議員のおっしゃるとおり、多角的な目から工法を選定するといった考えでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

1点確認させてください。

僕の勘違いというか、あれだったのかもしれないですけど、今まで予算をつけますっていう中で、東口建設の可能性があるのかどうか、できるかどうかの可能性を調べますっていうふうにずっと説明いただいてたような気がするんです。

だけど、今この話を聞かせてもらって、プロポーザルしました、そういう独自のやつを入れました、基本的にはこれって、基本設計までを全部込みでそこにやって、要は基本設計をつくるっていう話になってるってことですか。

中島勇一建設部長

基本設計までではなく、概略設計で、工法の比較検討である程度の案を絞り込むといったところまでとなります。

池田利幸委員

結構な予算をかけて調査をする、その中で、同時進行で有識者の皆さんの話も聞いていくという、もう流れていったら、そこで、やります、可能性ありますって言ったら、もうそのままずっと調査のところまで……、別で今度は、また基本設計用の入札とかそういうのがかかってくるのかもしれないですけど、そこまでもう一気にいくっていうことが、先のところにはあるってことですよ。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

そういうことになると思います。

今回、比較検討して、短期施策検討会の皆さんの話も伺いながら、あとは庁内でどういっ

たことを進めていくかっていうことを決めながら、次のステップに移っていくことになると思います。

以上です。

小石弘和委員

東口っていうのは、恐らく暫定的な考え方と思いますよ。

最終的には、50年、60年先を見越して、高架というふうな形が出てくるかも分かりません。

しかし、暫定的でも、やはり、南地下通路の延伸も非常に難問題と思います。

もともと、虹の橋も鳥栖駅も、もう造り変えないかん時期にきてる、耐震が全くないんですよ。

そいけん、駅を扱うなら、JRも恐らくそれだけすると思います。

最終的には政治力と思うんですけど、暫定的な東口も政治力だと思いますけど、恐らくこれは無理じゃないかな。

私も20年前ぐらいからずーっとこの問題をお聞きしながら来ておりますけど、鳥栖駅自体はもう耐震措置がないんですよ。

いつ潰れるか分からんとですよ。

虹の橋も。

虹の橋がもし地震で落ちたら大変なことですよ。

そこらを考えると、難しい問題じゃないかなっていう、最終的には政治力が分かりませんが、お金かも分かりませんが、これはもう、恐らく鳥栖駅を何とかしなくてはいけないというふうなことが、一つのネックじゃないでしょうか。

JRさんも。

私はそう思います。

私の意見です、すいません。

江副康成委員

確認ですけど、今小石委員の御質問の中で、鳥栖駅はいいとして、虹の橋のほうも耐震不足というような話があったみたいだけど、虹の橋は耐震不足ですか。

中島勇一建設部長

基本的に道路の設計に使う構造物っていうのは100年設計なんで、耐震が劣るということはありませんで、補修、補強が必要となってくるということでございます。

小石弘和委員

要するに耐震がないというふうなことよ。

重みに耐え切れんとやけん。

西依義規委員

皆さん一通りしゃべられたんで、私も。

まず、齊藤委員がおっしゃった、平成18年の議事録を見させていただいて、確かに……、ちょっと読みますよ。

「次に、これらの施策のうち東口の設置に要する費用につきましては、地下道を延伸する土木工事費、駅舎の建築費、自動改札などの整備費用を合わせました概算事業費といたしまして約2億円を見込んでおり、このうち本市が負担する額につきましては、今後、JR九州との負担割合協議があることですので、現在、市の負担額については明確ではございません」という答弁が確かにあるんですよ。

これは平成18年なんで、大分前の話なんですけど、この事実は、今変わったのか、生きるのか、それについて。

もちろん、相手方のあることなんで、あんた、平成18年に言ったやんね、でいいのか、それとも、これは我々の議事録ばってん、今の交渉ではもうなかったことになってるのか、その辺についてまずお尋ねをいたします。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

私たちがJR九州と話をするとき、今の議事録をもって協議したことは今までありません。

なので、今のJRさんの体制の中で、それに関してどうお考えかというのは、2億円とか、負担割合とか、それは、JRとの協議の中でなのかとかいうのは、直接確認したことはございません。

以上です。

西依義規委員

これは部長が答えられてるんですけど、このJR鳥栖駅周辺整備推進協議会という団体の中で多分決まったことなんで、そこにJRさんが入ってたのか入ってなかったのか分かりませんけど。

今、私も初めてお聞きしたんですが、これが有効であれば、もうこれをもって……、今、物価上昇で何億円かかるか分かりませんが、ここは話の前提としてはないんですか。

当時いらっしゃらなかったんでしょうけど、その辺の引継ぎ等はあるんですか。

中島勇一建設部長

引継ぎに関しましてですが、そういった話は引き継がれておりません。

西依義規委員

いや、もちろん、委員会として今協議してるんで、齊藤委員がおっしゃったことが事実か

どうかは、ぜひどこかの話のタイミングで、議員たちからこう言われてると、それは今生きてますかねってぐらいは、まず聞いてもらわんと、これずっとこのままで事実が残ってるんで、ぜひそこをお願いします。

あと、委員のメンバー選定に、先ほど、忌憚ない御意見を頂くためにと、この選んだ基準は、何をもって選ばれたんですか。

例えば、要綱には、広く有識者等の意見を聴取するためって書いてますよね。

ちょっと、広く有識者には見えない、偏った有識者というか。有識がどの有識かは分らないですよ。

広く――要は多方面から、この要綱には書いてあるんですけど、実際のメンバーはそうじゃないということに、選定されよって方向転換されたのか、その辺の選定方法、理由、お願いします。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今回の委員さんから頂く助言といいますか、お言葉というのは、率直に今置かれてるそれぞれの立場から、駅周辺についてどう思われてるかっていうのを言っていたく場っていうふうに捉えておまして、この要綱で言うところの有識者っていうのは、今後、その会を進めていく中で、必要に応じて、構造の話とか、大学の先生とか、そういった専門性の高い方からの意見を頂く必要があるのであれば、その時点で、またメンバーのほうに入っていたきたいと、入っていただくことも可能という要綱のつくりをしています。

なので、実際このメンバーに入っていた方については、まずは、それぞれ駅東、駅周辺の地元の代表の方、鳥栖地区、鳥栖北地区それと基里地区というふうにそれぞれにありますので、それぞれの地区の代表の方、それから、商工会のメンバーと、西にはなりますけれども、商店街連合会の方に入っていて、かつ、今回新たに駅東側でイベント等をされておりそれぞれのチームに入っているところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

私から言わせていただいてもよろしいですか。

先ほど来、小石議員さんがおっしゃるように、その方たちは、してくれんかいとか、こうしてほしいとか言うだけで、技術的なことは何も知らないから、何でもかんでも言って、話の中でまた頓挫するんじゃないですか。

やっぱり専門技術の者も、あそこは難しいですもんねとか、そういう議論ができるような検討会に持って行っていただかんと、何度もこの検討会開いても、長期化されるんじゃないでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

おっしゃるとおりでございますので、並行して、短期施策の業務の中で比較検討する、それも技術的な要件や金額についても検討して、お見せするようにしています。

江副康成委員

今の委員長の御意見というか、疑問点というか、そこを答えられるような業者さんというか、コンサルさんというか、当然、そこには技術が分かるスタッフ、あるいは、その関係者、いっぱいいらっしゃるでしょうから、そういったところも含んだところで、業者選定をされてるといふうに私は思ってますけれども、私の理解でよろしいですか。

中島勇一建設部長

江副議員のおっしゃるとおり、そういった技術を兼ね備えたコンサルを選んでおります。

西依義規委員

もう委員はこれで固定ですか。

ぱっと見、年齢に偏りがあることと、性別に偏りがあること。

幅広くには程遠いと思いますんで、女性とか若者とかも入れた上で、検討会を拡大したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、もうこれは固定ですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

現時点では固定で考えています。

西依義規委員

そういった、女性とか若者を入れようと思わなかったのか、思ったのか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

前回の検討委員、以前になりますけれども、そのときの人選を参考に、今回も人選しているところがございます。

以上です。

久保山日出男委員長

私から追加ですが、自民党で佐賀大学の勉強会もさせてもらって、鳥栖のまちづくり全体をした経緯もありますから、そのメンバーの1人でも2人でも、その会に入っていて、進めてもらったほうがいいんじゃないかなという気がします。

それはあくまでお願いでございますが、その辺のところは検討の余地があるのか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

先ほど申したとおり、検討の中身が技術的なものだったりとかいうものが必要になれば、私、固定と言いましたけれども、そのときに応じて、委員さんを選任することは可能となっております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、これで質疑を……（「駅だけやけん、ほかのところもせんと」と呼ぶ者あり）

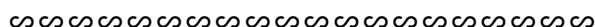
駅ばかりになってしまつとるけんね。

ほかに。（「休憩」と呼ぶ者あり）

そうね、1時間過ぎたから。

暫時休憩します。

午後 2 時17分休憩



午後 2 時29分開会

久保山日出男委員長

再開します。

中島勇一建設部長

先ほどから J R 鳥栖駅の東側に関する御心配の件で、追加で御説明させていただきます。

J R 九州の最終的な御判断がないと進まないのではないかということで、おっしゃるとおりのお話でございまして、現在の進捗状況、委員の状況ですとか、協議の状況について、全て J R 九州の開発部と、常に情報等やり取りする形を取っておりますので、そちらの御心配はないかと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

それを含めての御意見を。

西依義規委員

鳥栖駅周辺整備の所管事務ということで、委員の意見としては、一日も早い駅東側の利便性の向上を図るということで一致ということよろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

次に行っているんですね。

久保山日出男委員長

いいですよ。

池田利幸委員

もう一個の所管事務調査の資料、地区計画のほうの参考資料の部分ですけども。

御説明してもらったんですけども、市街化調整区域における地区計画についてという御説明の上のほうの四角の2番、取組状況ということで問合せがあった際は、運用基準における対象区域や面積とか……、で、もう相談が来てるっていう状況があるっていう御説明をいただいたと思います。

で、僕もずっと気になっていてっていうか、申請があることはいいことだと思っております。

ただ、今までの一般質問だったり委員会とかでの答弁とかで、市街化区域にくっついたというか、附属して、市街化区域に接した部分から地区計画をやっていきますよ、そうじゃないと虫食い状態とかになるから、みたいな御説明のニュアンス、趣旨を今までしていただけてきたと、僕は認識してるんです。

地区計画申請エリアは、円の中どこでも申請が多分できるんじゃないかなと思うんですが、これは開発にしても、この枠内にあればどこからでも、申請してくる人は自分たちが開発しやすいところ、面積が取れるところから多分申請してくると思うんですよ。

やっぱり業者さんは自分たちの利益っていうか、部分に関わる、今、申請、相談が来てる人たちは、どこの部分とか指定っていうか、市がこっち側からやってくださいよとか言えるのか。

申請はどこ——例えば、円の一番外側の辺が都合がいいからとかいう部分にやって、申請したときに、それを市としては、申請区分で合ってるから受け付けますよっていう状況で、今相談に乗ってるのかどうなのか。

その状況を教えていただけないですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

我々のこの地区計画制度の運用については、今後の市街化を見越したところで、地区計画の区域を設定してます。

で、言われるとおり、例えば、隣接せずに飛び地のような形で申請がなされることも考えられるんですけど、当然、我々の都市計画サイドの土地利用上は、この円の中で出されれば、それは地区計画上問題ないんですけど、当然、農振除外とか農地転用が絡んできますので、要は、営農に支障がないのか、それから、そこを農地以外にしても他の営農に支障がないのかというような面も見ますので、そこは、地区計画上運用基準どおりになされても、農林課とか農業委員会のほうの見解も併せて聞くことになると思います。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

僕もそう思っていて、特に、曾根崎というか基里南部地域、今、産業団地、あそこの地権者説明会とかも出させてもらって聞いた話は、やっぱり、ただでさえ虫食いで、機械あたり、もう場所を移さないかんとかそういう話が既に出てきてる中で、さらにそのエリアでぼんぼんって抜かれていくと、もう完全に営農ができないっていう話を聞いていたんで。

そこでまずは、市街化区域にくっついているところは何とかしていきたいっていう説明もあってた中で、開発にも期間がずっと変わってくると思うんで、虫食いの状態でずっと置いとくわけにはいかんから、その辺の考えも、ぜひ持っていただきたいなあという部分で聞かせていただきました。

よろしく願いしときます。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

一般質問で江副委員からあってた調整池のことですけど、私も、当初から鳥栖市の要件が厳し過ぎると、県では0.5ヘクタール以上ってなってるんですけど、鳥栖市は1ヘクタール以上に上げてるんですよ。

その理由が調整池の設置条件という話なんですけど、調整池は何ヘクタール以上に設置せないかんのですか。

県の基準とか国の基準、そういうのはあるんですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

1ヘクタール以上の大規模開発の場合には、調整池の検討が必要になります。

西依義規委員

例えば、鳥栖市は調整池を造ってもらうために1ヘクタール以上ってされてると思うんですよ。

ただ、現実問題、小学校の周りとかを開発するのに、多分、田んぼが1町、10枚そろわんと開発できんっていうぐらいの想像をしたときに、地元業者さんとかが果たしてそれを用地買収して開発できるかといったら、まあハードルが高くて。

だけど、佐賀県は0.5ヘクタールを最低と書いてるんですよ。

もちろん、鳥栖市が調整池を造ってやる、やらの以前に、0.5ヘクタールにしてしまえば、もうそういうの、いいんじゃないかなと思うんですけど、そこはやっぱり難しいんですか。

それは、0.75ヘクタールでもいいし0.9ヘクタールでもいいし、1ヘクタールにすると調整池なんでしょう。

やけん、0.8でもいいし、そこは何か、より開発行為が……、進めたくないのかどうか分かりませんが、その辺は検討の余地はあるんですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今の都市計画法が改正される前は、5ヘクタール以上の大規模開発であれば、調整区域の中でも認められたということがまず前提であります。

なので、鳥栖市内でも、例えば、江島のほうとか、今は市街化区域に編入されてますけど、あさひ新町とか、あの辺りも5ヘクタール以上の大規模開発によってなされた市街地なんですね。

で、当然、0.5ヘクタールが県の基準ではあるんですが、調整区域の中での都市施設を伴った団地開発っていうことを考えたときには、そのエリアの中で、ある程度都市施設、公園にしたり、下水にしても、調整池にしても、そういったものが、その区域の中で完結されるのがよろしいのではないかという考え方も多分にあったと思います。

当然、1ヘクタール以上ないと調整池の設置義務が発生しませんので、少し高いハードルではありますけど、これだけ治水の問題が顕著に出されてる中であって、新たに農地なりを宅地化するときには、その辺まで含めてリスク管理をした上で開発をしていただくのがベターなのではないかという当時の判断があったんだろうと。

それは、都市計画審議会の中でも議論されたのではないかというふうに、私は考えます。以上です。

西依義規委員

それこそ、江副議員の一般質問を聞きながら思ったんですけど、確かに全部宅地になったからって言って、全部アスファルトで埋めるわけじゃないじゃないですか。家には庭もあるし。

計算上、全部アスファルトにするなら調整池も必要でしょうけど。

だから、これでいつとき進めていいですよ。

ただ、やっぱりそういう声が、ハードルが高いという声が結構あった場合は、ぜひ検討もいただけないかなと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

今の話ですけれども、要するに、こちらから住宅を整備してくださいと言うために、恐らくこの地区計画制度っていうのは、わざわざ調整区域でされてると思うんですけれども。

そういったことから考えてみて、やはり、例えば、1ヘクタール以上になりますと、1反ぐらいは最低でも調整池を造らんといかんわけでしょう。

そうしたら、1反造るのに、家、住宅っていうのは、200平米として50軒ぐらい建つわけじゃないですか。

だから、それを負担しなさいっていうことは、住宅会社にとっては、非常に厳しい条件だと思うんですね。

だから、やっぱり、今まで役所は道造ることには一生懸命になってきたけど、水の流れ、いわゆる河川の流れとかそういったものについては、ほとんどやってきてないんですよ。しゅんせつするぐらいの話で。

だから、そういったことから考えてみて、やっぱりこれから水問題ってのは非常に大きいということになりますと、そういった1ヘクタール以上するところに造っていいけれども、しかしながら、それは公費できちんと整備をしていくということじゃないと、なかなか、水の流れもそうですけれども、住宅整備が進まないんじゃないかなと思うんですけれども、どのようなお考えですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

公費で調整池を設置すべきじゃないかということに関しては、江副議員の一般質問でもお答えしたとおり、開発業者の方が造っていただいている過去、今までもありますし。

暫定調整池っていう考え方からすると、開発、デベロッパーさんのほうに造っていただくことを考えてます。

以上です。

齊藤正治委員

公費負担はなぜできないのかですよ。

今おっしゃってることは、建前としては十分理解はできます。

しかしながら、これから、鳥栖市に新しく置いてくださいっていうことを整備していくわ

けですので、やっぱり、そういったことから考えてみて、そうすると、水の流れをきちんと市が把握していくってようなことを考えてみて、そこに調整池だけを造るんじゃなくて、造り方もきちんと、当然その開発業者に指導はしていかれるんでしょうけれども、公費負担の原則として、やっぱり私は公費負担をしたほうがいいというように思いますけれども。

検討をしてください。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

1点確認というか、地区計画の運用性、今回一般質問した中でも、調べてる中で、僕も気づいたことだったんですよ。

審議会とか出ていたときは全然気づいてない……、新たなインフラ整備を伴わないっていうことで、僕、どうしても地上のことだけを考えて、道路だったりとかそういう部分を考えて、今回、新たに水害対策の一般質問をする中で、気づいたというか、気づかされた、新たなインフラ整備をしない、イコール、公共下水もインフラ整備なんで、入らないっていうことになるんですよ。

なので、今ずっと地区計画で範囲を広げていきます、で、そこに工場、産業団地とかもあります。

今、下水も受入れのキャパが既に決まっています、受入れができる分までは引き込みましょう、それを超えたら新たなインフラ整備を伴わないっていう設定にしといたら、そこはもう合併浄化槽をつけてもらうしかないっていう話になるんじゃないかなと思うんですね。今の制度の話でいけば。

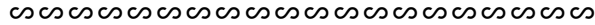
その部分は、現状は、受入れできるまではそういうくくりでいいかもしれんですけれども、それを超えていくときには、その部分は外すとかいう検討とかは考えられるんですか。

じゃないと、ある一定以上は広げていけなくなるし、それこそ、虫食いのままで止まる可能性があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。（「休憩を」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 46 分 休憩



午後 2 時50分開会

久保山日出男委員長

再開します。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

新たな公共投資を行う必要がないというふうに書いておりますけど、ここで言うところの、市としてそういう道路、河川、上下水道というものを整備することはせずに、開発、デベロッパーのほうに設置をしていただくというようなことになろうかと思えます。

全体的な処理能力等については、当然、総合計画における目標人口等々から計算して設置をしているでしょうから、その辺りについては適宜、調整、見直しがなされるものと考えます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

私、都市計画審議会の審議に参画してたんですけども、確認ですけど、私が質問させていただくことに答えてほしいんですけども、道路であれ、上下水道というか特に下水であれ、この開発案件に合わせて整備はしませんということではあったんですけども。

例えば今回、市街化区域、いろいろなところを見ると、虫食い状態っていうか、ばらばらにあります。そこにゾーンをかけて、白のところを周りに合わせて埋めていく、そういった場合には、例えば、下水とか道路とか、そういう道路行政あるいは下水道行政の中において、本来すべき仕事だというふうに認識するんですかって言ったら、はい、しますというような答弁を審議会の中で頂いたんですよ。

それは、それでよろしいんですか。

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午後 2 時53分休憩



午後 2 時 54 分開会

久保山日出男委員長

再開します。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今、御質問の件ですけれども、今時点で確認ができませんので、後ほど確認して御報告申し上げます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

江副康成委員

別の話をいたします。

今回、資料で、市街化調整区域における地区計画と 50 戸連たんの経緯を書いていたいておりますけれども、調整池についてずっと、くどいじゃないけど、細かく一般質問させていただきましてけど、この治水に対する、昨今のこういう雨の降り方に対して、住民の安全を守るというような、非常に強い気持ちがあるんだろうなあというふうにも受けながら質問はしてたんですけれども、そうした場合において、市街化区域の農地の宅地化、同じような田んぼで、田んぼを潰して住宅にしてるところ、結構あるわけですよ。

麓のほうでも、麓駅周辺、あれは 1 ヘクタールを超えてますんで、半分に分けて、それぞれ、1 ヘクタールの佐賀県の基準にかからないような形で、調整池抜きで開発してるわけですよ。

そういったところの現実に対して、さっきの皆さんの洪水リスクに対する何とかせんといかんというところからすると、そういうような運用をされてることに対して、いかが思われますか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

あくまで 1 ヘクタール以上の開発が、調整池設置の検討が必要ということになってますので、それ以下であれば必要ないということになります。

以上です。

江副康成委員

規定は規定ということで、その辺りに、例えば、市街化調整区域内の 1 ヘクタール以上の開発に、どっちかといったら上乘せ分という形で今回やられました。

その上乘せ分、そういったところは、そういうことを考えると、これからの市街化区域の

中でも上乘せするぞというようなことをうたっても、それは細かく区切ってそういう形でやられるかもしれんけど。

そういうトータル的に大きなところは、そういう開発は認めませんと、あるいは、重ねて調整池は設けてもらいますとか、そういう話も内部のほうでは検討したことはありますか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

地区計画の運用とは別に、開発許可制度というものは、県のほうが許可をする形になってますので、県の基準で行われることになります。

以上です。

江副康成委員

市街化調整区域のこれまでの経過って形で、令和5年3月運用基準というふうにありますけれども、これは最終的に、結果として基準が認められた日を書かれていますけれども、いつから市街化調整区域における地区計画の運用基準——運用基準というか、こういう仕組みをつくろうというふうな形で庁内で議論が起こって、進められたのはいつからですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

いつぐらいからこの地区計画の運用基準をつくろうかというふうな検討をなされたかということだったかと思えますけど、私が持ってる資料では、庁内での意思の共有というのは、令和2年度あたりからはやってたかと思っております。

以上です。

江副康成委員

令和2年といえますと、今から3年前ですかね、多分。

で、あそこの小郡鳥栖南スマートインターですか、アクセス道路を造るに当たって、ストック効果を出すために大規模な開発を進めんといかんですよという話が当然あったわけですよ。

そのときに、今34ヘクタールのあそこのところに、当然、開発するにおいて、蓮原川、そして、その横の道路は少し広くして整備したものの、蓮原川のレベルもそのままであって、基本的にそこに造成するときに、かなりの調整池っていうか、せんといかんだろうし、併せて、蓮原川の水位が、あそこの水域であれば、そこに自然に水が流れる形で、地盤全体をある程度上に上げないといけないわけですよ、本来は。

そういったところの話と併せて、この話が出てきたんじゃないかなというふうに私は思ったりするんですけども、その話と関連性とかないんですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

商工振興課におきまして、たしか令和3年度でしたか、産業団地の検討調査業務というふ

うなものを行ってたかと思えます。

その際には、こちらの地区計画の運用基準を手がけておりましたので、そこらあたりの情報の共有だとか、そういうふうなことは行っておりました。

以上です。

江副康成委員

そういったときに、当然、昔から、例えば、あそこで言うと酒井東とか、水屋とか、下のほうからすると、上のほうに大きな開発をされると浸水リスクが高まるということで、それは……、というふうな形に思ってしまうところがあるんですけども。

そういったときに、心情的に、何らかの形で厳しい基準を設けるために、田んぼダムというところに関連させて、本来であれば、県の基準に基づいて——新産業集積エリアも県の基準に基づいてやってますけれども、それでも、やっぱり、周りの不安を和らげるために、上乘せしてそういう基準をつくられたんじゃないのかなというふうに、私としては、何らかの形で、ちょっとヒステリックにそういう基準をつくったんじゃないかなというふうに疑念があるんですけど、その辺りはいかがですか。

久保山日出男委員長

返答できますか。

暫時休憩します。

午後 2 時 53 分 休憩



午後 2 時 54 分 開会

久保山日出男委員長

再開します。

ほかに。

齊藤正治委員

50戸連たん制度の話なんですけれども、現在、3町区ですかね、江島、養父、今町と。

あと、次の区域指定に向けて書いてあるのは、ハザード地域だと思うんですけども、残るところ15地域ぐらいあるわけですね。

これの進め方はどのようにされていくか。

これはもう、50戸連たん制度になって十数年たってますけれども、いまだに手が挙がらないところをどうしていいかというのをお答えを。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

50戸連たんについては、制度の中身を御理解いただくのと、その取組について地区で合意形成を取っていただく必要が大きいと思いますので、これまでも各地区に出向いて説明会等を行っておりますけど、今の時点でも、数地区から説明会をしてほしい旨の要望があつてますので、こちらからも積極的に制度の説明、それから、取組についてのアドバイス等を行っていきたいと思っています。

以上です。

齊藤正治委員

そういう説明会をしてくれと、あるところはいいんですけどね。

ないところをどうするかっていうことなんですよ、問題は。

結局、区長さんが変わるじゃないですか。

そうしたら、聞いていても、そのとき、例えば十数年前はまだ若かったから、全体的に年齢が若い人たちが多かったけれども、もう10年たったら、やっぱりもう段々年取った人ばかりになってきて、いざどうしようかっていうところがあるんだと思うんですけど。

そういったところをどういうふうに、積極的に、やっぱりうちはやらないよっていう答えをもらってるんだったらいいんですけども、そうじゃなければ、やっぱりもうちょっと率先して、してくださいよっていうようなことも必要なことではなかろうかと思っておりますけれども。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

積極的に取り組んでいきたいというふうに思ってます。

以上です。

齊藤正治委員

よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、河内とか三島地区です。要するに、50戸に満たないところをどうしていくかっていうのが、なかなか難しいとは思うんですけども、やっぱり何か知恵を出して、開発できるように、私は、だから全部線引きを外したほうが一番いいっていう、線引き外し論者でございますけれども、だけど、今地区計画でこうされてるのは十分分かりますけど。

だから、そういったところをどうしていくかっていうのを、それも検討を同時にお願ひしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

この50戸連たんの基準については、県のほうで定められてますので、その地域の実情について、今おっしゃった内容についても県のほうに伝えて、どうか方法がないか考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、以上で所管事務調査を終わります。



久保山日出男委員長

続きまして、現地視察についてでございます。

現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それでは、場所を。

西依義規副委員長

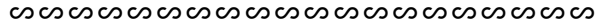
火曜日ですけど、神辺町の上の車のところと、国土交通省・今町線と、もう一個、御手洗の滝のところに災害があって、そこを見ようかと思うんですけど、端と端ですけどいいですか。

それとも、もう、神辺町と今町だけでいいですか。（「そっちがいい」と呼ぶ者あり）

そっちでよかですか。

じゃあ、2か所にさせていただきます。

ありがとうございます。



久保山日出男委員長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 3 時11分散会

令和5年9月19日（火）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

神辺町上の車災害箇所（神辺町）

国土交通省・今町線（永吉町）

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

神辺町上の車災害箇所（神辺町）

国土交通省・今町線（永吉町）

至 午前10時45分

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時開会

久保山日出男委員長

建設経済常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

久保山日出男委員長

これより、委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案を含め、委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてから、マイクスイッチを入れて御発言をお願いいたします。

自由討議、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、以上で自由討議を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総 括

久保山日出男委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば、御発言をお願いいたします。

齊藤正治委員

先ほど、神辺町の災害箇所を見させていただきましたけれども、改めて見ますと、一番上部でございますけれども、植木が植わってますが、あれがえぐり取られてるような状況にあるということだと思います。

ということになると、この先、雨が降った場合に、周りの土砂が取られて、木そのものが上から転がり落ちてくる可能性が高いと思うんです。

ただ、今、人工整備されたのは予算がどうかこうとかっていう説明があってございましたけれども、広島の激甚災害も、あれも人工だったと思うんですけれども。

規模が違うからといえば、確かにそうです。

だから、激甚災害ではないにしても、何らかの形で、現状の危険性をまず取り払うということを検討していただければと思いますけれども。

それについては、やはり、県とか国まで行かないにしても、市でももう少し予算づけを練っていただいて、検討していただきたいと思いますけれども。

よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

ただいまの意見について、何か答えられる分がありましたら。

西依義規委員

先ほどの齊藤委員の現状の危険性を回避する方法として、何通りかあると思うんですが、その辺を検討されたことがあるか、これから検討できるのかについて、質問したいと思うんですけど。

楠和久農林課長

今、御指摘がありました、崩れてる上のほうの木については、何らかの、伐採するのか、できるだけ危険を取り除くような形で、今、業者さんを含めて、一番リスクのない形で、どういう手法がいいのかっていうのは、検討はさせていただいているところです。

以上です。

齊藤正治委員

検討していただくのはいいんですけれども、そこで、予算の部分を、やはりもう少し検討、

十分協議をした上で、十分な対応をしていかないと、あそこの周辺の住民の方々の毎日毎日の——雨が降った場合、特に心配することがなくなると思うんですけども、ぜひそこら辺は、市だけでも、じゃなくて、県のほうにも、十分検討をしていただくように要望いたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

現地を見させていただいて、私も、将来的にできることと、今できることがあると思うんですよ。

今は取りあえず木をのくしたということで、けれども、見させていただいたら、やっぱり危険性はまだ残ってると思うんで、本当、現状でできることを、ぜひお願いしたいと思うし、もし委員の皆さんが、そういった意見で一致するのであれば、委員会としてもそういう方向で要望したいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

採 決

久保山日出男委員長

これより採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

久保山日出男委員長

初めに、議案乙第19号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）について、お諮りい

たします。

本案中、建設経済常任委員会に付託されました関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は、原案のとおり可決されました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第43号市道路線の廃止及び認定について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

久保山日出男委員長

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

久保山日出男委員長

以上で、全ての日程が終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時7分散会

令和5年9月28日（木）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工振興課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課長補佐兼農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局次長兼事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

国道・交通対策課長 森岡敬晶

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[説明、質疑]

上下水道局審査

議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和4年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時27分開会

久保山日出男委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

審査日程の決定

久保山日出男委員長

これより、委員会の審査日程につきまして、お諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

まず、28日、本日でございますが、経済部農林課、農業委員会事務局、商工振興課、上下水道局、それから、29日の予定として、建設部建設課、維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課。

そして、10月2日は予備日となっております。

10月3日は現地があれば10時からということで、以上の日程になっておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地視察につきましては、副委員長のほうから御説明をお願いいたします。

西依義規副委員長

今回、決算ということで、我々が2年間でどういうところに今まで現地視察に行ったかを一応まとめさせていただきましたので、フォルダの中に表がありますので、そこを見ていただきながら。

正副委員長で令和5年9月という案をとりあえず書いてますけど、これはあくまで案ですんで、ほかの委員さんから行ってみたいっていうか、行くところを御提案いただきましたら、その中から決めさせていただきたいと思っておりますので、明日の昼ぐらいまでに、もし視察先があればお願いいたします。

以上です。（発言する者あり）

あくまで正副委員長の提案なんで、ほかの委員さんから聞いて、その中から3か所から4か所を選定して行きたいと思っております。

以上です。

久保山日出男委員長

明日の午前中ぐらいいまでによろしくお願いいたします。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩



午前11時31分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

令和4年度の経済部、上下水道局の決算の委員会の審査に先立ちまして、御挨拶と、事業の概要について申し上げます。

経済部は、農林課、商工振興課、農業委員会事務局の3課でそれぞれの担当部署の業務を行っております。

また、上下水道局につきましては、管理課及び事業課の2つの課で水道事業及び下水道事業の業務を行っているところでございます。

日頃から、久保山委員長、西依副委員長はじめ、各委員の皆様のご理解と御支援を賜りまして、各課の業務の遂行ができておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

それでは最初に、経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、農業委員会事務局でございます。

令和4年度の事務執行に当たりましては、農業委員会事務局職員は5名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農業委員会事務局関係分といたしまして、予算現額5,999万2,000円、支出済額5,990万5,280円、不用額8万6,720円、執行率99.9%となっております。

令和4年度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積し、農地利用の最適化推進に取り組んだところでございます。

続きまして、農林課分の決算概要について、御説明を申し上げます。

令和4年度の事務執行に際しましては、農林課職員は14名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、農林水産業費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額4億768万8,000円、支出済額3億8,225万6,056円、翌年度繰越額2,049万3,000円、不用額493万8,944円、執行率93.8%でございます。

また、災害復旧費のうち、農林課関係分といたしまして、予算現額2億3,660万円、支出済額1億2,792万6,700円、翌年度繰越額7,600万円、不用額3,267万3,300円、執行率54.1%となっております。

令和4年度に取り組みました主な事業といたしましては、さが園芸生産888億円推進事業、県営経営体育成基盤整備事業、河内防災ダム維持管理事業、防災重点ため池整備事業、栖の宿管理事業、市民の森管理事業などを推進し、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農業委員会、農林課の順で、続けてそれぞれ担当課のほうから御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。概要説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

ありがとうございます。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、経済部関係議案の審査を行います。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

おはようございます。

それでは、令和4年度鳥栖市歳入歳出決算の農業委員会、農林課関係分につきまして、決算書に基づき御説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書61、62ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、令和3年度及び令和4年度の豪雨により被災しました、農地、農業用施設及び林道の災害復旧に関する補助金でございます。

庄山裕一農業委員会事務局長

決算書の67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄1項めに記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄3項めに記載の農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に対する交付金でございます。

楠和久農林課長

続きまして、備考欄4段目の佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金は、水田農業の担い手や、産地競争力の強化を図るため、農業用機械や施設の整備に対する補助金でございます。

備考欄6段目の多面的機能支払補助金は、農地の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域で共同して取り組む活動や、農地、水路等の質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

次の中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。

備考欄9段目のさが園芸生産888億円推進事業費補助金は、収益性の高い園芸農業を確立するため、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、農業者が行う機械、施設等の整備に対する補助金でございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進、米の需給調整や地域農業の振興などを目的として行う事業に必要な経費に

対する補助金でございます。

次の農村地域防災減災事業補助金は、ため池の廃止工事及びため池の劣化状況評価、地震・豪雨体制評価業務に対する補助金でございます。

次の農業次世代人材投資資金事業補助金は、50歳未満の農業者が新規に就農した場合に、就農から経営が安定するまでの5年間、資金を補助するものでございます。

続きまして、節2 林業費県補助金、農山漁村地域整備交付金につきましては、勝尾大橋及び勝尾トンネルの点検、診断業務に対する補助金でございます。

69ページ、70ページをお願いします。

目7 災害復旧費県補助金、節1 農林水産施設災害復旧費県補助金につきましては、令和2年度に被災した林道の災害復旧に関する補助金でございます。

71、72ページをお願いします。

項3 委託金、目2 農林水産業費県委託金、節1 農業費委託金のうち、河内防災ダム管理委託金は、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。

次の経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業に係る登記事務受託に対する委託金でございます。

89、90ページをお願いします。

款23市債、項1 市債、目3 農林水産業債、節1 農業債のうち、県営経営体育成基盤整備事業は、県が行う下野地区の経営体育成基盤整備事業に伴う起債でございます。

次の防災重点ため池浚渫事業は、原古賀（上）ため池しゅんせつ工事に伴う起債でございます。

備考欄4段目の栖の宿キャンプ場改修事業は、栖の宿キャンプ場トイレ改修工事に伴う起債でございます。

91、92ページをお願いします。

目7 災害復旧債、節2 農林水産施設災害復旧債は、令和3年度に発生しました災害復旧事業に伴う起債でございます。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

庄山裕一農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の171、172ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の主なものについて御説明をいたします。

節1 報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分、合わせ

て26名分の報酬でございます。

報酬額の内訳といたしましては、歳入で御説明をいたしましたとおり、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するための活動実績及び成果実績に対する交付金、農地利用最適化交付金を活動した農業委員、農地利用最適化推進員に報酬として加算し、支出をしているものでございます。

次に、節2給料から節4共済費までは、農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に、節8旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び定例委員会等への出席費用弁償でございます。

以上で農業委員会事務局関係の説明を終わります。

楠和久農林課長

173、174ページをお願いします。

目2農業総務費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、農林課職員13名分の給料等でございます。

節12委託料の生産組合員連絡調整等業務委託料は、生産組合長が農政関係印刷物の配布や各種調査及び農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

次に、目3農業振興費の主なものについて御説明いたします。

175、176ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1段目の鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金は、イノシシ等の農作物の被害防止のための捕獲報償金の経費に対する負担金でございます。

次に、備考欄3段目の佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金は、農事組合法人が建設されました農業用倉庫に対する補助金でございます。

次のさが園芸生産888億円推進事業費補助金ですけれども、主要施策の成果説明書62ページをお願いいたします。

収益性の高い園芸農業を確立するため、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、農業者が行う機械、施設等の整備に対する補助金でございます。

令和4年度につきましては、アスパラ園芸ハウスをはじめとして、3件に対する補助を行っております。

決算書に戻ります。

次の農業次世代人材投資資金は、50歳未満の新規就農者2名に対しての交付金でございます。

2段下がりにまして、農業経営収入保険加入促進事業費補助金は、災害などによる農業者の収入減少を補い、経営安定化を図る、収入保険への加入を促進するための補助金でございます。

2段下がりにまして、米麦乾燥調製燃油費支援事業費補助金は、燃油価格高騰により経営が悪化している農業者に対して、燃油購入費の一部を助成する補助金でございます。

2段下がりにまして、中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。

対象地域につきましては、河内町、神辺町、牛原町となっております。

次に、目5農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業の登記事務に係る会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

177、178ページをお願いします。

節14工事請負費の老朽農業用水路改修工事費は、牛原町、真木町及び高田町の農業用水路の改修を行った経費でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1段目のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要する経費を負担するものでございます。

次に、備考欄4段目の県営経営体育成基盤整備事業負担金ですが、主要施策の成果の説明書63ページをお願いします。

下野地区の県営事業に対する負担金でございます。

令和4年度の事業費といたしましては、用水路工事、用地補償等となっております。

決算書に戻ります。

備考欄8段目の筑後川下流用水事業負担金は、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を、平成10年から令和4年度までの25年間負担するものでございます。

次に、備考欄最後の基盤整備促進事業補助金は、土地改良区が実施します暗渠排水施設整備事業に対する補助金でございます。

179、180ページをお願いします。

多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水等の保全、管理に係る経費を支援するため、市内12の活動組織に補助を行ったものでございます。

続きまして、目6農地等保全管理費の主なものについて説明いたします。

節1報酬から節8旅費につきましては、河内ダム管理に係る会計年度任用職員1名と、河

内河川プール監視員4名分の報酬等でございます。

次に、節12委託料のうち、測量調査委託料につきましては、ため池劣化状況及び地震・豪雨耐性評価業務に要する経費でございます。

河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務棟の機械警備業務及びダム管理システムの保守点検業務など、施設管理に要する経費でございます。

次に、節14工事請負費のうち、河内河川プール整備工事費は、河川プール付け替え水路改修工事等に要した経費でございます。

ため池改修工事につきましては、山浦町の一の坪ため池、並びに、古野ため池の廃止工事に要した経費でございます。

ため池浚渫工事費につきましては、原古賀（上）ため池しゅんせつ工事に要した経費でございます。

181、182ページをお願いします。

目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち、経営所得安定対策等推進事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業を行う鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

目8農業研修施設費、節12委託料の栖の宿指定管理料は、とりごえ温泉栖の宿の指定管理料の年間分の経費でございます。

主要施策の成果説明書66ページをお願いします。

来館者数は、お昼のランチ営業などにより増加しておりますが、宿泊者数は、令和3年度よりは増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響がほとんどなかった令和元年度と比較しますと、75%程度となっております。

決算書に戻ります。

次に、節14工事請負費は、キャンプ場トイレ改修工事に要した経費でございます。

続きまして、項2林業費の主なものについて御説明いたします。

目1林業総務費、節2給料から節4共済費までは、農林課職員1名分の給料等でございます。

次に、目2林業振興費、節1報酬から節4共済費につきましては、森林経営管理制度に係る会計年度任用職員1名の報酬等でございます。

183、184ページをお願いします。

節24積立金の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を、将来の適切な森林経営、管理を行う事業のため、基金に積立てを行うものでございます。

目3林道事業費、節2委託料のうち、林道管理委託料は、各林道の草刈りや倒木処理及び

土砂撤去などの林道管理委託料でございます。

次の橋梁点検委託料につきましては、勝尾大橋及び勝尾トンネルの点検・診断業務に要する経費でございます。

次に、目4治山事業費、節14工事請負費の市民の森整備工事費についてですが、主要施策の成果67ページをお願いいたします。

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社から、ネーミングライセンス料の一部を活用し、道路沿いの伐採工事やつり橋改修工事等の工事を行っております。

決算書に戻ります。

ページが飛びますが、257、258ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料の測量設計委託料につきましては、令和4年度豪雨で被災した、林道及び農地の測量設計に要した経費でございます。

節14工事請負費の災害復旧工事費は、林道及び農地の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上で、農業委員会事務局、農林課関係の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

1点聞かせてください。

184ページの節24積立金、森林環境譲与税基金積立金、これは積立によって入れてられるんですけど。

実際、この令和4年度、事業も行われていたと思うんですけど、すみません、説明を聞いてる限りで、その事業がどこで幾ら使われて、成果がどうだったのかっていうのが分からないんで、その辺りを教えていただいてもいいですか。

久保山日出男委員長

答弁の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたしますが、ようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

昼一番で、お答えをお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後 1 時12分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

午前中に引き続き、答弁のほうをお願いいたします。

楠和久農林課長

森林経営管理制度についてでございますが、本年度、積立金のほうを1,105万円積立てしております。

そのうち、執行した分につきましては、全体で約312万円ございますが、そのうちの主なものは、会計年度任用職員さんの人件費になるんですけども、事業費といたしましては、第7林班の現地調査、現地に入りまして、どこの部分が間伐ができるかっていうのを調査を行っております。

その委託料が73万7,000円で、令和4年度について行った主な事業はこの分になります。以上です。

池田利幸委員

7林班をやったということですけども、7林班、結構上のほうとか奥のほうのところになると思います。

これは成果としてどうだったのかっていう部分は、進んでるってことなんでしょうけれども、近年、豪雨災害とかがまた増えてきてる中で、今年度で言えば、神辺のグリーンタウンのところとかもそうですが、あれは林班の整理の中で多分入っていくような場所になるんじゃないかなあって思ってるんですが、そういう決算と災害状況とかを見ながら、そういう手前のほうをやるべきところがあれば、そういうところからできる可能性があるのか、そういう部分の、決算を受けての考え方ってというのはどうなのかなってことだけお伺いできますか。

楠和久農林課長

今、全体で22林班ございますが、今回、事前アンケートというのを最初に行っております。

その回収率が高いほうを、基本的に優先順位を高く、早くやるようにしております。

それで、今、グリーンタウンのこととか言われましたけれども、例えば、緊急性だとか、

ここは急いだほうがいいのかというところ、該当があれば、本年6月にも補正予算で上げさせていただいておりますが、そういう、前倒しとかしたほうがいいのかというところがあれば、個別に検討して行っていくことはあり得ると思います。

以上です。

池田利幸委員

ぜひそういう部分を考えながら、先出しでやりますって、前も委員会の中でも言われてたと思います。

緊急性のあるところっていうのは、ぜひ先にやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

西依義規委員

176ページ、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金ですけど、多分、イノシシとかを駆除した頭数に応じて負担をされてると思うんですが、実際、令和4年度の鳥栖市内のイノシシの被害額ってわかりますか。

楠和久農林課長

農業共済組合に被害を出された分が、今こちらが把握してる分になるんですけども、毎年、聞き取りというか調査をしてるんですが、令和4年度については、共済のほうには実績が上がっておりません。

ちなみに、令和3年度で言いますと、基本的にイノシシによる水稻の被害ですけども、全体で38万円程度の被害となっております。

西依義規委員

この鳥栖三養基の協議会の全体予算っていうか、事務局とかどういうふうな……、例えばこの負担金は、もう丸々駆除をされてる方に行くのか。

どうやってこの協議会自体の運営をされてるのかをお聞かせください。

楠和久農林課長

協議会は、鳥栖市、基山町、みやき町で構成されております。

で、この負担金については、基本的には共同でやっておるんですが、実際は、組織の中にそれぞれ猟友会の組織があるんで、鳥栖市の負担金の分は、そのまま鳥栖の猟友会のほうに行くようになっております。

そのほか、捕獲報償金とかも、それぞれ各市町の実績に応じた予算額になっております。

以上です。

西依義規委員

これ、詳細が出る年と出ない年とあって、今年はこの265万円の内訳、何も書いてないじゃ

ないですか。

今年のやつを教えてもらっていいですか。

楠和久農林課長

265万円の内訳といたしましては、まず、構成市町村の均等割が1万円、これは事務費というか、均等割が1万円です。

で、捕獲の委託費が29万9,500円。

次に、捕獲報償金、これは、頭数当たり幾らという分が、218万7,000円。

で、箱わなの購入費の補助がございまして、それが15万5,925円。

これが内訳になっております。

西依義規委員

要は、聞きたいのは、決算に対する効果が結局どうだったか。

駆除したがゆえに被害がなかったのか、被害がこれぐらいなのに——例えば、被害が0円で260万円払ってるとか、その辺の因果関係というか、もしこれを払わなかったら、もう本当、稲作は相当な被害に遭ってたのかってというのは、事務局で何らかの検証というか、この265万円について、どう生かされたかっていうのは、どういうふうに思われてますか。

楠和久農林課長

実際、被害との因果関係は、はっきりしたものは何とも言えない部分がございます。

で、実際令和4年度に、共済のほうには被害が上がってないと。

もちろん出されてない分とかもあるかもしれませんが、それと関連しているのかどうか分かりませんが、令和4年度のイノシシの捕獲数は800頭を超えております。

これが、令和3年度と比較しますと、約倍の頭数が捕れております。

で、捕獲をたくさんしたから被害が少なかったのかってというのは、一概には言えないとは思いますが、数字上の実績はそういうことになっております。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

今のイノシシの年間800頭、これは、どういうふうな処理の方法を取ってる？それから、この関連で、土鳩等駆除委託料、これの委託先と土鳩の駆除数、それから、駆除の場所、お答えいただきたい。

楠和久農林課長

まず、イノシシの処理方法ですね。

主に、埋設処理もしくは焼却処理になっております。

焼却処理については、大規模でやってある方が、御自分で焼却施設を持ってある方がいらっしゃいます。

その方は焼却をされておりますが、そのほか、主にはもう埋設処理ということになります。

小石弘和委員

埋設は何頭、焼却は何頭？

楠和久農林課長

内訳については、今数字は持ち合わせておりません。

小石弘和委員

その800頭の確認は、農林課はどういうふうな確認の仕方をしてるの？

楠和久農林課長

報償金をもらうために、写真をまず撮って、その写真の撮り方とか、例えばホワイトのステンプレーで書いたり、あと、日付とか、そういった決まりがございます。

それがきちんとされてないと、報償金の対象になりませんので、基本的には、撮った写真に基づいて確認を行っております。

久保山日出男委員長

その件に関して、私から一言だけ。

従前は尻尾の話とかになってたと思うが、その件に関しては。

楠和久農林課長

確認する一つの指標として、尻尾を切り取るっていうのもございます。

切り取って、最終的には二重に交付することがないようにとか、そういったのを中心に、そういった確認が行われております。

小石弘和委員

この800頭の焼却処分と埋設。

埋設する方法はちゃんと規格であるわけやろう？

楠和久農林課長

基本的には捕れた付近の農地に埋設をされております。

小石弘和委員

それなら、埋設した頭数と焼却した頭数は、もうはっきりしとるわけやね。

だから、先ほどから言うように、焼却は何頭、埋設が何頭、場所はどの辺だというふうなことを、後で教えてください。

楠和久農林課長

現時点でどこまで正確にその頭数が把握できるか分かりませんが、調査をさせていただきます。

久保山日出男委員長

この件に関しては、後で書類で出せますか。

楠和久農林課長

すぐっていうのはなかなか難しいと思いますので、後日によければ調べさせていただきますと思います。

久保山日出男委員長

それでよろしいですか。

小石弘和委員

はい。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

すいません、同じところでもう一点。

一般質問で和田議員から、公道で銃を撃つ撃たないのって話があって、そういう指導監督とかは、誰に権限が……、市にあるのか、それともこの協議会なのか、それとも県にあるのか。

その辺はどういうふうなところになってますか。

楠和久農林課長

許可証は市で出しております。

で、公道に関しては、もともと法律上は、有害鳥獣の駆除に関しては禁止はされておられません。

その代わり、狩猟に関しては禁止されております。

で、今回、公道を許可している理由といたしましては、例えば、農地の中からカラスとかを駆除するときに、公道っていうのは農道とかも含まれますので、例えば、田んぼに入らないといけないとか、打つときに、農道が仮にあったとしたら、超えて撃っても駄目なんですね。

ですから、逆に、そういった猟友会の人々の安全を守るためとかそういった意味で、行動の許可。

で、市街地は当然、もう公道とかに関係なく禁止がされておりますので、あくまで、農道

とか林道とか、そういったところに限った使用になるものと考えております。

以上です。

西依義規委員

その対応が市と県で違うって聞いたのは、何か理由があるんですか。

どこでも一緒じゃない理由はあるんですか。

楠和久農林課長

そこは、それぞれの市町で許可証を出されてありますので、それぞれの判断、あとは、猟友会とかからの要望とかに応じて出されてると思います。（「土鳩は」と呼ぶ者あり）

土鳩は、委託先は猟友会の鳥栖支部でございます。

で、土鳩については、実績としては、令和4年度、138羽上がっております。

主に、農地、カラスの駆除とか、当然、市街地付近はできないところがほとんどですので、主にやってるのは、基里地区、鳥栖地区の南部のほう、その辺で行われております。

以上です。（「今何羽って」と呼ぶ者あり）

実績は138羽です。

久保山日出男委員長

小石委員、いいですか。

小石弘和委員

はい。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

今日の議案審議のときに、牧瀬議員だったですかね、182ページの栖の宿指定管理料の質疑があつたと思うんですけれども。

重複はしないような形でなるべく聞きたいんですが、結論として、現在の委託期間が令和3年度から令和7年度までということで、その次、どういう形でやるかというやつはまだ決まってないという答弁だったと思うんですけど、まずその確認からお願いいたします。

楠和久農林課長

今日の質疑のとおり、現状では、まだはっきりスケジュール等も決めておりません。

ただ、当然、令和7年度いっぱい切れるんで、それに間に合うような形で選定方法を検討していきたいと思っております。

江副康成委員

質疑応答のやり取りの中で、指定管理制度を採用して、民間の優れたノウハウというか、

それを生かしてやっておりますということで、指定管理してよかったと思ってるのか、悪かったと思ってるのか。

積極的な評価をしてるのかどうか、その部分に対して、民間の力を借りて施設を運営することがいいと思ってるのか、よくないと思ってるのか。

その辺りはトータルのどちらですか。

楠和久農林課長

現在の指定管理者さんですけれども、定期的に年2回ほどモニタリング調査、利用者の方のアンケートを取ったりしております。

その内容でいきますと、非常にいい評価を頂いておるのが実情です。

で、接客の仕方にしても、かなりいいという評判を聞いております。

で、キャンプ場にしても、今たくさんの方に利用していただけてますが、これについても、指定管理者さんのほうで、独自にというか、工夫をされて、これだけ利用者が増えてきているという状況です。

また、実際、委託元の鳥栖市のほうに、例えば、栖の宿の苦情とか、そういったことはもう、ほぼ聞いたことがございませんので、よくやっただいてるものと認識しております。

江副康成委員

私も同意見といいますか、この委員会のほうでも、去年ですかね、結構この件について議論されたんじゃないかなと思うんですけれども、そういった中において、もう指定管理を外して、もう施設を売却して、買ってもらってやってもらったらという意見まで出てたんじゃないかなと思うんですよ。

そういったところは——今、令和5年でしょう、で、令和6年度にどうするかだと思うんで、令和7年度には、もしそういった形になるのであれば、移行期間も含めて周知しなくちゃいけないということで、ある程度、もう方向性をやっぱり示さんといかん時期だと思うんですよ、今ですね。

そういったところで、売却も含めて、もう民間にやってもらうというようなことを進めるべきだと思うんですが、何かそれに対して必要になるようなことはございますか。

楠和久農林課長

現時点でそういった、施設も含めて民間への売却とかは、まだ検討はしておりません。

今の形で引き続き継続したいなと思ってるということです。

で、障害になるところっていうのは、今、どういうところっていうのは分かりませんが、考えられるのは、市の手からも完全に離れてしまいますので、そういった管理がどうなるの

かなというのはありますが、現時点でそういったことは考えておりません。

以上です。

江副康成委員

主要施策の成果の説明書の中の目的のところ、この政策の具体的な目指すものとかいうところを書いてらっしゃると思うんですけども、今の段階でも農村の活性化等には、河内が農村とすれば、それは貢献してるんだろうなと、人も来られて。

あと1つ、ネックじゃないけど、農業の活性化というか、その部分をどういうふうな形でやっていくかというようなことを考えたときに、栖の宿の上のほうに社会教育研究所かな、河内の萬歳寺の上にあったじゃないですか。

あれを廃止するときに、栖の宿に一定持ってくるというような整理の仕方で行われたんだろうと思いますけれども、私がこの目的の中で――農業に対して、当然、補助金を頂いていますよね、農業関係の。そういった農業の振興にどう結びつけるかというところの政策の中で、今回のこの計算の中でもあるように、若手の育成とかいろんな形で補助金をつけてされてるじゃないですか。

そのメッカになる施設として、ここをそういう方には、格安、あるいは、そういった研修しやすい施設を用意するとか、そういう形を織り込んで何かできるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった方策とかはないんでしょうか。

楠和久農林課長

当初は、当然、農業関係の補助金を頂いて出来たものですけども、なかなか現状としては、農業と直接結びつくような施設になっているかというのと、そうではない部分もあるかと思えます。

ただ、言われるように、農業者の支援というか、何かにつながるようなものがあれば、今これっていうのは出てこないんですけども、そういったことを考えていきたいと思えます。

江副康成委員

今、いいいじゅー！！とか、NHKでお昼とかにやってるんですけども、今の農業者って割と粋な生き方っていうか、もう昔の汗水たらして百姓の仕事っていうよりも、かっこいいなあ、粋だなあと。

キャンプして、そういう自然と生活する、その延長線上に農業があるというかっこいい生き方の中でやられてる方が多々おるんですよね。

そういったところも踏まえて、新しい角度から、ぜひ整理していただきたいなと。

で、次年度には、令和8年度以降どうするかという方向性でも出していただければなというふうに思います。

いかがですか。

楠和久農林課長

指定管理の選定も含めて、そういった御意見を伺いながら、令和8年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

私、江副委員とは少し違って、果たして民間に売却するのが是とは思っていないほうなので、バランスを取るためにそういう意見も言わせていただこうかなと思うんですけど。

これがまず、決算書を見ると目8農業研修施設費に入ってるんですね。

だから、先ほどおっしゃったように、もうこれは、目自体が、果たしてここに入れとくべきか。

もうほぼ観光とかそういうほうじゃないかなと思うんで、その辺は、もう何回も言いますが、そこを部長のほうで検討してもらうことと、今回、委員会で所管事務調査しましたけど、これに市民の森とか河内ダム、河川プールとかも含めて一体的な指定管理にさせていただいて、それで、もう一回指定管理をしたほうがいいんじゃないかなと私は思って。

ただホテルの運営だけじゃなくて、総合的に、森林から——ダムはちょっと違うかもしれないけど、河川プールとかそういうレジャー施設全般の指定管理をするというふうな考え方はありますか。

例えば、市民の森の委託料も含めて。

楠和久農林課長

河内河川プールとかございますが、基本的にプール開催は季節的なものでありますので、あと、市民の森の管理となりますと、業種的にそれも全部含めてっていうのは、現時点ではなかなか難しいのかなというふうに考えてます。

西依義規委員

決算に沿って質問しますが、184ページの市民の森管理委託料の委託内容は、どういう委託ですか。

楠和久農林課長

市民の森管理委託料については、まず、浄化槽の保守点検業務、それと、トイレの清掃業、それと、入り口付近の下草刈り業務、この3つになっております。

西依義規委員

トイレが主なので専門性がそぐわないということでおっしゃったと思うんですけど、私は、

総合的に一体的に……、やっぱりそうせんと、ばらばらばらばら、例えば栖の宿の管理者が、市民の森とか河内ダムとか、いいロケーションがあるじゃないかと、そうしたときに全部縦割りではないか、同じ所管なんで行きやすいと思うんですけど。

その辺もぜひ、市民の森の中もしっかり管理せんと、ただトイレとそれだけでは、言葉間違ってますよ、これ。

市民の森管理委託を市民の森トイレ管理委託料か何かに書き直してもらわんと。これ、いかにも市民の森を管理するかのよな文言なんで。

ぜひそこは検討していただきたいなと思います。

あともう一つ、182ページ、栖の宿キャンプ場改修工事費、ずっと栖の宿を改修してきたじゃないですか。

いろいろよくもなってきたけど、今後も何かを改修する予定ってありますか。

老朽化とかで。

楠和久農林課長

本年度6月補正でつけていただきました中央階段の整備工事費、1,300万円ぐらいだったと思いますが、それを本年度やっております。

で、これ以降は、現時点であまり大きな工事等は、予定はございません。

で、ここ何年かかけて、これまでのゆらゆら橋であったり、老朽化した部分の改修工事を行っているんですけども、その大きなものとしては、今年度の中央階段が、一応、今までの一区切りかなと思っているところです。

それで、今後は、きちんと見晴らしをよくするとか、木の伐採とか、もうちょっと散歩、散策が快適になるような、そういった整備を行っていきたいと思っております。

西依義規委員

ぜひ、今、栖の宿も一緒に言ってますんで、栖の宿の管理者とか河内の住民さんとか、みんなですういのは話し合ったほうがいいと思うんですよ。

市民の森をどうしていくのか、市はここまでしかできません、栖の宿さんからすれば、いやいや、もうちょっとこうしてほしいというのがあると思うんで、ぜひ、その辺を話し合う会議をもし持てたら、ぜひ持っていただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

258ページの災害復旧工事費1億1,837万6,500円、ありますよね。

令和元年度から、この災害復旧工事費、どのくらいの経緯であるか教えてもらえますか。
概略でよかですよ。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

今持ち合わせてます災害の状況ですが、令和2年災からにはなりますが、令和2年災で林道が17か所被災しております。

で、令和3年災で林道が20か所、令和4年災で林道が6か所被災をしておるような状況です。

江副康成委員

金額を1,000円単位以上というか、そのぐらいの金額でいいけど、教えてもらえますか。

中垣秀隆農林課長補佐兼農村整備係長

金額は、申し訳ございませんが、今持ち合わせておりません。

江副康成委員

金額は持ち合わせてないと言われましたけれども、令和2年度で林道が17件やったですかね。

そういったところから始まって、それなりの大きな金額が、もうずっと続いているという形になりますけれども、どちらかという後追いというか、なるべくしてなる災害といえますか。

御苦労、大変だとずっと思ってるんですよ、次から次に毎年毎年降りかかって。

そういったときに、やっぱり、まず原因を、原因というか、効果が高いところからやっっていくというときに、今、それこそ、流域治水という一つのキーワードがあるじゃないですか。

流域ってどこなのかというと、結局、源流を求めていって、川はどこから流れてくるのかと、水が集まって。

その源流を求めてから、集まって、鳥栖というなら宝満川、筑後川に行くところまで、その全体の流れが基本的に流域なわけですね。

そういったときに、やっぱり山の面積、これだけ広大な面積、そして森林があると、流れやすさを、1を基準として、0.9とか0.8とかやるんですけど、山のほうは0.2という形で、非常に浸透して、一気に流れないという効果が高いわけですよ、基本的に。

そういったときに、当然、災害の復旧をしながら、プラス、そういった山をどういった形で戻すかというような視点もやっぱり重要だと思うんですけども、そういったところの御認識はいかがかなと思うんですけども。

楠和久農林課長

そういった視点でいきますと、現在で言えば、先ほどから出ております森林経営管理制度

で適切な間伐を行っていくことで、そういった災害防止等にもなるものでございますので、それを進めていくということになろうかと思えます。

江副康成委員

楠課長の言われたことは、まさしくそれを頑張ってもらいたいんですけども。

あと1つ、この間、商工振興課のほうと所管事務調査でやり取りさせてもらったところがあったんですよ。

そのときに、今回、新産業集積エリアのほうにアサヒビールに来ていただきますよね。

あそこがカーボンネガティブという形で、よりCO₂削減に貢献したいというようなことを言われてるわけですよ。

で、その時と同じこと言いますが、益城町にサントリーがありますけど、あそこは、南阿蘇のところから水が流れていくってことで、熊本営林署から土地を借り受けて針葉樹と広葉樹、混合林という形をされて、やられております。

アサヒビールも、方法論としてどうあるかは知りませんが、当然、山のほうにそういったところの貢献というか、鳥栖市で全てやられるかどうかは別にして、考え方として、そういった形でベクトルを合わせてってもらいたいと言ったときに、最終的に農林課の話だなという話にもなったもので。

そういった方法もあるんじゃないかなと思うんですけども……

久保山日出男委員長

江副委員、できましたら決算に基づいての明確な質問でお願いしたいと思います。

計画的なことは、また別の委員会でもできますので。

江副康成委員

そうですか。

そういうことで、農林課だけじゃ解決できないところもありますんで、それこそ、政策部が出来て、ほかの課との共同でやる部分があるので、そういったところを踏まえてお願いします。

久保山日出男委員長

要望でいいですかね。

江副康成委員

いいです。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

182ページの栖の宿キャンプ場改修工事費について、議案質疑もあってまして、ぜひ見せてもらいたいなと思ってんですけど、人数とか見よったら、新しくしたからといって、別に増えてはないんですよ。

もちろん、利用者の快適性等は上がったと思うんですけど、この事業に対する評価を担当課としてどう思っているか。

これでもっとよりよくなっていくのか、それとも、もうキャンプ場自体が目いっぱい、土日全部埋まって、もうこれ以上増えん、じゃあ新しくまた拡大しながらとか、どういうふうにこの工事費を思われてますか。

楠和久農林課長

もともとあったトイレは、主にテニスコートと、ミニキャンプ場とあって、今テニスコートの隣にある駐車場程度のスペースを利用される方を想定して造られたものですので、現在、たくさんの方が想定以上にキャンプに来られてるんで、そういったことも含めて改修が必要だろうということで、改修を行っております。

で、先ほどアンケートの話をさせていただいたんですけども、キャンプ場、多くの方が利用されて、非常に高評価を頂いてるんですが、その中には、やっぱり、トイレがもっとよければっていうのが結構ございました。

確かに、人数は、トイレを改修したことによって増えたかといえば、そうではない部分もございますが、利用者の満足度は非常に上がっていると思いますので、今後も継続して利用をいただくと、そういうことで効果があるものと考えております。

西依義規委員

いや、せっかくきれいに、キャンプ場を充実させるような施設が出来たけん、栖の宿のもうちょっと上側とか市民の森側とか、どこか何にも使っていない土地があるんであれば、そういったところも含めて、整地なりしてからキャンプ場を広げたら、この建設費が生きてくるんじゃないかなあと思ったんででした。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

1個だけ関連で聞かせてください。

現段階か分からないんですけど、キャンプに行かれてる方とかからお話を聞く機会があったときに一言言われたのが、キャンプに自分たちが来ました、大体夕方とかに来てテントを張りました、で、お風呂入りたくなって思ったときに、栖の宿のところは、もうその時間、

夕方4時か5時を超えた時点で、もう宿泊者用になってて入れないっていう話を聞いたんですけど、それが本当なのかどうなのか。

それは逆に言えばもったいないなっていう部分があって、そこはどうか。

楠和久農林課長

実際、キャンプ場を利用されてる方で、お風呂を利用される方がたくさんいらっしゃるっていうのは聞いてます。

ただ、そういった時間的な制限とかがあるっていうのは、私どもが把握しておりませんが、そこは改善等が可能であれば、可能な限りにはなりますけれども、指定管理者さんとお話をさせていただきたいと。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

最後に1つ、私のほうからお願いいたします。

先ほど来より、各委員から、江副委員、西依委員といった中で、計画等について、もう少し計画変更を試みたらどうかという御意見がありました。

今後の予算化についても、そういう検討は、部長を含めての相談の中で決めていただきたいと思います。

それでは、農林課及び農業委員会事務局の関係議案の質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時56分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

商工振興課

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

それでは、経済部のうち、商工振興課の決算概要について御説明をいたします。

令和4年度の事務執行に際しましては、商工振興課職員は11名で事務の執行に当たってまいりました。

まず、労働費でございますけれども、予算現額が8,627万9,000円、支出済額8,551万6,677円、不用額76万2,323円、執行率99.1%でございます。

次に、商工費でございます。

予算現額12億1,013万4,000円、支出済額11億8,826万9,075円、翌年度繰越額1,617万7,000円、不用額568万7,925円で、執行率98.2%となっております。

次に、産業団地造成特別会計につきましても、予算等を述べさせていただきます。

予算現額6億4,531万2,000円、支出済額5億8,939万7,509円、翌年度繰越額4,948万円、不用額643万4,491円でございます。執行率91.3%となっております。

令和4年度に取り組みました主な事業といたしましては、創業支援事業、企業立地奨励金及び雇用奨励金の交付、市中小企業小口資金融資保証料の補給のほか、新型コロナウイルス感染症に係る事業者等への支援といたしまして、事業者感染防止対策支援事業、プレミアム付商品券発行事業、観光イベント感染防止対策臨時支援事業を行い、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、課長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、令和4年度一般会計決算、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいたします。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

決算書77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項3貸付金元利収入につきましては、制度融資といたしまして、各金融機関に預託しておりました元金等でございます。

決算書91、92ページをお願いをいたします。

目9商工債に関しましては、四阿屋周辺整備事業に係る起債となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

飛びますけれども、171、172ページをお願いします。

款5労働費、節20貸付金についてでございますけれども、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、労働金庫へ預託したものでございます。

185、186ページをお願いをいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、節2給料から節4共済費までについてでございますが、経済部長及び商工振興課職員、合わせて12名分の人件費となっております。

次の187、188ページをお願いします。

備考欄の上から2つ目でございます。

創業支援相談業務委託料についてでございますが、タブレットのほうになるかと思いますが、主要施策の成果69ページをお願いします。

創業者支援事業といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託して事業を実施しております。

サンメッセ鳥栖の1階におきまして、創業希望者や創業後間もない方などへの支援を行っております。

令和4年度の相談件数につきましては、402件。

その他、各種セミナーを開催をいたしております。

特に、コロナ禍でございましたので、テレワークセミナーや越境ECセミナー等も開催をしたところでございます。

決算書に戻っていただきまして、節18負担金、補助及び交付金、備考欄上から4つ目の企業立地奨励金、その下の雇用奨励金について御説明をいたします。

主要施策の成果70ページをお願いします。

本市と進出協定を締結した事業所の新設や増設に対しまして、3年間企業立地奨励金を交付しているものでございます。

令和4年度は、御覧のとおり、6件の交付を行っております、交付の年数について申し上げます。

上から、アイリスオーヤマが3年目、大石ホールディングス、大石膏盛堂、東洋新薬が2年目、カシワ、昭栄化学工業につきましては、1年目となっております。

主要施策の成果71ページをお願いいたします。

雇用奨励金といたしまして、新たに市民を雇用した進出協定企業に対しまして、新規正規雇用職員1名につき20万円を交付するものでございます。

令和4年度は、昭栄化学工業19名の新規雇用に対しまして交付したものでございます。

決算書に戻っていただきますけれども、雇用奨励金の下、オフィス環境整備費補助金についてでございますけれども、こちらにつきましては、佐賀県オフィス環境整備費補助金の承認を受けた事業者に対しまして、IT企業の受皿となります賃貸オフィス物件の取得、整備に係る経費について、補助を行ったものでございます。

ちなみに、この交付の対象者は、商工団地の中の鳥栖商工センター内に事務所がございます株式会社TCI。

誘致いたしましたIT企業が入居した商工団地内の物件の取得及び改修に要した補助対象経費2,892万4,000円に対しまして、補助率3分の1、限度額500万円を補助したものでございます。

オフィス環境整備補助金の5つ下になります事業者感染防止対策支援事業補助金につきましてでございますが、主要施策の成果68ページでございます。

市内事業者の新型コロナ感染対策に要した経費の一部を補助したものでございます。

対象者は市内の中小事業者。

補助率は対象経費の5分の4以内、限度額4万円。

期間は、令和4年4月から12月まで。

対象経費は、各種衛生用品、飛沫防止用品、検温・検査用品。

補助件数と補助総額につきまして、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

決算書に戻っていただきまして、先ほど申し上げました事業者感染防止対策支援事業補助金の3つ下、プレミアム付商品券発行事業補助金について、主要施策の成果72ページをお願いいたします。

今回、コロナ禍におきまして、紙の商品券だけではなく、非接触によります、感染対策及びキャッシュレス化の推進を図るため、こちらは県内初となりますけれども、電子商品券の発行を行ったものでございます。

事業内容といたしましては、プレミアム率25%、5,000円分の商品券を4,000円で販売。

発行総額につきましては、第1弾、第2弾合わせまして、12億円。

換金率は99.8%と高い換金率となっております。

取扱い店舗、使用期間は御覧のとおりとなっておりますのでございます。

決算書に戻っていただきまして、節20貸付金についてでございますが、市内の中小企業の

経営の安定を図るため、市小口資金制度融資などの原資といたしまして、佐賀東信用組合をはじめ、市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

主要施策の成果73ページとなっております。

事業内容といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、市内中小事業者の経営の安定を図るため、市内金融機関に貸付け原資として預託するとともに、市小口資金融資の際の信用保証料を全額負担するものでございます。

ここ3年間の推移につきましては、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

決算書に戻っていただきまして、189、190ページをお願いいたします。

節27繰出金につきましては、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。

次に、目3観光費、節14工事請負費についてでございますが、主なものといたしましては、四阿屋周辺整備工事費、内訳を申し上げますと、四阿屋周辺整備でのトイレの改築工事が1,323万933円、橋梁下部工の設置に伴います迂回路整備工事が1,250万8,100円でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金についてでございますけれども、例年とは異なる昨年度のみ事業といたしまして、決算書の191、192ページをお願いいたします。

備考欄の上から6つ目、観光イベント感染防止対策臨時支援事業補助金でございますけれども、主要施策の成果74ページをお願いいたします。

コロナ禍におきまして、市内の観光イベントを開催するに当たり、感染防止対策に要する経費を補助したものでございます。

補助対象の観光イベントは、鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす長崎街道まつり、とす弥生まつり、大山祇神社紅葉ライトアップとなっております。

各イベントに対する補助金額は、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

最後に、コロナの臨時交付金の活用に当たりまして、以前から決算書では事業の全体が分かりにくいと言われるものについて、追加で参考資料を提出しております。

タブレットのほうになるかと思いますが、建設経済常任委員会参考資料をよろしいですか。開いてもらって、2ページ、3ページになります。

2ページからでございますが、プレミアム付商品券発行事業（第1弾）令和4年度の決算についてということで、こちらは、商工会議所と鳥栖市とでつくっております経済対策のための協議会のほうに補助をしまして、実施をしております。

収入につきましては、補助金につきましては、市からの補助金、それと、諸収入として利子。

支出につきましては、振込手数料、それから、委託料。

委託料の内訳につきましては、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

次の3ページでございますけれども、プレミアム付商品券発行事業の第2弾といたしまして、収入が市からの補助金と利子。

支出につきましては、役務費と委託料。

委託料の内訳につきましては、御覧のとおりの内訳となっておりますのでございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

労働費はここでいいんですよね。

決算書172ページに不用額が76万2,323円で、当初予算とこれを見よったら、勤労者協議会補助金の70万円というのが消えてるんですけど、予算執行しなかった理由があるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

勤労者協議会補助金に関しましては、以前からこの委員会でも御指摘等を頂いておりましたものですから、補助対象の補助経費につきまして、協議会のほうとも協議の上、実際の事業に関する補助に切替えを行ったところでございます。

令和4年度は、コロナ禍において事業を行っておられませんでしたので、執行していないところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

じゃあ全くやらなくなったわけじゃなくて、事業に対する補助をするということでもいいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

以前までは運営費と事業費とを込みで補助をしておったところを整理をいたしまして、事業費のみの補助に切替えを行ったところでございまして、おっしゃられるとおり、事業を実施したものについては、補助対象となるものについては補助してまいるといことで、整理を行ったところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

商品券のところでは不用額が370万円ぐらい出てるんですけど、これは紙のほうが残ったのか、それとも、電子のほうは……、どれぐらい残ったのかというのがもし分かれば、教えて

ください。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

御質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、第1弾と第2弾のプレミアム付商品券の換金、プレミアムの残が主なものになってまいります。

こちらにつきましては、プレミアム費については、第1弾が15万9,000円ほど落ちてまして、第2弾が36万5,000円。

第1弾の換金の残額につきましては、電子が37万円、紙につきましては、42万9,000円でございます。

そして第2弾、電子につきましては、73万8,337円、紙につきましては、108万8,500円でございます。残額、換金率につきましては、紙のほうが高いという結果になっております。

紙につきましては、金融機関のほうに商品券を持って行って換金をしていただくという手間が発生するものですから、取扱い店様の換金忘れといったものも挙げられます。

以上でございます。

西依義規委員

決算書188ページに、これも予算では上がってたけど、決算に上がってない項目がありまして、商業活性化推進事業補助金40万円、それと、創業支援事業補助金というのが予算には上がってたけど、決算には上がってないんですけど、その理由を教えてください。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

1点目の商業活性化推進補助金につきましては、これも鳥栖市と商工会議所と、あと、商店街のメンバー等で構成等を行っておる組織でございますが、コロナ禍において活動をしておりませんので、執行しておりません。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

創業支援事業補助金についても、これは県制度の創業資金のほうに借入れされた方に対して、保証率の半分について補助するというものでございまして、先ほどと同様の理由になりますけれども、申請された方がいらっしゃらなかったのも、落とさせていただいてるところでございます。

以上です。

西依義規委員

同じところで、商店街賑わい創出支援事業っていうのは、実際どういう事業だったんでしょうか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

お答えさせていただきます。

こちらは商店街連合会さんのほうで事業をしていただいている分でございます。

こちらが、夏につきましては、盆踊り大会、それから、秋についてはハロウィン、そして、春、昨年度は5月にフレスポさんと共催で、子供たちが参加していただくような、店めぐりというんでしょうか、そういったものをしていただく謎解きトレジャーハンターというイベント、この3つを行っていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

この商店街賑わい創出支援事業という、もともとのこの事業発生の発端っていうか、どういふところからこの事業が立ち上がってきたんでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

もともと何でこの事業を行うようになったかっていうところでございますけれども、目的といたしましては、イベント等を開催いたしまして、商店街の店舗の利用、それから、中心市街地の活性化を図るということを目的としたところで、行っておるところでございます。

西依義規委員

やられていることは僕もよく目につくんで分かるんですけど、結局、どこを目指してるのか、何が到着点……、何かよく分からんような補助金だと思うんですよ。

じゃあ、あの日、1日がにぎわったから、この事業の事業目的が達成されたのか、いやいや、継続的なルーティーンみたいなものをつくり出すようなものに使ったほうが……、イベント補助金みたいに使われてるのが、果たしてどうかなあと思うんですけど。

それは、市のほうから何かこういうふうに使ってくれていうのはあんまりなくて、もう自由に使われてるような気がするんで、その辺はあんまりないんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

もちろん、何でも使っていいよっていうことではなくて、先ほど申し上げたとおり、商店街でイベント等を開催をしていただいて、そのイベントにつきましては、会議所のほうが事務局を行っておるところですが、あそこに市のほうも入ったところで、事業のほうはつくっておるところでございます。先ほど申し上げた、夏の盆踊り、それと、秋のハロウィンパーティーについては、継続的に事業を実施しておるところでございます。

西依義規委員

補助金って、やっぱり結構マンネリ化すると思うんですよ。

だからやっぱり、その40万円の事業効果がどれぐらいだったのかどうかを見極めんといかんと思うし、これを私は別に減らせというわけじゃないんですよ。

この効果を上げるためには、40万円の少ない予算では足りないんじゃないかとか、いや、この効果を上げるには、40万円は多過ぎるんじゃないかって、やっぱりその辺はしっかりしていかなと、今日決算なんで、その辺はぜひ検討して、別にこの補助金だけじゃなくて、私はどうも……、ハロウィン、いいですよ、盆踊り、いいですよ。

だけど、は一っとなって、本当に商店街ににぎわいが創出されたのかっていうのは、ちょっと疑問が……、その1日はいいですけど、じゃあその商店街の本来の中心市街地の活性化に寄与できているのかどうかについては、私はあんまり生かされてないような気がしたんで、質問させていただきました。

以上です。

池田利幸委員

190ページの節27繰出金のところですけども、産業団地造成特別会計繰出金のところ、これは、要るからこそ特別会計の繰り出しで金額を出してるんだらうと思うんですけど、不用額で117万8,122円って出てるのは、何か理由はあるんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

この繰出金の主なものとしましては、起債で借りた元金、それから、利子の償還金に充てております。

で、利子が毎年変わりますして、もともと1%ほどで利子を計算してるんですけども、実際、0.5%以下ぐらいで今借入れをできておりまして、その利子の想定の1%から少なくなった分が、不用額として大体上がっている状況でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

利子の分ですってことで、この不用額になった分は、結局落としてしまうんですか。

元のところに戻すんですか、もう完全に落としてしまうんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

一般会計のほうにまた戻すというような形を取っております。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

1点、190ページの四阿屋周辺整備用地購入費、これは何平米で、平米当たりいくらかな。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

お答えいたします。

こちらの用地購入費は2件ございまして、まず1つ目が駐車場用地として購入させていた

だいた部分の土地の一部でございます。

こちらにつきましては、土地の面積が221.59平米で、金額が84万2,042円でございます。

続きまして、もう一つが橋梁の橋脚用地になります。

こちらについては、面積が117.15平方メートル、金額につきましては、14万580円でございます。

以上です。

小石弘和委員

平米当たりいくら？

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

駐車場用地は3,800円です。

橋脚用地につきましては、1,200円になります。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

雇用奨励金をお聞きします。

主要施策の成果の71ページ、昭栄化学さんのほうに新たに19人雇用創出をされたということで交付されたもので、私、非常に大賛成というか、いいなと思ってるんですけども。

この公募の方法は、その上にあります企業立地奨励金を渡すときに、こういった形の雇用奨励金も併せてやられてるのか、ある程度公募されてるのか。

その辺りはどうなのでしょう。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

公募するっていうことではなくて、御説明したとおり企業立地奨励金とリンクをしまして、まず、本市と進出協定を締結していただいた企業さん、それで、企業立地奨励金制度と付随して、市民を雇用していただいたならば、雇用奨励金を重ねて奨励費としてお渡しをしているっていう制度でございます。

公募等を行ってるものではございません。

江副康成委員

その要綱といいますか、基準、交付要綱ですか。

そういう話もされたみたいやけど、その中でフリーランス、そういったところにもお渡しできるようなスキームというか、になってるというところで、企業立地奨励金って、御存じのようにどっちかといったら、大きな企業が入ってきたり——カシワさんっていうのは、そ

こまであれかもしれませんがけれども。

フリーランスとかそういったところは、企業立地奨励金に該当するのかどうか知りませんが、そういうところもターゲットに入れてるんだったら、もうちょっと、その方法だけじゃなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

企業立地奨励金とリンクさせるばかりじゃなくてもよさそうな気がするんだけど、どうなんですか。

企業立地奨励金の中にフリーランスさんとかは入ってくるんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

企業立地奨励金及び雇用奨励金については、事業所に対して交付を行っておりますので、フリーランスの方っていうのは、対象にはなっておりません。

江副康成委員

すみません、私の聞き間違いだったかもしれんけど、フリーランスの方にも交付するような、例外的にというのがちょっと頭の中に残ってたもので、それは違うってことですね。

分かりました。

それならいいんですけど、あと、この事業所にまとめて380万円、昭栄化学さんに交付されてるんでしょうけれども。

これ、せつかく市民の方って限定したところでやるんだったら、直接市民に、従業員さんになられた方に渡すことはできないんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

この目的としましては、企業立地奨励金とリンクしているというふうに、最初御説明いたしましたけれども、市内に新設または増設をしていただくことが基本となっております、さらに、市民を雇っていただけたならプラスアルファという制度でございますので、雇用される方に対しての補助っていう観点ではなくて、目的としては、そういう設備投資、それから、新規事業所の設置、そういうものをしていただいた上で、なおかつ市民を雇って下さいねという、プラスアルファを求めているものでございますので、これが直接雇用者のほうに行くっていうものでは、目的が違ってまいりますので、事業所のほうに交付をしてるっていうことになってます。

江副康成委員

分かりました。

目的はそういう形で定められてるということで、そういう形で執行されたってことも分かるんですけども、できれば、例えば、昭栄化学さんの企業立地奨励金六千二百万幾らかに対して、併せて、上乘せで雇用奨励金380万円というような形でお支払いするわけじゃないで

すか。

であれば、どちらかというところ、例えば、鳥栖市のほうに新たに会社は移ったけれども、足がなかなか動かないような社員さんもいるというような、別のところで聞いたりもするしですよ。

鳥栖って、そういう形で、IT関係ですかね、従業員に対して、非常に厚いというかウエルカム……、企業よりも個人に攻めたほうが、今後、そういう取組のほうが、より鳥栖市のほうにそういった技術者に入ってきていただいて、産業振興と雇用の拡大、盛り上げてもらえるんじゃないかなというふうに思って、そういう質問をしました。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

188ページ、イルミネーション事業補助金があるんですけど、これは、全体事業は大体幾らぐらいで、補助率っていうか、どれぐらいの割合の100万円になるんですか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

決算額としては大体900万円ぐらいの事業になってまして、協賛金等として600万円集めていただいています。

それに、会議所の助成金が45万円、雑収入が大体200万円程度という形で合わせて930万円程度の事業規模となっております。

以上です。

西依義規委員

また戻りますけど、商店街賑わい創出支援事業は、全体事業はどれぐらいで、そのうち40万円は何%ぐらいになるんですか。

樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長

こちらにつきましては、鳥栖市からの補助金が40万円、助成金が27万円、そして、連合会さんの自己負担金として23万円、合わせて90万円の事業でございます。

西依義規委員

助成金はどこから？商工会議所から？（「商工会議所から」と呼ぶ者あり）

ということは、商店街賑わい創出支援事業のほうは全体の40%ぐらい、イルミネーション事業は全体の10%ぐらいということの認識でいいですか。

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第29号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第29号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算の主なものについて御説明をいたします。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略いたしますのでよろしくお願いたします。

決算書307、308ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1 県支出金についてでございますが、こちらは新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金でございます。

款2 繰入金についてでございますけれども、こちらが一般会計からの繰入金となっております。

款5 市債でございますが、新産業集積エリア整備事業に係る起債となっております。

次の309、310ページをお願いいたします。

歳出でございます。

新産業集積エリア整備事業につきまして、令和4年4月に開発許可及び農地転用許可を受けまして、農地法違反状態の是正を図ったところでございます。

また、令和4年7月に市議会の議決を経て、アサヒビール株式会社への分譲が決定をしております。

令和4年8月から造成工事等に取り組んでいるところでございます。

決算書、款1 事業費、節12委託料について説明をいたします。

備考欄を見ていただきまして、環境調査委託料の内訳を申し上げます。

内容は、造成工事の現場着手前に実施をいたしております、地盤変動影響調査、周辺家屋等の調査になります。

22棟の周辺家屋の調査を行っておりますけれども、こちらの調査が1,074万2,600円。

それと、道路環境調査、これは主に工事前の騒音、振動の調査を行っておるところでございますけれども、こちらが県道1か所、市道1か所の2か所で行っております。

内訳としては、199万1,000円となっております。

その下、水質調査委託料について申し上げます。

これは、30本ございます周辺の井戸の調査を行っておるところでございます。

次に、節14工事請負費について申し上げます。

工事請負費の内訳といたしましては、造成に係る土砂搬入工事につきましては、7,673万6,000円、それと、JVに発注をしております造成工事——契約金額は、議決をいただきまして、税込み19億2,500万円でございますけれども、そのうち、令和4年度分の部分払いといたしまして、3億800万円。こちらが工事請負費の内訳となっております。

次に、節16公有財産購入費について申し上げます。

公有財産購入費につきましては、用地内に残ります一筆の用地について、地権者の方が解約手続中でありましたが、本年2月に解約が許可されておまして、その後、地権者の方から耕作者の方に対しまして、解約を通知されたことを確認をいたしましたので、用地費の一部、3割分を前金としてお支払いをしたものでございます。

次に、節21補償、補填及び賠償金について申し上げます。

生産組合補償費といたしまして、事業用地内の農地に関して、地元の生産組合に対して、農地賦課金相当額を農地の面積に応じて補償したものでございます。

これまでは、幸津町と儀徳町にそれぞれ補償をしておりましたけれども、農地転用許可を受けた日付、それと、幸津町、儀徳町の農地賦課金の賦課基準日の関係から、補償は幸津町のみに行った金額でございます。

具体的に日付を申し上げますと、幸津町の賦課金の基準日が毎年4月1日となっております。

儀徳町の賦課基準日が毎年10月1日となっております。

先ほど申し上げました、農地転用許可を受けた日付が4月13日でございますので、幸津町の賦課金のみ、補償を行っておるところでございます。

なお、農地転用許可を4月13日に受けておりますので、令和5年度、本年度以降、農地賦課金相当額の補償は発生いたしません。

最後に、款2公債費について申し上げます。

こちらにつきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います、地方債の元金と利子の償還金でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

令和4年7月にアサヒビールに売却して、この造成工事の進み具合はどんなふうなことになってるかな。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

造成工事の進み具合につきましては、現在、おおむね予定どおり進んでおるところでございます。

小石弘和委員

これは造成の完成はいつやったかな。

令和7年、8年かな。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

造成工事の完了というか、アサヒビールの操業開始の予定日は、令和8年1月を予定されておるところでございます。

小石弘和委員

それから、結局、農地転用に地元の同意も要らないというような形になっていて、前よく委員会の中でもいろいろお話があったた、幸津町に対して迷惑料1,500万円か1,600万円か、あれはもう没になったわけ？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

迷惑料ではございませんで、町に属している水路のしゅんせつに係る補償をしておるものを指しておるんじゃないかなと思うんですけども。

その分で、幸津町のほうには、1,600万円の契約書と、あと、請求書をお渡ししておりますが、いまだこちらには持ってこられてないという状況でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

請求書を市のほうから幸津町に渡しているわけ？

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

正確に申し上げますと、請求書の様式をお渡ししておりまして、その提出がないというこ

とを申し上げたつもりでございます。

小石弘和委員

じゃあ、請求書の様式を提出しているから、その様式を書いて持ってくれば、1,600万円をお支払いするというような考えでいいわけですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

もちろん契約書もお持ちいただいた上で、そこで合意がなされればお支払いをするということになりますが、まずもって予算の計上が必要になってまいりますものですから、そこについては議会の議決を経た上でというふうになるかと思えます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

水質調査で井戸を検査か何かっておっしゃったですね。

よく今、例えば、高速道路のどこかをしたら、井戸が出ないようになったとか、水が変わったとかいうんで、例えばここで、その周辺のくいを打ったか何かの工事で、井戸が出ないようになったとか、そういう補償は誰がするんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

例えば、井戸が枯れたとか、そういうことになった場合に、原因者、どこが原因なのかというのが確定しましたら、その原因者がお支払い、補償をするということになりますものですから、それが仮に、市の造成工事が原因ということで判明しました場合には、市のほうからそれなりの補償は必要だと思えます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で質疑を終わります。

それでは、商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時58分開会

久保山日出男委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

上下水道局

議案乙第22号令和 4 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和 4 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第22号令和 4 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第23号令和 4 年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

それでは、上下水道局につきまして、一括して御説明を申し上げます。

令和 4 年度の事務執行に際しての上下水道局職員は、管理課16名、事業課24名で事務の執行に当たってまいりました。

初めに、水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

令和 4 年度における給水状況につきましては、給水戸数は昨年度から521戸増加し 3 万 2,920戸となり、普及率は97.7%となっております。

収益的収支につきましては、1 億8,252万931円の純利益を計上いたしております。

利益の処分につきましては、8,252万931円を減債基金に、1 億円を建設改良積立金に積み立てることといたしております。

次に、下水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

令和 4 年度における処理状況につきましては、水洗化世帯数は、昨年度から547戸増加し 3 万470戸となり、普及率は99.7%となっております。

収益的収支につきましては、2 億2,682万8,987円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、減債積立金に積み立てることといたしております。

具体的な業務の執行状況等につきまして、担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議題となっております議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第23号令和4年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして、鳥栖市水道事業会計決算書により、一括して御説明を申し上げます。

まず、鳥栖市水道事業会計決算書1ページから9ページまでの決算書類につきまして、その概要を申し上げます。

決算書1、2ページの令和4年度鳥栖市水道事業決算報告書をお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、項の営業収益として、水道料金、加入負担金などが主な内容ございまして、収入総額は16億4,744万3,626円となっております。

支出につきましては、項の営業費用として、浄水場の運転に係る経費、職員人件費、固定資産減価償却費など、項の営業外費用として、企業債利息などが主な内容ございまして、支出総額は14億2,356万9,678円となっております。

続きまして、決算書の3ページ、4ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、企業債などが主な内容ございまして、収入総額は3億1,225万3,282円となっております。

また、企業債の決算額が予算額より減額となっている主な理由といたしましては、支出に記載しております建設改良費の翌年度繰越しに伴い、その財源の一部となる企業債の借入れを翌年度に実施するためなどがございます。

支出につきましては、建設改良費、企業債償還金でございまして、支出総額は7億1,173万4,143円となっております。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの6月定例会で報告させていただいておりますとおり、導水管、配水管(幹線)布設など、導配水管整備事業について繰り越すものがございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額3億9,948万861円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,008万7,034円、過年度分損益勘定留保資金3億5,939万3,827円で補填をしております。

続きまして、決算書の5ページ、令和4年度鳥栖市水道事業損益計算書をお願いいたします。

この計算書は、令和4年度における水道事業の経営成績を表すものです。

営業利益といたしましては1億3,224万4,434円、経常利益といたしましては1億8,191万8,937円、当年度純利益といたしましては1億8,252万931円となっております。

続きまして、決算書6ページの令和4年度鳥栖市水道事業剰余金計算書をお願いいたします。

この計算書は、令和4年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、令和4年度中の変動はございません。

利益剰余金につきましては、令和4年度中の変動額として、決算書5ページの損益計算書における当年度純利益1億8,252万931円を計上しております。

以上により、当年度末の資本合計としては、90億6,322万8,653円となっております。

続きまして、決算書6ページの下にあります令和4年度水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてに係るものとなります。

内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金1億8,252万931円につきまして、8,252万931円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金に積み立てるものとしております。

続きまして、決算書7ページから9ページまでの令和4年度鳥栖市水道事業貸借対照表をお願いいたします。

この貸借対照表は、令和4年度末における水道事業の財政状態を明らかにするもので、7ページの資産の部、8ページの負債の部及び9ページの資本の部により一括的に表したものでございます。

7ページの資産の部は、土地、建物、構築物などの固定資産が135億8,414万3,407円、現金預金などの流動資産が21億8,462万8,392円で、資産合計は157億6,877万1,799円となっております。

固定資産に係ります明細書を決算書55ページ、56ページに記載をしておりますので、後ほど御参照くださいますようお願いをいたします。

続けて説明をさせていただきます。

決算書8ページ、負債の部でございますけれども、内容につきましては、主に企業債の残高、工事負担金などの長期前受金に係ります繰延収益で、負債合計は、一番下でございますけれども、67億554万3,146円となっております。

9ページ、資本の部でございますけれども、資本金といたしましては83億7,178万4,453円、剰余金6億9,144万4,200円で、資本の合計といたしましては、90億6,322万8,653円となり、8ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、7ページに記載をしております資産合計と

同額の157億6,877万1,799円となっております。

続きまして、決算書12ページから33ページまでの令和4年度鳥栖市水道事業報告書の主なものについて説明をいたします。

決算書13ページをお願いいたします。

1. 概況の2項目めとなります(2) 経営指標に関する事項についてでございます。

経営の健全性を示す経常収支比率、料金水準を示す料金回収率は、それぞれ昨年度と比べますと減少をしておりますが、経常収支比率、料金回収率ともに、一定の水準とされます100%を上回っている状況にあります。

また、有形固定資産減価償却率、管路経年化率は、それぞれ昨年度と比べると増加しており、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

続きまして、(3) 議会議決事項についてでございます。

予算、決算に係ります乙議案が5件となっております。

続きまして、右側の14ページでございますけれども、(5) 職員に関する事項については、管理課職員総勢16人、事業課職員総勢24人のうち、それぞれ、水道事業に配置する職員の状況を記載しているところでございます。

続きまして、決算書の15、16ページの2. 工事、(1) 建設改良工事の概況の主なものについて申し上げます。

イの雨水整備工事関連につきましては、工事件数は2件、工事費合計は1,257万1,900円となっております。

1つ飛ばしまして、ハの導水管布設工事につきましては、工事件数は1件、工事費は4,957万100円となっております。

決算書17ページから20ページまでにわたります、ニのその他の配水管布設工事につきましては、トータルは、決算書の19、20ページのほうに記載をしておりますが、工事件数は10件、工事費合計は1億3,341万7,100円となっております。

その下のホその他の工事につきましては、工事件数は4件、工事費合計は1億6,948万2,500円となっております。

続きまして、決算書21ページ、22ページの保存工事の概況についてでございます。

保存工事といたしましては、1件当たり100万円以上の修繕工事を記載しており、工事件数は6件、工事費合計は2,444万9,898円となっております。

続きまして、決算書23ページの3. 業務についてでございます。

(1) 業務量の主なものについて申し上げます。

イ配水状況といたしましては、年度末給水戸数、年間給水量などは、令和3年度に比べ、

増加しております。

年間有収率は、令和3年度と比べ、0.3%減少している状況にあります。

続きまして24ページ、ニ業務委託状況でございます。

24ページの下のほうの表でございますけれども、水道メーターの検針、料金収入の委託に係ります状況を記載させていただいております。

続きまして、決算書27ページをお願いいたします。

(2) 事業収入に関する事項についてでございます。

イの事業収益といたしましては、水道料金としての収入となります給水収益は、13億3,424万7,810円、令和3年度に比べ、1,556万210円増加しております。

事業収益総額は15億849万4,959円となっており、令和3年度に比べ、2,422万3,955円増加をしております。

その下のロ水道料金収納状況といたしましては、現年度収納率は98%、過年度収納率は76.1%、合わせまして全体では、収納率97.5%となっております。

続きまして、28ページでございますが、(3) 事業費に関する事項についてでございます。

イ事業費用の総額といたしましては、一番下でございますが、13億2,597万4,028円となっており、令和3年度と比べまして、1億1,363万8,939円の増加となっております。

費用が増加した主な事由といたしましては、委託料に関しまして、過去文書PDF化業務の委託、上下水道会計システム更新業務委託を実施したこと、それに加えまして、修繕費、動力費、薬品費、減価償却費、それぞれ増加があったことなどが主な理由でございます。

続きまして、決算書29ページ、(4) その他主要な事項についてでございます。

表の上のほうに水道の普及状況などを記載しているところでございます。

表の中ほどよりやや上にあります、供給単価、給水原価という項目がございますけれども、供給単価に対します給水原価の割合が、料金の回収率ということになるところでございます。

その下のほうにつきましては、施設の稼働状況を示します、負荷率、施設利用率、最大稼働率、一番下のほうには、家事用1戸当たりのひと月平均の使用水量と水道料金の状況などを記載させていただいております。

続きまして、決算書30ページの4. 会計、(1) 重要契約の要旨についてでございます。

重要契約としましては、1件当たりの契約金額が1,000万円以上の契約について記載をしております。

イの工事請負契約につきましては、31ページまで続くところでございますけれども、合計で10件記載をしております。

決算書32ページのほうには、ロ業務委託契約といたしまして、5件の契約を記載している

ところでございます。

続きまして、決算書33ページ、(2) 企業債及び一時借入金の概況についてでございます。

イ企業債の概要といたしましては、前年度末残高46億259万859円、本年度借入高2億9,980万円、本年度償還高2億1,394万5,913円、本年度末残高46億8,844万4,946円となっております。

企業債明細書を決算書の57ページから64ページのほうに記載をしておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いを申し上げます。

説明を続けさせていただきます。

決算書34ページでございますけれども、令和4年度鳥栖市水道事業キャッシュ・フロー計算書についてでございます。

企業会計におきましては、減価償却費などのように、実際の現金の動きを伴わないものを含むため、この計算書の各項目により、1年間の資金の増減を計算するものです。

資金の増加額につきましては、下から3段目のところでございますけれども、3億9,205万2,493円となっております。資金期末残高は20億4,445万5,224円となっているところでございます。

続きまして、決算書35、36ページをお願いいたします。

収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものを申し上げます。

項の営業収益につきましては、水道料金、加入負担金、受託工事の負担金であります受託工事収益、その他の営業収益に計上しております上下水道料金一元化負担金などがございます。

項の営業外収益につきましては、工事負担金の減価償却などの長期前受金戻入などがございます。

続きまして、決算書37、38ページをお願いいたします。

収益的支出の部の主なものを申し上げます。

なお、各項目のうち、節の給料から法定福利費までにつきましては、それぞれ職員人件費でございます。

項の営業費用、目の原水及び浄水費についてでございます。

節の委託料につきましては、浄水場の運転管理、機器の点検管理、排出する汚泥の収集運搬及び処分に係ります委託料などが主な内容でございます。

決算書39ページ、40ページをお願いいたします。

上から2段目でございますけれども、修繕費につきましては、浄水場の設備、機器等の修

繕費でございます。

その下でございますが、節の動力費につきましては、浄水場、安楽寺水源地の電気料でございます。

節の薬品費につきましては、浄水処理のための薬品代でございます。

続きまして、目の配水及び給水費についてでございます。

決算書は41、42ページのほうをお願いいたします。

真ん中よりやや下になりますけれども、節の修繕費についてでございます。

給配水管等の修繕費などが主な内容ということでございます。

その下の路面復旧費につきましては、配水管布設等に伴います道路舗装工事費でございます。

続きまして、決算書43、44ページをお願いいたします。

目の業務費についてでございます。

真ん中よりやや下になりますが、節の委託料につきましては、水道メーターの検針に係ります検針事務委託料、水道メーターの定期的な取替えに係ります量水器取替委託料などが主な内容となっております。

続きまして、決算書47、48ページをお願いいたします。

一番上のところでございますけれども、目の減価償却費についてでございます。

この目につきましては、固定資産の減価償却費を計上しているところでございます。

続きまして、目の支払利息及び企業債取扱諸費についてでございます。

この目につきましては、企業債利息などでございます。

続きまして、決算書49、50ページをお願いいたします。

資本的収支明細書についてでございます。

資本的収入の部の主なものといたしましては、上水道建設事業に係ります企業債などがございます。

続きまして、決算書51、52ページをお願いいたします。

資本的支出の部の主なものについて申し上げます。

なお、各費目のうち、節の給料から法定福利費までにつきましては、それぞれ職員人件費となっております。

目の原水設備費についてでございます。

節の工事請負費につきましては、安楽寺水源地の導水ポンプ及び電動仕切弁更新工事費でございます。

続きまして、目の浄水設備費についてでございます。

真ん中よりも少し下になりますけれども、節の工事請負費につきましては、浄水場逆洗水槽・天日乾燥床更新工事費、北部配水池上部防水及び外壁塗装改修工事費などでございます。

続きまして、決算書53、54ページをお願いいたします。

目の送配水設備費についてでございます。

真ん中よりも少し上になりますけれども、節の委託料につきましては、配水管布設工事設計業務委託料などでございます。

その3つほど下でございますけれども、節の工事請負費につきましては、配水管、導水管の布設工事費、配水管の布設替工事費などでございます。

その2つ下でございますけれども、節の土地購入費につきましては、導水管、配水管（幹線）の更新事業に必要な土地の取得に要した経費でございます。

用地取得の箇所といたしましては、導水管更新に係るものは真木町地内、配水管（幹線）に係りますものは原古賀町地内の土地でございます。

今申し上げました、原水設備費、浄水設備費及び配水設備費に係ります委託料、工事請負費の主なものにつきまして、お手元のタブレットのほうに水道事業決算認定参考資料を掲載させていただいておりますので、そちらで概要について説明をさせていただきたいと思っております。

タブレットの2ページをお願いいたします。

安楽寺水源地浸水対策についてでございます。

平面図の赤色に着色をした箇所において、令和5年度に電気室の耐水化を図りました電気棟を新たに築造する工事に着手をしているところでございまして、そのための耐水化実施設計業務を令和4年度に実施をしているところでございます。

続きまして、タブレットの3ページをお願いいたします。

アセットマネジメント施設更新工事といたしまして、まず、浄水場の施設更新についてでございます。

令和4年度におきましては、浄水場逆洗水槽・天日乾燥床更新工事を行ったところでございまして、赤色に着色した箇所に天日乾燥床を構築し、青色に着色しております旧逆洗水槽の撤去を実施しているところでございます。

次に、タブレットの4ページをお願いいたします。

北部配水池の施設更新についてでございます。

着色しております箇所におきまして、北部配水池上部防水及び外壁塗装改修工事を行っているところでございます。

続きまして、タブレットの5ページをお願いいたします。

導水管更新工事に係ります令和4年度の実施箇所につきましては、赤色で着色をしております区間ございまして、鑄鉄管700ミリ、延長120.2メートルを布設しているところでございます。

なお、黄色で着色をしている区間が令和4年度から令和5年度に繰越しをしている箇所でございますが、現在のところ、それぞれの区間で工事は完了をしているという状況でございます。

続きまして、タブレットの6ページをお願いいたします。

配水管（幹線）更新工事に係ります令和4年度の実施箇所につきましては、赤色で着色をしている区間ございまして、鑄鉄管700ミリ、延長につきましては、119.7メートルを布設しているところでございます。

なお、黄色で着色をしております区間が令和4年度から令和5年度に繰越しをしている区間ございまして、それぞれの区間につきましては、工事につきましては、現在既に完了をしているところでございます。

参考資料の説明につきましては、以上でございます。

決算書のほうにお戻りをいただきまして、53ページ、54ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、目の企業債償還金についてでございます。

この目につきましては、企業債の償還金でございます。

以上によりまして、議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第23号令和4年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

全体的にお聞きしますけど、決算書の36ページに水道料金の給水収益がありまして、水道料金以外にも、いろんな形で低所得者の方の生活の厳しさとかいろいろあると思うんですが、水道料金を払えないとか、そういうことがこの令和4年度どうだったかという総括をいただいていいですか。

犬丸章宏上下水道局管理課長

水道料金の収納につきましてはでございますけれども、まずは、例えば生活保護を受けてあったりとか、特別児童扶養手当、そういったところを受けてある世帯につきましては、減免制度を設けているところでございまして、一定の割合で、できるだけ負担を下げているとい

うふうな状況になっているところでございます。

特に、その中でも低所得というところ、家計が厳しい中での水道料金の負担ということにもなりますので、特に大きく何らかの制度を設けて対応しているところではございませんけれども、いろいろ納付相談を受けながら、おおむね、皆さんのほうからは納付をいただいていると、今のところ、こういうふうな状況ではございます。

西依義規委員

例えば、もう何か月も払わなくて、結局水道を止めてしまうっていう事例って、これまでも鳥栖市にあるんですか。

そういうのがもしあれば、それがコロナの影響なのか、時代的なのか、関係ないのかっていうのについては、そういうのは現状はどうですか。

於保順一上下水道局管理課長補佐兼業務係長

御質問にお答えいたします。

おおむね、半年以上納付のない、あるいは、未納分がある、そういった契約者の皆様方にはこちらのほうから御案内いたしまして、停水の手続きを取らせていただいております。

そうした案内をさせていただくことで、納付忘れでありますとか、うっかりされてる方が結構多かったりするわけなんですけれども、そういった方から納付がいただけていると。

そうやって停水しているのが、毎月30件ほどあると思ってます。

以上です。

西依義規委員

停水に至る案件が毎月30件あるということですか。

そうしたら、年間で300件ぐらい——同じ方もするかもしれんし、違う方も、延べで300件以上は止めるということになって、それが、止めなくなる、払われるとかいうことには、どれぐらいの期間があるんですか。

もう、払われてすぐ開けるのか、それとも、やっぱり厳しいんで、なかなか開けないのかっていう、現状はどうですか。

於保順一上下水道局管理課長補佐兼業務係長

先ほどのお話ですけれども、停水作業をいたしまして、そのお宅に戻ってこられた場合に、蛇口をひねると水が出ないということになりますと、およそその翌日、あるいは、その日のうちに、夕方以降、私どものほうにお電話がありまして、納付相談させていただきながら、開栓手続きをさせていただくような手続になってまいりますので、そのうちの半分ぐらいは、停水をしに行ったところにまた開栓をしに行くような形となっております。

分かりました。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

小石弘和委員

停水というようなことは、もう絶対にできないことやろう。

停水ってことは、絶対できないことですよ。

犬丸章宏上下水道局管理課長

停水につきましては、確かに飲み水ということでありまして、非常に生活上大切なものではございますけれども、利用者の方と鳥栖市水道事業で契約をして供給をさせていただいてるところではございますので、一定、事前にそういう未納がある方については、いろんな納付催促をしながら、何回かそういった手続を踏みながら、最終的に納付がない場合については、やむを得ず停水をさせていただきますということで事前の案内等を行いながら、実施をしているというところでございます。

確かに、生活上大切な水ではございますけれども、できるだけ皆様に料金として御負担をいただくという趣旨から、もうやむを得ない場合については、停水という措置をさせていただいているというところでございます。

小石弘和委員

停水をする場合は、年間どのくらいあるわけですか。

完全に停水をするというふうなことは生活に関連するからね。

生命に危険があるんですよ。

電気ならまだ分かるんですけどね。

停水をするというふうな形は、私は腑に落ちないと思います。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

市として停水をする場合、例えば、月に30件停水しますが、超勤で全ての方の連絡がつくまで職員が残って、すぐ開栓ができるような状態にはしてるんですよ。

だから、生活をしていく上で困るということは……、断水という形ではなく、相手とのコミュニケーションを取るすべとして、停水の作業を使わせていただいております。

小石弘和委員

完全に停水をするというようなことじゃなく、話の余地の中で停水をする、一時的に止めるとかいうふうなことですね。

分かりました。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして、鳥栖市下水道事業会計決算書より、一括して御説明申し上げます。

決算書の中ほどの青い表紙からが下水道事業関係でございますので、お願いいたします。

まず、鳥栖市下水道事業会計決算書1ページから9ページまでの決算書類につきまして、その概要を申し上げます。

決算書1ページ、2ページの令和4年度鳥栖市下水道事業決算報告書をお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、項の営業収益として下水道使用料など、項の営業外収益として他会計補助金などが主な内容ございまして、収入総額は26億5,043万8,744円となっております。

支出につきましては、項の営業費用として浄化センターの運転に係る経費、職員人件費、固定資産減価償却費など、項の営業外費用として企業債利息などが主な内容ございまして、支出総額は23億7,427万8,635円となっております。

続きまして、決算書3ページ、4ページの(2) 資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、企業債、国庫補助金、工事負担金などが主な内容ございまして、

収入総額は16億4,286万592円となっております。

また、企業債及び国庫補助金の決算額が、予算額より減額となっている主な理由といたしましては、支出に記載しております建設改良費の翌年度繰越しに伴い、その財源の一部となる企業債及び国庫補助金を繰り越すためなどでございます。

支出につきましては、建設改良費、企業債償還金でございます。支出総額は26億7,327万8,974円となっております。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの6月定例会で報告させていただいておりますとおり、浄化センターに係ります増設事業、改築事業及び耐水化基本設計などの下水道施設整備事業、西田川排水区雨水整備事業などの管渠整備事業に係ります予算を繰り越すものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億3,041万8,382円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,913万6,601円、減債積立金3,291万144円、過年度分損益勘定留保資金1,907万3,696円、当年度分損益勘定留保資金7億2,929万7,941円、当年度利益剰余金処分額2億円で補填をいたしております。

続きまして、決算書5ページ、令和4年度鳥栖市下水道事業損益計算書をお願いいたします。

この計算書は、令和4年度における下水道事業の経営成績を表すものでございます。

営業損失といたしましては、6億5,657万1,432円、経常利益といたしましては、2億2,016万5,927円、当年度純利益といたしましては、2億2,682万8,987円となっております。

続きまして、決算書6ページの令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金計算書をお願いいたします。

この計算書は、令和4年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

資本金につきましては、一般会計からの出資金として、浄化センターのし尿受入れ施設に係ります企業債の元利償還金分153万7,000円を計上しており、当年度末残高は19億20万5,040円となっております。

資本剰余金につきましては、令和4年度中の変動はございません。

利益剰余金のうち、減債積立金は全額を取り崩しております。

未処分利益剰余金は、減債積立金の取崩し分3億1,491万144円、決算書5ページの損益計算書における当年度純利益2億2,682万8,987円を計上しており、当年度末残高は5億4,173万9,131円となっております。

以上により、当年度末の資本合計としましては、29億6,468万6,149円となっております。

続きまして、下にあります令和4年度下水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、

議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてに係るものとなります。

内容としましては、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分となります2億2,682万8,987円は、減債積立金に積み立て、減債積立金の取崩し分となります3億1,491万144円は、資本金に組み入れるものとしております。

続きまして、決算書7ページから9ページまでの令和4年度鳥栖市下水道事業貸借対照表をお願いいたします。

この貸借対照表は、令和4年度末における下水道事業の財政状態を明らかにするもので、7ページの資産の部、8ページの負債の部及び9ページの資本の部により、一括的に表したものでございます。

7ページの資産の部は、土地、建物、構築物などの固定資産が414億3,142万5,040円、現金預金などの流動資産が5億7,983万2,079円で、資産合計は420億1,125万7,119円となっております。

固定資産明細書を決算書47ページ、48ページに記載しておりますので、後ほど御参照のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、8ページの負債の部は、主に、企業債の残高、国庫補助金や受益者負担金などの長期前受金に係る繰延収益で、負債合計は390億4,657万970円となっております。

9ページの資本の部につきましては、資本金19億20万5,040円と剰余金10億6,448万1,109円で、資本合計は29億6,468万6,149円となり、8ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、7ページの資産合計と同額の420億1,125万7,119円となっております。

続きまして、決算書12ページから30ページまでの令和4年度鳥栖市下水道事業報告書の主なものについて御説明いたします。

決算書の12ページをお願いいたします。

1. 概況の2項目めとなります(2) 経営指標に関する事項についてでございます。

経営の健全性を示します経常収支比率は、昨年度と比べると減少しておりますが、健全経営の水準とされる100%を上回る状況にあります。

使用料水準を示す経費回収率は、次のページに続きますが、昨年度と同水準の100%となっており、事業に必要な経費を下水道使用料で賄っている状況にあります。

また、有形固定資産減価償却率は、昨年と比べると増加している状況にあります。

続きまして、(3) 議会議決事項についてでございます。

予算繰越に係ります報告が1件、予算、決算に係ります乙議案が8件となっております。

続きまして、決算書14ページの(4) 行政官庁認可事項につきましては、事業計画変更の認可を受けております。

続きまして、(5) 職員に関する事項につきましては、管理課職員総勢16人、事業課職員総勢24人のうち、それぞれ下水道事業に配置する職員の状況でございます。

続きまして、決算書15、16ページの2. 工事、(1) 建設改良工事の概況についてでございます。

イ管きょ築造等工事につきましては、17、18ページに続きますが、工事件数は12件、工事費合計は3億7,616万3,483円となっております。

ロ付帯(舗装)工事につきましては、工事件数3件、工事費合計1,366万900円となっております。

ハ汚水柵設置工事につきましては、19、20ページに続きますが、工事件数は4件、工事費合計は1,935万2,300円となっております。

ニ浄化センター設備工事につきましては、工事件数3件、工事費合計は922万6,515円となっております。

続きまして、決算書21ページ、22ページの(2) 保存工事の概況についてでございます。

保存工事といたしましては、1件当たり100万円以上の修繕工事を記載しており、工事件数は10件、工事費合計は1,666万5,000円となっております。

続きまして、23、24ページの3. 業務についてでございます。

業務量としましては、用途別排水量、用途別下水道使用料、月別使用状況を記載しております。

続きまして、決算書の25ページの(2) 事業収入に関する事項についてでございます。

イ事業収益の概要といたしましては、下水道使用料は12億9,416万3,385円となっております。

令和3年度に比べ、683万2,595円増加しております。

他会計補助金は3億9,903万円となっており、令和3年度に比べ、7,641万8,000円減少しております。

事業収益の総額は25億1,881万8,724円となっており、令和3年度に比べ、4,817万1,512円減少しております。

その下のロ下水道使用料収納状況といたしましては、現年度収納率は97.3%、過年度収入収納率は81.1%、全体の収納率が96.8%となっております。

続きまして、決算書26ページの事業費に関する事項についてです。

イ事業費用の総額は22億9,198万9,737円となっており、令和3年度と比べ、3,990万9,645円増加しております。

増加となった主な理由といたしましては、委託料に関しまして、浄化センター維持管理等

業務委託料が増加したこと、過去文書PDF化業務、上下水道会計システム更新業務を実施したこと、減価償却費の増加があったことなどでございます。

続きまして、決算書27ページの(4) その他主要な事項についてでございます。

表の上段に下水道の普及状況などを記載いたしております。

表の中ほどにあります使用料単価に対する汚水処理原価の割合が経費回収率となります。

その下、以下は施設の稼働状況を示します、負荷率、施設利用率、最大稼働率、一番下に家事用1戸当たりのひと月平均の汚水排水量と下水道使用量の状況を記載いたしております。

続きまして、決算書28ページの4. 会計、(1) 重要契約の要旨についてでございます。

重要契約としましては、1件当たりの契約金額が1,000万円以上の契約について記載しております。

イ工事請負契約につきましては、9件、ロ付帯(舗装)工事請負契約につきましては、2件、決算書29ページのハ汚水柵工事請負契約につきましては、1件、ニ業務委託契約につきましては、6件となっております。

続きまして、(2) 企業債及び一時借入金の概況についてでございます。

イ企業債の概況といたしましては、前年度末残高187億4,269万2,289円、本年度借入高10億5,170万円、本年度償還高14億9,510万8,732円、本年度末残高182億9,928万3,557円となっております。

企業債明細書を決算書49ページから66ページに記載しておりますので、後ほど御参照のほどよろしくお願いたします。

続きまして、ロー時借入金の概況といたしましては、借入残高最高額は7億円となっております。

続きまして、決算書の31ページの令和4年度鳥栖市下水道事業キャッシュ・フロー計算書についてでございます。

企業会計におきましては、減価償却費などのように、実際の現金の動きを伴わないものを含むため、計算書の各項目により、資金の増減を計算するものでございます。

資金減少額は3,495万266円、資金期末残高は1億3,688万2,431円となっております。

続きまして、決算書33、34ページをお願いいたします。

収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものを申し上げます。

項の営業収益につきましては、下水道使用料、他会計負担金、雑収益を計上しております、し尿等処理負担金などでございます。

項の営業外収益につきましては、他会計補助金、国庫補助金の償却額等の長期前受金戻入

などでございます。

続きまして、35、36ページをお願いいたします。

収益的支出の部の主なものを申し上げます。

各目のうち、節の給料から法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

項の営業費用、目の管きょ費についてでございます。

節の委託料につきましては、下水道施設情報システム更新、下水道管路施設清掃などに係ります委託料でございます。

節の修繕費につきましては、マンホール補修等に係ります修繕費でございます。

続きまして、目の処理場費についてでございます。

節の委託料につきましては、浄化センターの維持管理等業務及び汚泥収集運搬処分などに係ります委託料でございます。

続きまして、決算書37、38ページの目の業務費についてでございます。

節の負担金につきましては、水道事業に対する下水道使用料徴収事務負担金でございます。

続きまして、目の総係費についてでございます。

決算書39、40ページの節の委託料につきましては、過去書PDF化などの委託料でございます。

続きまして、目の減価償却費についてでございます。

この目につきましては、固定資産の減価償却費でございます。

続きまして、目の資産減耗費についてでございます。

この目につきましては、污水管移設により、既設の污水管を除却したことなどに伴います固定資産除却費でございます。

続きまして、項の営業外費用、目の支払利息及び企業債取扱諸費についてでございます。

この目につきましては、企業債利息などでございます。

続きまして、決算書の41、42ページをお願いいたします。

資本的収支明細書についてでございます。

資本的収入の部の主なものを申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、下水道建設事業に係る企業債及び資本費平準化債、国庫補助金、工事負担金などでございます。

続きまして、決算書43、44ページをお願いいたします。

資本的支出の部の主なものを申し上げます。

なお、各目のうちの節の給料から法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

項の建設改良費、目の施設建設費についてでございます。

節の委託料につきましては、浄化センター水処理設備増設工事委託料及び北部中継ポンプ場実施設計作成委託料などでございます。

続きまして、決算書45、46ページの工事請負費につきましては、污水管等築造工事、雨水整備事業に係る工事などでございます。

その下、項の企業債償還金につきましては、下水道建設事業に係る企業債及び資本費平準化債の償還金でございます。

それでは、先ほど申し上げました、施設建設費の委託料及び工事請負費の主なものにつきまして、タブレットの下水道事業決算認定参考資料にて御説明をさせていただきます。

タブレットの2ページをお願いいたします。

浄化センターの増設事業の工事委託でございます。

令和3年度、令和4年度の2か年で行う計画で、赤色の実線の箇所におきまして、令和3年度に繰り越しました水処理機械設備及び電気設備更新などの工事が完了いたしております。

赤色の点線箇所におきましては、ポンプ設備の工事で、入札不調や世界的な半導体不足などにより、令和5年度に繰越しをしまして、現在事業を進めているところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

西田川排水区雨水整備事業についてでございます。

令和3年度の繰越し箇所が、赤色の点線の区間にボックスカルバートの700ミリ掛ける600ミリメートルなど、合わせて延長106メートルを設置いたしております。

また、令和4年度の実施箇所は、赤色の実施区間に、1,000ミリ掛ける900ミリメートルを延長182メートル設置しております。

以上で、タブレットによる施設建設の委託料及び工事請負費の主なものについて、説明を終わらせていただきます。

以上により、議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上2議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

44ページの雨水整備事業、先ほど西田川を説明いただきましたけど、この事業の終了年度は、何年度をめどにされるのでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

西田川雨水整備事業につきましては、国の補助金を活用しながら事業を進めておりますので、補助金の内示にはよりますけれども、現在、令和6年度の整備完了を目標に、事業進捗に努めているところでございます。

西依義規委員

この事業によって旭地区の西田川の排水的にはとてもよくなったと思うんですよ。

要は浸水箇所が少なくなったと。

じゃあ、こういう事業は、鳥栖市のほかの地区で、例えば本通町の辺りとか、いろいろ町なかで川が狭くて排水が大変なところで、国の事業に乗るか乗らないかっていうのは、何か基準があるんですか。

ここはたまたま乗ったんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

もともと下水道事業でする際には、ある一定の流域、流れてくる面積というのが必要になってきます。

末端の小さい排水路については、補助の対象外にはなりますので、実際補助になるかどうかにつきましては、その箇所について、まず事業の選定から、建設部と、その浸水箇所、被害状況等を勘案しながら選定をした上で、下水の補助に乗るようであれば、今後また下水のほうで計画をしていくようなことになっていくかと思えます。

西依義規委員

その流域っていうか水の量って言い方をした場合、ほかの鳥栖市内でそういう対象になりそうな場所ってあるんですか。

もうないんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

対象になるところは十分あるかと思えます。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

上水道と下水道ですけど、非常に日頃忙しいように感じるわけでございまして、時間外手当も相当お支払いになってるというような形でございまして、人的に非常に不足してるんじゃないかなと。

部長さんにお伺いしますが、私はそういうふうな感じがするんですけど、これだけの事業が重なって、上水道にしても下水道にしても、非常に人的に不足してるんじゃないかなと

いうふうなことを感じるわけでございますので、その点どういうふうな……、人的な不足を感じられているものか、感じられていないものか、お聞きしたいと思いますけど。

宮原信経済部長兼上下水道局長

確かに、委員おっしゃるように、たくさん事業を行っております、人的には完全に補完されてるということでは感じておりません。

やはり不足しているのではないかと。

そこは、事業課のほうとも共通の認識を持ってるかと思っておりますが、人的に、その辺りを補充していただくべく、話をしていかなくちやいけないのではないかとということで、考えているところでございます。

小石弘和委員

令和4年度を見ても、上水道にしても下水道にしても非常に工事が重なって、私も電話でいろいろ、汚水ますの件でもいろいろ電話しますけど、とにかく手が足りないんじゃないかなというふうなことを感じておりますので、令和5年度に、どういうふうな対策を立てて、補充をされていくかなあというように……、何名ほど補充したらいいものか、もしよかったら、次長さん。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

小石議員のありがたいお言葉、しみ入っております。

上下水道局の事業課、管理課両方について、人員要望を毎年しております。

今年度の採用に対しても、1名ずつ新採を依頼しているところであります。

また、実際どのくらい人間が足りないのかというのは、職員のレベルによって変わってまいります。

例えば、中堅どころを1人頂けると、新採の2人分の仕事ができますので、できたら中堅どころを何人か頂けると、上下水道局としてはありがたいというふうに思っております。

小石弘和委員

やはり、技術屋さんのほうが必要と感じられているわけですか。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

まず、技術屋は育つのに時間がかかります。

事務屋につきましても、上下水道局は企業会計ですので、企業会計をしたことがある人間でないと、ゼロからの勉強になるので、よければ、最低5年は事務方も置いていただきたいと。

今、病休で休む方が多うございますので、そういった分の、非常勤ではなく、もう一名どうにかできないだろうかというふうなお願いをしております。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

29ページに業務委託契約のところによく出てくる日本下水道事業団ってあるじゃないですか。

そこは、地方公共団体と同じところがこういう事業団をつくられてるというようなことを聞いたんですけども、ここのやっтерることと、位置づけと、鳥栖市とどういったところの関係で仕事をしてもらってるのか、その辺りを御説明してもらえるとありがたいんですが。

日吉和裕上下水道局事業課長

今お話がありましたように、日本下水道事業団は、国とか地方公共団体からの要望によって出来たような団体でありまして、鳥栖市についても、やはり専門的な知識が必要ということで、そういう全国に精通している専門的な集まりの方がいらっしゃる日本下水道事業団のほうに、建設当時からお願いをしております。

実際、増設とかも随時行ってきておりますけれども、そのようなものにも精通をしておりますので、引き続き事業団のほうをお願いをしているような状況でございます。

江副康成委員

となりますと、こういう業務委託契約とかは、よく複数のところへ入札して、どこかに決めたりすることもあると思うんですけども、基本的には、日本下水道事業団のところの一—あるところでは、7割ぐらいはもうこういうところにされてるとかいう……、私の見たところ、そういうふうに書いてあったところもあったんですけども。

基本的に、もうこれは随意というか、ここに頼むような形に、皆さんなってるというふうにしてよろしいんですか。

ほかに替わる場所がないっていうか、どうなんですか。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

日本下水道事業団につきましては、市や町、県から派遣をして、研修をするシステムのところでもあるんですよ。

まず、これをほかのところに替えるという、替えるところ、よそがないんですよ。

よそがないということは、そこに依頼をかけるときに、厳しい目で、うちの条件はこういうのが欲しいんだということを市の職員は言って、材料は安価であること、それから、交換が可能であること、そういうことを細かく打合せをして、その後、事業団から発注をしていただくという形を取ってますので、ほかのところ、別のところが存在はしていません。

江副康成委員

であれば、日本下水道事業団にいろんな業務委託契約を結んでますけれども、問題を日本下水道事業団のほうに聞いてみようかなといったときには、随時、うちの職員さんが相談に行けるような体制に、もうなってるということによろしいですか。

平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長

そのとおりでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

ただいま議題となりました議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定に関しまして、上下水道局関係分の主なものを御説明いたします。

決算書171、172ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費についてでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、浄化槽維持管理費補助金につきましては、公共下水道の排水区域外に設置されている家庭用合併処理浄化槽の維持管理に要する費用に対しまして、補助金を交付するものでございます。

補助金の額は、1件当たり年間1万5,000円でございます。

令和4年度の当該補助金の交付件数は、33件となっております。

以上、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてに関しまして、上下水道局関係分の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

令和5年9月29日（金）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長 天本清二

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成

都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森岡敬晶

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

建設課・維持管理課審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

報告（建設課）

公共施設中長期保全計画の改定について

[報告、質疑]

都市計画課審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

げてきたところでございます。

次に、維持管理課でございますが、令和4年度の事務執行に際しまして、職員13名で事務の執行に当たってまいりました。

維持管理課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額11億7,133万5,000円、支出済額9億1,320万4,599円、翌年度繰越額2億5,402万8,000円、不用額410万2,401円、執行率78.0%となっております。

款11災害復旧費のうち、維持管理課の関係分といたしまして、予算現額1億8,820万3,000円、支出済額3,550万6,337円、翌年度繰越額1億5,210万5,000円、不用額59万1,663円、執行率18.9%となっております。

令和4年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路側溝等整備事業、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、道路新設改良事業、道路防災対策事業、河川しゅんせつ改良事業、災害復旧事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順に、それぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、建設課、維持管理課関係分の決算概要の説明を終わらせていただきます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

それでは、令和4年度一般会計決算に係る建設課分の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料のうち、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の家賃でございます。

ページ飛びまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫負担金、目4土木費国庫補助金のうち、節1道路橋梁費国庫補助金及びその下、節3住宅費国庫補助金につきましては、道路改良事業、それから、市営住宅改善事業などの社会資本整備総合交付金でございます。

ページ飛びまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目3土木費県委託金、節1住宅費委託金につきましては、市営と県営が併設する公営住宅の共有部分に係る管理委託費の県からの委託金でございます。

ページ飛びまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、轟木排水機場など国所管の8施設と、沼川排水機場など県所管の3施設の操作、管理等に係る国、県からの操作受託料でございます。

ページ飛びまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

一番下になります、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業に伴う市債でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

ページ飛びまして、191ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、建設部長、建設課長、整備係5名、スマートインターチェンジ推進室4名、合計11名の人件費でございます。

次の193ページ、194ページをお願いいたします。

上のほうになります節12委託料につきましては、轟木排水機場をはじめとした排水施設の操作委託料でございます。

ページ飛びまして、197ページ、198ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線などの道路改良事業に係る経費でございます。

こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書について御説明を申し上げます。

主要施策の成果の81ページをお願いいたします。

まず、田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、物件等移転補償を進めながら、ダスキンさん前の周辺の道路拡幅事業、それから、文具でぶんぐさん横の水道の整備事業などを行ってまいりました。

続きまして、主要施策の成果82ページをお願いいたします。

次に、轟木・衛生処理場線道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、本線の道路拡幅工事を進めるとともに、荒巻橋左岸側の橋梁下部工工事及び荒巻橋の上部工工事を行っております。

主要施策の成果の83ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、インターチェンジ設置に伴い、側道付け替えに係る工事費用、それから、周辺土地の借地料などについて、事業主体であるNEXCO西日本への負担を行っているところでございます。

最後に、84ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましても、物件等移転補償を進めながら、道路拡幅及び舗装工事などを行っております。

また、右側でございますけれども、南側の交差点につきましては、県のアクセス道路と同一施工になることから、市道拡幅工事に係る費用の分を、事業者の佐賀県に負担をしているところでございます。

それでは、決算書の197ページ、198ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

一番下の目6道路整備交付金事業費、節12委託料につきましては、田代大官町・萱方線に係る物件等調査及び水路の詳細設計でございます。

次の199ページ、200ページをお願いいたします。

節14工事請負費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線及び飯田・水屋線に係る道路改良工事費でございます。

その下、節16公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線及び飯田・水屋線などに係る事業用地取得費でございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、飯田・酒井東線につきましては、NEXCO西日本への負担金、並びに、飯田・水屋線につきましては、佐賀県の負担金でございます。

その下、節21補償、補填及び賠償金につきましては、田代大官町・萱方線及び飯田・水屋線に係る物件等の移転補償費でございます。

その下、目7道路新設改良費、節14工事請負費につきましては、国土交通省・今町線における田代昌町交差点付近の歩道拡幅工事費でございます。

ページ飛びまして、207ページ、208ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、庶務住宅係13名の人件費でございます。

その下、節10需用費のうち、備考欄の修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

その下、節12委託料につきましては、市営住宅を適正に管理するための市営住宅の樹木管理、給水施設等の保守点検及び火災報知機の取替えなどを行っているところでございます。

その下、節14工事請負費につきましては、主に給水施設の定期点検で異常が確認された浅井アパート給水ポンプの更新を行ったものでございます。

次の209ページ、210ページをお願いいたします。

目2住宅改善費、節14工事請負費につきましては、主に南部団地の12棟、13棟、16棟、並びに、前田アパートの11棟、13棟などのガス管、給湯設備の改修工事でございます。

その下、節18負担金、補助及び交付金につきましては、空き家に対する除却補助金でございます。

以上で建設課分の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

引き続きまして、維持管理課関係分について、その主なものについて御説明申し上げます。

歳入、49ページ、50ページにお戻りください。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料の主なものにつきましては、道路占用条例に基づく市道占用料及び公有水面使用料でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和3年に発生いたしました災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化に基づく道路メンテナンス事業補助金及び通学路緊急対策事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、67ページ、68ページをお願いいたします。

一番下の行、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2河川費県補助金につきましては、流域治水推進事業に係る県補助金でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、里道、水路の売払収入でございます。

続きまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、土木雑入の主なものにつきましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業や道路舗装長寿命化事業等に係る市債でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上、節2河川債につきましては、河川しゅんせつ及び排水路整備等に係る市債でございます。

続きまして、同じページの目7災害復旧債、節1土木施設災害復旧債につきましては、令和3年発生災害復旧事業に係る市債でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出に移ります。

決算書191ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、維持管理課関係分につきましては、節10需用費、これは街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上、節11役務費の主なものにつきましては、市道等における路上事故に対する賠償のための保険料などでございます。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費でございます。

次に、節12委託料につきましては、測量調査及び道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上、節21補償、補填及び賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でございまして、予備費から充用いたしております。

続きまして、目2道路維持費、節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、草刈り作業などを行う会計年度任用職員の報酬などでございます。

次に、節10需用費の主なものにつきましては、道路や側溝などの修繕料でございます。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、草刈委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、大雨時の道路冠水状況を確認するための監視カメラ借上料でございます。

節14工事請負費につきましては、緑ヶ丘1号線などの道路側溝等の整備工事費でございます。

次に、節15原材料費につきましては、市道陥没の際に使用する路線補修材や砕石等の材料費でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の行、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、今泉・田代大官町線などの舗装工事費でございます。

詳細につきましては、主要施策の成果76ページをお願いいたします。

令和4年度につきましては、舗装延長が、新設で2路線、294メートル、打換え補修を34路線、3,178メートル、合計3,472メートルで事業を実施いたしております。

このうち、右側の表、5路線、計811メートルを補助事業として、舗装打換えを実施いたしております。

決算書197、198ページに戻っていただきまして、目4橋梁維持費、節12委託料につきましては、橋梁長寿命化事業計画に基づく橋梁の点検などの委託料でございます。

同じく、節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事費でございます。

主要施策の成果77ページをお願いいたします。

令和4年度の橋梁長寿命化事業といたしましては、修繕工事11橋、修繕に伴う詳細設計17橋、定期点検55橋を実施したほか、橋梁長寿命化修繕計画の更新作業を実施いたしております。

決算書197、198ページにお戻りください。

目5交通安全対策事業費、節7報償費は、交通安全指導員の謝金でございます。

令和4年度は交通安全指導員の定数64人のうち、欠員を除く58人に対しまして、謝金を支給いたしております。

次に、節12委託料につきましては、道路照明灯のLED化に伴う点検、設計業務が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、防護柵やカーブミラー、道路照明灯など、交通安全施設の改修工事が主なものでございます。

主要施策の成果79ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、令和4年度はカーブミラー20基、防護柵469メートル、区画線引き9,550メートル、また、道路照明灯のLED化97基を実施いたしております。

主要施策の成果80ページをお願いいたします。

通学路緊急対策事業につきましては、令和4年度は、布津原町・本鳥栖線において、同路線北側12か所の植樹ます撤去を実施いたしております。

決算書の199ページ、200ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節12委託料のうち、加藤田町入口交差点水路詳細設計業務につきましては、当該交差点改良に伴う拡幅分水路の詳細設計業務を実施いたしております。

次に、目8道路防災対策事業費、節14工事請負費につきましては、令和2年7月の大雨により被災いたしました、緑ヶ丘の下岸田中央線のり面の防災対策工事費でございます。

続きまして、201ページ、202ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川等の草刈業務及び調査設計委託料。

次に、節14工事請負費は、準用河川排水路の整備工事費でございます。

主要施策の成果86ページをお願いいたします。

河川費の事業内容といたしましては、古賀第1、第2ため池を調整池に改修するために必要な堤体補強に係る測量調査設計委託料のほか、江島川や向原川のしゅんせつ工事、大野川護岸の改修や排水路整備工事を実施いたしております。

決算書の257ページ、258ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料、節14工事請負費及び節21補償、補填及び賠償金につきましては、令和3年8月の豪雨により被災いたしました、井川口・天神松線などの災害復旧費や、柚比町側道1号線の災害復旧工事に伴う近隣住宅の補償費でございます。

以上、維持管理課分でございます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

収入のところで、50ページ、住宅使用料の収入未済額1,218万5,000円ですけど、これ、毎年200万円ずつぐらい増えてるんですけど、要は、状況というか概要というか、教えてもらえますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おっしゃるように未納額自体が、毎年、調定額でも収入が取れてないという状況でございます。

こちらにつきましては、令和3年度に対しましては、徴収率として99.8%になってまして、0.2%ほど落ちてます。

というのが、ここ数年が、やっぱりコロナの影響でなかなか負担ができないという話があったり、仕事がなくなりましたとかいう声が正直ありまして、例えば、電話であったり訪問であったり、話しに行く中ではそういったお話がありまして、なかなか負担に至らないという傾向があるというところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

この1,200万円、件数的には何件ぐらいあるんですか。

どれぐらいの方々が……、もちろん、私は絞り取れって言うわけじゃないですよ。

こういうところ、コロナとかの影響であれば、何らかの手だてをして、もちろんこの数字を減らして、違うところからお金を持ってくるなりして、何らかの対策が……、昨日水道のほうにも言ったんですよ。

水道のほうでも水を止めることもありますという話もあったんですけども。

住宅で、追い出すことはないでしょうけど、その辺の、まず1,200万円の大体何割ぐらい、何件ぐらいの方が困っていらっしやって、その辺の数字は分かりますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今、滞納者が全体で56人いらっしやいます。

で、現年度分だけでいいますと、33名の方が滞納されてまして、過年度分であれば23名ということで、トータル56名ということになっております。

以上でございます。

西依義規委員

33人の方は、何年間も滞納されてるってことですか。

最長でどれぐらいの家賃を。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

33名の方は現年度分なんで、本年度だけでございます。

過年度が23名でございますので、23名の方は、今手持ちはないんですけども、多分、複数年滞納されてるということでございます。

以上でございます。

西依義規委員

それに対する市の対策とか何かあるんですか。

例えば、福祉のほうにつなぐとか、何らかの……、もちろん担当課は家賃をもらわないかんじゃないですか。

もらわないかんけど、ほかのいろんな、国のいろんなところを使いながら、何かそういう原因を聞いて、そういった形で、こういったのもありますよっていう御紹介もしながらっていう方法は、そこまではしてないですか。

それはもう違う課に渡したりするんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

実際やっってるのは、当然ながら毎月支払っていただくのが一番いいと思うんですけども、なかなか滞納が積み重ねていきますと、ちょっと不毛な部分も正直見えてくるんで、一応、電話等の聞き取りの中では、返済計画とかいうのを立てていただいて、見通しがある程度立てられたところで、例えばある程度の滞納があっても、毎月少しずつ支払っていただくとかいう話を、担当者が滞納者の方に訪問したり、電話しながら進めているというのが一つ。

それと、徴収の強化月間というのをうちのほうでもやってまして、集中して、例えば何月に、まとめてそこは集中的に回ろうとかいうところはやっってるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

担当課としてこの数字はどういうふうに捉えられてますか。

多いのか、少ないのか、こういう現状だからしょうがないのか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当然、少ないとは言い難いと思いますので、そこは認識をしてるところでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

33名は令和4年度の方だから、ある程度の解決はできると思うけど、23名の方、恐らく長期的なものですから、不納というふうなことになりゃせんかなというようなことを感じてる。

これは家賃だけですか。

上下水道関係も滞納があってるわけですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

すみません、上下水道の分までは把握できていないところでございます。

小石弘和委員

あくまでも家賃のみというような形ですね。

これは住宅係のほうがいろいろコミュニケーションを図りながらやっておられると思うんですけど、最終的に、やっぱり保証人との兼ね合いも出てくると思うんですけど、そういうふうな点は、この23名の方に対して手は打ってあるわけですか。

熊田吉孝建設課長補佐兼住宅係長

確かに、保証人さんについては、不納になった部分について保証していただかなければいけない立場にあられる方なので、お話をしていくところにはなりますけれども、今のところ、保証人さんのほうに、未納だからといって御相談には行けていない状況です。

ただ、議員さんの指摘されるように、当然、この分については収納していかなければいけ

ないお金ですので、今後、保証人さんのほうにもお話をしていくようにしていかなければいけないなというふうには思っております。

以上です。

小石弘和委員

やはりあなたたちの回収関係が怠慢なのよ。

33名、令和4年度の金額はお幾らになる？23名、長期にわたって滞納されている金額はどのくらい？

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

本年度の未納額、現年分が約290万円、過年度分が約910万円ということでございます。

以上です。

小石弘和委員

令和4年度分は290万円ぐらいだから、ある程度交渉していけば、やっぱり取れる可能性も出てくると思うんですけど、やっぱりこの23名の900万円っていうのは相当な金額だから、最終的に、先ほど西依委員が言うように、追い出さないかんような状況になりやせんかなというふうな形。

昨日も上下水道局のときに、水道は停水というような形で言いよったから——法律的には、もうそれはできないですよ。

家賃の場合は追い出すことはできますけど、やっぱり水道の場合は、停水するというふうなことは、生活の一部になるから、恐らくそういうふうなことが法的には認められてないというようなことも分かりますけど。

もう少し、やっぱり積極的に、行ったりコミュニケーションを図ったりというふうなことをやっていかんと、こういうことが結局孤独死につながるわけ。

あくまでも福祉の問題だけど、やはり対応、横の連絡——うちの近辺であったんですよ。福祉のほうにお願いしてもなかなか横の連絡がないけん、孤独死が出てくるわけですよ。そういうようなことで、やはり滞納者に対しては、もう少し、電話なり、行ったりせんと、どんなふうな状況になるかというようなこと。

もう少し積極的にお話をしながら、やっていただきたいなというふうなことをお願いをしておきます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

実際、退去事例はあるんですか。

過年度で900万円残ってるっていう部分で、普通に考えたら、民間であれば退去なんですよ
ね。

仮に退去にしないのであれば、それこそほかの委員さんたちが言われたように、福祉と連
携して――要は、お金が発生してるってことは、生活保護の受給をされてない方ってことにな
るんですよ。

その部分が一体どうなってるのか、聞いていいですか、退去事例とか。

熊田吉孝建設課長補佐兼住宅係長

実際のところ、滞納を原因とした退去をお願いした例っていうのは、ここ数年あってない
状況だと思います。

池田利幸委員

そこを追い出したら、民間に入れるわけでもない、住む場所がなくなるっていうのはもち
ろんなんです。

ただ、そうやってきた場合に、それであつたら、連携の中で、福祉――もう本当に払えない
のであれば、生活保護を受けてもらうための申請をするなり、生活実態調査がされてない
ってことのほうが、多分問題なんだと思うんですよ。

なんで、その部分の連携を、要は、家賃の相談に行くときに、もうこの方は払う能力が
今ないんだって判断するのであれば、福祉と一緒に訪問をしないといけないし、つながない
といけないと思うんですけど、そういうことは、実際にやってらっしゃるんですか。

熊田吉孝建設課長補佐兼住宅係長

確かに、滞納の問題については大きな問題ですので、言われるような形で福祉と連携を取
りながら、払ってもらえるような、言われるように、生活保護の相談に乗るとか、そういっ
た方法も確かにあり得るのかなと思っております。

ただ現状、福祉のほうとそういった連携を取って、福祉のほうと一緒に相談に乗っ
てるということは、今のところまだできてないので、今後考えていかなければいけないなと
思います。

池田利幸委員

お金が取れないこと云々っていうよりも、その方が生活ができているのかっていう問題に
なりますんで、そこはもう、やっぱりやっておかなきゃいけないことだろうと思うんで、し
っかり、決算を受けて、今後の方向性として、そういう連携っていうのもやるようお願い
いたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

200ページに、下岸田中央線防災対策工事費があって、前回の補正予算のときも、上の車の話を総括でも言わせていただきまして、あれが民間の開発だから、農林課、維持管理課は市の責任じゃないみたいな話なんですけど。

この下岸田中央線の場合は、どういうのが原因で……、これは起債に乗る、乗らんというのは、どういうふうになってるのか教えてください。

市債でしょう、これ。

市債を発行して何かした……、違う、一般会計なんですかね、収入源は。

まず、なぜこれが市の工事になって、上の車は乗らないのかっていうところも含めて。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

緑ヶ丘の被災したのり面については、鳥栖市有地でございます。

それで、道路を支えるのり面の一部が崩壊したということで、その災害復旧工事を行ったものでございます。

以上です。

西依義規委員

緑ヶ丘自体はどういう経緯で開発をされたんですか。

要は、民間の手が入って、そこがああいう形に山の中を切り開いてしたんでしょうから、たまたまその斜面が鳥栖市のものだったということで鳥栖市の税金を使われてされてますけど、その開発の手を入れた実態はどうだったんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

申し訳ございません、開発当時の経緯が今分かりませんが、当該のり面は、上にある市道ののり面との一部ということで、市道認定しております細い市道がございます。

昔から、恐らく開発前からあった道だと思いますので、その道を残すためののり面の一部ということで、市の土地になってるものと考えております。

以上です。

西依義規委員

いや、もちろんその理由は分かるんですけど、結局工事をしたってことは、やっぱりのり面が危険だからだし、下の人たちに影響があるからしたんでしょう。

市道が崩れるからのり面を整備したんですか。

下の人達の危険性もあったから、安全性を保つためにのり面をしたのか、いやいや、上の市道が崩れるから、上の市道を保つためにのり面を整備したのか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

申しあげましたとおり、鳥栖市有地でございますので、市有地の管理として、管理しているのり面が災害で崩れたということでございますので、その復旧を行ったということでございます。

西依義規委員

市民の方から見たら、あそこは開発を入れた土地だと。

前から家はなかったはずですよ、あそこ。

きれいに平たくなって、斜面があって、多分、何らかの民間の会社があそこを整地して、住宅地が建ったわけですよ。

だから、そういう同じ工事をして、その分、無理な斜面かどうか知らんけど、今回崩れたんでしょう。

そうしたら、理屈はあんまり変わらないような気がするんですけど、たまたま市の土地だったら市がやった、民間の土地だったら民間がやりなさいということで、単純に思っているのか。

いや、それとも、開発行為自体がそれを引き起こしている、で、たまたまこっちは市がやって、向こうはやらないっていうのがよく分からなかったんで、聞かせていただきました。

いいです。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

68ページの一番右下です。

河川費県補助金、1,000万円ついてますよね。

令和3年、令和4年、もちろん、流域治水に力を入れますっていう部分で県から補助金が出てるんだと思いますけれども、これは一体、基本的には補助金っていうのは、流域治水として、鳥栖市でどこに充てていって、効果的にどうだったのか。

金額的にこれで1つの工事ができるわけではないと思うんです。

なんで、これを使ってどういうことをやって成果が出たのか、教えてもらっていいですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

県補助金でございますけれども、これは歳出のほうで申しあげました、古賀第1、第2ため池の堤体補強に係る測量などの委託料の補助金でございます。

そこにつきましては、現在設計が終わりまして、今後、地元への説明なども必要かと思えます。

それを踏まえまして、今使用されてないため池を調整池として使って行って、下流域への影響を少しでも軽減できるようにやっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

池田利幸委員

基本的には、今回、ため池堤体補強測量調査設計のためについていう部分で、幾らかをもう出しますっていう、最初から規定で、もうこの分に充てますっていう部分で流域治水の補助金としてつくってことですか。

ということは、令和4年度はこれですけど、ほかの年度に関しては、またいろんな理由で、これ用に補助を出しますっていう名目で流域治水推進事業費補助金が出てくるってことになるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

ほかのため池で、調整池に変える場合は調査が必要になってまいりますので、その際は、こういったものを使っていきたいと思っておりますし、今後ほかの事例で適用できるものがあれば、県の補助金や国、それから、起債制度も活用しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

齊藤正治委員

予算書は流域治水とかため池がありますけれども、この間、村田町の上下水道で西田川関連でやっていただいた分で、まだ解決してない、要するに流量が多いということでしょうけれども、まだあふれてくるということが事象として起きてるということですけども。

その上にブリヂストンカントリー倶楽部があるわけですけども、そこに5か所ぐらいため池があって、それから、西田川関連の上流のほうに流れてくると。

ここら辺一体の処理、対応の仕方というか、解決の仕方というか、例えばブリヂストンカントリーのあなたのところの池に泥がたまるとるけんがしゅんせつしてくれと言ったって、その予算つけもできないわけですよ。

そういったときの流域治水的な考え方からすると、下流はできたけれども、上流のほうがそういったふうに残ってる、あふれる要因があるっていうときには、どういう解決の仕方を……、例えば市でしゅんせつしてくれるのかどうか。

そのため池をしたからって解決する問題ではなからうけど。

後でもいいですけど。

久保山日出男委員長

それは別のときに聞けないですか。

関連的には予算とつながるでしょうけれども、できたら、スムーズに行きたいもので、別のときにでもそのように投げかけていただければと思いますが。(発言する者あり)

民間の分もあるでしょうから。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前10時50分休憩



午前10時53分開会

久保山日出男委員長

再開します。

ほかに質問のある方は。

西依義規委員

主要事項の成果79ページに交通安全施設整備事業というのがありまして、もちろん、各小学校、中学校から、通学路点検等でいろんな危険箇所を指摘されて、もちろん予算がかかるところとか、拡幅が必要とか、多分いろいろ課題があると思うんですけど、今回のこの3,167万8,000円で、要望というか、どれぐらいが達成されて、どれぐらいがあと残ってるのかっていうのが、担当課で把握されていれば教えてください。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

毎年、通学路点検を各地区、小学校でやらせていただいております、その際に市で対応する要望と、警察のほうにお願いする要望、当然、県道であれば県のほうにお願いする要望と、いろいろ上がってきております。

その中で、毎年上がってくる要望の中でも、市が対応をする必要がある部分については、令和元年度から令和5年度までで、件数としては全部で73件ございます。

それ以外の警察署とか、その他、ほかのところへの要望も含めると、全部で110件、5年間で上がってきている状況でございます。

その中で、現在73件までで対応ができていない部分につきましては……、すみません、休憩

お願いします。

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午前10時56分休憩



午前10時56分開会

久保山日出男委員長

再開します。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

73件のうち既に対応できているものについては、50件（166ページで「45件」に訂正）対応させていただいておまして、残りの部分が未対応ということで、今後、実施の検討をしていくというところになります。

西依義規委員

交通安全なんで、緊急性が多分あると思うんで、しっかり対応していただきたいのと、その対応、要は今回の課題ですよ。

対応できなかった理由、主なやつが、例えばこういう場所はこのようのが原因で対応できなかったとかあれば、何点か教えていただければと思いますけれども。

優先度が高くて、しかし、対応できなかったものが、もしあれば教えてください。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

令和元年度から令和5年度まで、今お話しさせていただいて、当然、令和元年度のほうから対応を検討していくわけなんですけど、緊急性が高いものについては、即時対応を検討しないといけないんですけれども。

今、未実施の部分で残っているところについては、令和3年度、令和4年度という直近年度の部分で、予算的な兼ね合いというのをございますけれども、路面のカラー舗装であったり、いろいろ、用地の取得とか、そういったものもございますので、そういった部分については、なかなかすぐには対応できていないという部分もございます。

ほかに、年次的に取り組む必要があるような、ある程度路線が長くて、そこにだけ全てというわけにはいけませんので、当然、年次的に対応していくようなところもございますので、

そういった部分で、まだ年次的対応をしているので、最後まで終わってないので未対応と、そういった部分もごぞいます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

先ほど50件と申しあげましたけど、すみません、45件の誤りでした。

訂正します。

西依義規委員

私も100%対応できるとは思っていないんですけど、決算なんで、令和4年度がどれぐらいの対応をできたかを把握したかったんでお尋ねしました。

やっぱり、結構、全国各地いろんな事故があってますんで、もちろん交差点の付近とか、もう国とか県の話もあろうものなんで、ぜひ対応していただきたいのと、同じことが例えば舗装の話とか、草刈りの話とかで、要は要望なりがあるのに、結果、令和4年度はこれぐらいの対応だったっていうのがあると思うんですよ。

もちろん、単年度で全部対応できるわけじゃないんで。

同じ質問で、例えば舗装とか草刈りとかをどれぐらい令和4年度で対応できたかどうか。

例えば、草刈りに関しては、地元委託とか業務委託とかあろうなんで、その辺の、令和4年度としては、例えば草刈りだったら1,900万円で、今回、大体3割か4割しかやっぱり対応できないですもんね、なのか、いやいや、1,900万円あれば、8割、9割はいけるんですよと。

舗装も一緒です。

舗装の予算もこの舗装の予算で、大体これぐらいは、令和4年度としてできるんですよっていうのが分かれば、教えていただきたいと思いますけど。

山下美知維持管理課長補佐

草刈りの実施につきましては、令和4年度につきましては、草刈り委託業者、地元シルバー、全て延長にして、44キロメートル実施しております。

また、職員で対応している部分もありまして、その分につきましては、26キロメートル草刈りを実施しているところです。

舗装につきましては、新設分で2路線、打ち換え補修で34路線、合計36路線の実施をいたしております。

以上でございます。

西依義規委員

多分、44キロメートルってお聞きして、市民の皆さんがどのくらいできたか、なかなか判断難しいと思うんですけど、草刈りは、やっぱり結構、道路沿いで要望もありますんで、ぜ

ひ、令和6年度もしっかり予算をつけていただきたいのと、やっぱり舗装がどれぐらいの…
…、例えばこの主要施策の成果76ページを見ると、道路の老朽化や交通の増加等による路面
損傷等に対し、舗装等を行うことで安全な道路を確保する、もちろん、まさしくそうなんで
すけど、じゃあその老朽化がどれぐらいで、どれぐらい今回の事業費で賄えたのかをお尋ね
いたします。

あとどれぐらい残ってるのか、見るからに老朽化なんですけど、令和4年度には対応でき
ない、令和5年度、6年度、7年度に対応していくっていうのがどれぐらいあるのかを、年
度で教えていただければと思います。

長期的な計画はないんですか、舗装の計画って。

舗装の計画ではどうなってるのかまで含めて教えてください。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

現在、特に補助事業で、今泉・田代大官町線や平田・養父線などをはじめとする傷みが激
しい路線で、補助に乗る分については進めております。

平田・養父線については、まだ始めて間もないですので、これからバイパス方向、それか
ら、麓小学校の方向に向かってしていく必要があると考えております。

今泉・田代大官町線は、田代中学校の付近まで南側からずっと上ってきておりますので、
田代大官町交差点までの距離は、大分残りは少なくなってきておりますけれども、そういつ
たところで、今度は新しい補助対象路線というのを選定していく必要が——平田・養父線は
まだ時間かかりますけれども、今泉・田代大官町線のゴールが見えてきましたので、新たな
補助対象路線になるものを探っていく必要があるものと考えております。

そのほかの路線についても、度々委員会からも老朽化についての御指摘を頂いております
ので、舗装については今後とも力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

西依義規委員

多分、例えば今、上下水道局が老朽化でやってるところもありますよね。

そことの連携っていうのはできてるんですか。

舗装工事と上下水道の配管の移設との連携は。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

上下水道でも主に生活道路を中心に舗装の復旧を行っていただいております。

維持管理課で実施する予定、それから、上下水道でやる予定というのは、年1回打合せを
しながら毎年やっておりますので、そこについては、二重とか手戻りがないようには心がけ
ております。

改定について、御報告をさせていただきたいと思います。

ページ飛びまして、5ページをお願いいたします。

公共施設中長期保全計画の改定の概要でございます。

こちらにつきましては、上位計画である公共施設等総合管理計画を下支えする計画として、平成29年度に策定をし、平成30年度から公共施設の改修を進めております。

令和4年度につきましては、本計画は5年計画、5年を経過することを受けまして、現況に見合った計画への改定として対象施設を全89施設に見直すとともに、建築工法の変化、それから、資材、労務単価等の変動などを考慮しまして、概算費用の再算定と平準化を行っておるところでございます。

今回につきましては、昨年度お示しをしました計画から、改定内容に記載の5施設について見直しを行いましたので、左端の番号順に説明をさせていただきたいと思います。

次の6ページ、7ページに公共施設の中長期保全計画を一覧ということで載せておりますので、併せて見ていただけたらというふうに思っております。

それでは、番号でいいますと6番、若葉まちづくり推進センターについてでございますけれども、こちらにつきましては、劣化の進行が確認をされましたことから、空調設備の改修について、令和7年度に追加をしたところでございます。

次に、16番、生涯学習センターについてでございますけれども、こちらは、昨年12月に施設の名称が決定しましたことから、これまで仮称であった部分を削除するものでございます。

次に、51番、弥生が丘小学校なかよし会でございます。

こちらにつきましては、交付金の活用が可能ということになったことから、Bクラスの空調設備改修について、令和9年度から令和4年度に前倒しを図ったものでございます。

続きまして、67番、市庁舎の本館、北別館についてでございます。

こちらは、本年5月に新庁舎の供用開始を行ったことから、床面積及び経過年数の見直しを行うものでございます。

最後に、70番の第1分団特設本部消防格納庫でございます。

こちらにつきましては、劣化の進行が確認されて、内装及び給排水施設について補修が必要になったことから、令和10年度から令和5年度に前倒しを行うものでございます。

以上で御報告とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

久保山日出男委員長

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

小石弘和委員

お問い合わせですが、若葉まちづくり推進センター、令和7年度に空調設備の業者が追加されてるのは、どこの部分ですか。

犬塚毅建設課営繕係長

若葉まちづくり推進センターの令和7年度に計画をしております空調設備改修工事の範囲ですけれども、建設当時から個別のパッケージ方式で設置をされていた部屋については、まだ1度も改修を終えていないという状況です。

部屋に関しましては、施設の一番西側にあります大きなホール、その南側の会議室等が、まだ改修を終えてない状況です。

これにつきましては、以前やっております空調設備の改修工事、年度は定かじゃないんですけども、ここにつきましては、もともとは氷蓄熱を利用した空調設備をしていたところを改修をしていたところになりますので、まだ終えてないところにつきまして、令和7年度に計画をしているところです。

以上です。

小石弘和委員

これは一体化になったものじゃないんですか。

部屋の建設当時ずっとやって、ほとんど部分的に改修を全部やってるわけですかいいね。

今のホールと会議室、そこが結局効かないものか、改修をやらなくちゃいけないものか、そういうふうな点が分かりづらいんですよ。

ホールならホール、どこの部分というふうなことを明確にせんと、全体的にしか考えが出てこないわけですかいい。

そいけん、明確にどこの部分と、ホールならホール、会議室なら会議室、ここだけを令和4年度やるんだと、ほとんどもう移設したり空調を変えたり、いろいろな問題があつて、位置を変えたり何たりして、相当金を突っ込んでいるわけですよ、音がひどいとか何とかで。

そいけん、どの部分をどうやるんだというようなことを、明確にしていかなと、全体的な空調の改善、相当な時間もかかるし金もかかるんじゃないかなというふうな考えがありますので、令和7年度にどこの部分をどうやるんだというふうなことを明確に出していただきたいと思います。

以上です。

犬塚毅建設課営繕係長

令和7年度に計画をしております部屋につきましては、施設の西側にあります集会室、それと、その南側にあります会議室、それと、北側にあります調理室、その隣にあります和室、それと、事務室の廊下を挟んで北側にあります和室、以上の部屋を今までと同じ方式の空冷パッ

ケージのヒートポンプエアコンに更新をする予定にしております。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

今、口頭で言われたんですけど、もしよかったら図面を出してください。

あそこは部屋が幾つでもございますから。

久保山日出男委員長

そうしたら、この件は終わり次第すぐ出せますか。

令和7年度の施設全体の中での各部屋ということで。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

準備したいと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

中長期保全計画自体の話ですけど、経過年数がずっと書いてあるんですけど、この中には、例えば、小学校とかセンターとか大規模改修をしたり。

それは書いたほうが良いと思うんですけど、書かない理由は何かあるんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

基本的に、この中長期保全計画につきましては、既存の施設の延命化ということになりますので、大規模改修というところじゃないものを明確にしてるってところです。

以上でございます。

西依義規委員

ありがとうございます。

では質問しますが、今度、消防の格納庫が入ってますけど、これは、何か検査をしてこういうのが見つかったんですか、CとFが追加されてるのは。

犬塚毅建設課営繕係長

毎年点検をするようにしております。

もちろん、主管課のほうでも自主的な点検をしていただくようにしております。

その中で、老朽化したところが出てきたところについては報告を受けるようにしておりますので、それを反映した上で、計画のほうに落とし込む、もしくは、改定をかけるというような作業をしております。

以上です。

西依義規委員

ということは、今度、令和5年度になってますんで、12月補正なりにこの予算が出てくるんですか。

犬塚毅建設課営繕係長

この方針は、昨年度改定以降の当初予算要求の中で示されておりますので、その後の改定ということで、その範囲につきましては、この保全計画、今年度改定の中に含めております。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

西依義規委員

消防格納庫、ほかにもずらっとあるんですけど、私は、結構老朽化がすごいなと思ってるんですけど。

令和9年まであとどこもやらないっていうふうな形なんですけど、本当に大丈夫なのかなと思うんですけど。

この辺は毎年検査をされてるとおっしゃったんですけど、本当に何も手をつけずに、ずっとこの全部の格納庫本部が大丈夫かどうかをお尋ねします。

犬塚毅建設課営繕係長

あくまで長期の保全計画ということで計画を立てておまして、例えば、部分的に補修が必要になった箇所に関しては、この保全計画の中には上がってきませんが、主管課のほうで、個別に要求をしていただいて、対応していただいております。

以上です。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

お伺いしますが、若葉まちづくり推進センター、これは中期財政っていうことになりますと、この前市民協働推進課から、ジョギングロードも中期財政計画に入ったというふうなことをお聞きしたんですよ。

これ載ってないんですか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

私どもも、おっしゃることは薄々聞いておりますけれども、こちらにつきましては、あくまで建屋の中長期保全計画なんで、外の、例えばグラウンドであったりっていうのは、この中には示してないものでございますので、御了承いただきたいと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

消防のところですけども、西依議員がちょっと言われたんですけど、まず何月ぐらいに点検が入って、今回の第1分団のところ、内装改修というのが追加されてるんですけど、どういうふうに駄目だったのか、少し教えていただいてもよろしいですか。

犬塚毅建設課営繕係長

点検については、上半期と下半期に大きく分けて点検をしております。

上半期につきましては、私ども営繕の部署で点検をするようにしまして、下半期に主管課、もしくは、施設の管理をしている部署において、点検をいただいているような状況です。

で、劣化の状況ですけども、もともと照明設備の改修等を予定しておったんですけど、例えば、トイレからの漏水が見られるとか、あとは、併せて漏水でいいますと、流し台が設置をされていると、で、そういうものから波及しまして、内装の汚損、汚れているというような、範囲も広がってきているということもありました。

それで、部分的に改修の手を入れるよりも、照明設備とか、そういう漏水関係の処置をするに当たって、全面的な改修を行ったほうが、言ってしまえば手戻りが少ないと、二重投資がなくなるということもありまして、前倒しをしたところでございます。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

僕の感覚なんですけど、大体もうコンクリの打ちっ放しじゃないですか。

そうすると、どこの団も、畳とかがあると、もう腐ってるんですよ。

それをもし改修されるのであれば、やっぱり改善したほうがいいと思うんですよ、今回の改修で。

もうどうしても、夏場に畳とかカビだらけになっちゃうんで、もし改修されるならば、そこら辺も踏まえてしていただきたいし、ぜひほかの団も——コンクリのところ、大体もう畳が腐ってるんですよ。

ぜひ、チェックしていただいて、改修していただければと思います。

よろしく申し上げます。

久保山日出男委員長

要望ですね。

それでは、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案外の報告を終わります。

次に、都市計画課関係議案に入りますので、暫時休憩といたします。

午前11時22分休憩



午前11時34分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入る前に、先日の委員会において、後日報告いただくことになっておりました件につきまして、御報告をお願いいたします。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

先日の所管事務調査におきまして、江副委員より質問をいただきました地区計画制度運用をする区域内における公共施設の整備に関する考え方について、お答えをいたします。

地区計画区域内において開発を行う場合は、開発区域内の道路や水路、上下水道などインフラ整備については開発業者で行い、開発区域外におけるインフラ整備につきましては、道路行政、または、上下水道行政の観点から、その必要性も考慮して市が検討することとなるものと考えているところでございます。

なお、この件につきましては、地区計画制度を審議いただく都市計画審議会においても、同様のお答えをしているところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ありがとうございました。

この際でございますので、御質問のある方はお願いいたします。

ようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



都市計画課

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

それでは、これより都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中島勇一建設部長

それでは、建設部のうち、都市計画課関係分の決算概要について御説明させていただきます。

令和4年度の事務執行に際しまして、職員12名で事務の執行に当たってまいりました。

歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額7億6,865万2,000円、支出済額6億8,664万1,930円、翌年度繰越額8,015万7,000円、不用額185万3,070円、執行率89.3%となっております。

令和4年度に取り組みました主な事業といたしましては、鳥栖駅東6号線等道路改良事業、50戸連たん区域指定事業、公園施設長寿命化事業及び市民公園整備事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、決算概要の説明を終わらせていただきます。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、都市計画課関係の歳入歳出決算につきまして、主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入からでございます。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

下のほうでございますけれども、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料のうち、公園使用料につきましては、公園の電柱等の占用料でございます。

次の行の鳥栖駅周辺駐車場使用料には、令和4年に整備いたしました鳥栖駅西駐車場使用

料として、225万7,900円が含まれているところでございます。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。

中ほどでございます款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、大規模盛土造成地調査事業や公園長寿命化対策支援事業、国スポ・全障スポに係る都市公園事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業などに対する国からの補助金でございます。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節3都市計画費県補助金のうち、緑の景観づくり事業補助金につきましては、市民公園内の植栽工事及び樹木の剪定に対する補助金でございます。

また、その下の花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、園芸教室に係る材料代等に対する補助金でございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債、この5億5,710万円のうち、4,910万円につきましては、鳥栖駅東6号線ほか1路線の道路改良事業に係る市債でございます。

次のページをお願いいたします。

節3都市計画債の公園整備事業につきましては、公園施設長寿命化事業、都市公園事業などに係る市債でございます。

次に、歳出について申し上げます。

199、200ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、備考欄2つ目の鳥栖駅東6号線ほか1路線改良事業の地質調査及び測量設計等の委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、備考欄2つ目の鳥栖駅東6号線ほか1路線の道路改良に伴う工事費でございます。

このことにつきましては、主要施策の成果の85ページをお願いいたします。

事業名、鳥栖駅東6号線等道路改良事業、事業費5,541万7,000円、事業の目的といたしましては、局所的な通行障害等への対策のために道路改良を行うことで、小郡鳥栖南インターチェンジの供用に向けた周辺の交通安全を図ることといたしております。

事業の内容につきましては、令和3年度の測量調査、道路詳細設計を基に、道路改良工事を実施したところでございます。

図のとおり、一部拡幅を行いまして、スムーズに交通処理を行うようにしたものでござい

ます。

効果といたしましては、通行障害と変則交差点の改良により、周辺の交通安全を図ることができたとしているところでございます。

決算書へお戻りください。

201、202ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、8月に開催いたしました都市計画審議会の委員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、都市計画課職員12名分の人件費及び手当等になります。

次に、203、204ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、備考欄の大規模盛土造成地調査委託料、50戸連たん区域指定基礎調査委託料及び都市計画図変更業務委託料でございます。

その中で、50戸連たんにつきましては、主要施策の成果の87ページをお願いいたします。

事業名、50戸連たん区域指定事業、事業費242万円、事業の目的といたしましては、市街化調整区域における既存集落の維持・活性化を図ることを目的として、条例に基づく50戸連たん制度を運用するための基礎調査を行ったものでございます。

事業内容といたしましては、養父地区において、現地調査、それから、指定区域に必要な申請書や添付書類の作成を行ったところでございます。

効果といたしましては、令和5年3月に佐賀県の審査を経て養父地区の区域指定を受けて、4月から運用開始しているところでございます。

決算書にお戻りください。

同じく203、204ページでございます。

目2公園管理費でございます。

節1報酬、節3職員手当及び節8旅費につきましては、公園の保守点検などに従事します会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、公園管理に必要な消耗品、光熱水費、それから、修繕費等でございます。

次に、205、206ページをお願いいたします。

節12委託料でございます。

備考欄の伐採委託料は、市民公園内の樹木の伐採、撤去、その下でございます公園管理委託料につきましては、公園の樹木管理と清掃等の委託でございます。

続きまして、節14工事請負費でございます。

工事請負費の主なものにつきましては、主要施策の成果で御説明いたします。

主要施策の成果の90ページをお願いいたします。

事業名、都市公園遊具等改修事業（公園施設長寿命化事業）、事業費につきましては、6,627万3,000円でございます。

事業の目的といたしましては、市が管理する都市公園の多くが老朽化が進んでおりますことから、長寿命化対策を含めた修繕・更新等を計画的に行うものでございます。

事業内容といたしましては、令和4年度には、蔵上東公園、田代公園、それから、市民公園、安永田公園の遊具やベンチ、柵などの更新を行ったところでございます。

主要施策の成果の中には、3公園の概要を載せているところでございます。

効果といたしましては、公園利用者の安全の確保、それから、快適に利用できる環境の整備につながったものと考えているところでございます。

次に、主要施策の成果91ページをお願いいたします。

事業名、市民公園整備事業（国スポ・全障スポ施設改修事業）でございます。

事業費につきましては、2億2,415万4,000円、事業の目的といたしましては、令和6年開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控えて、快適に円滑に利用できるよう整備を図るものでございます。

事業の中身といたしましては、園路や駐車場の樹木の撤去、舗装、野外トイレの設置などの工事を行ったところでございます。

図の右側の赤く塗ったところが令和4年度の事業箇所となります。

そのほかの写真については、それぞれに概要を載せているところでございます。

効果といたしましては、公園利用者が快適に移動等を円滑に行えるよう公園施設の改修が進められたものと考えておきまして、令和5年度の完成を目指しているところでございます。

決算書の205、206ページにお戻りいただきたいと思っております。

目4緑化推進費、節12委託料につきましては、中心商店街、新鳥栖駅周辺、文化会館等の花苗植栽を委託しているものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会へ補助するものでございます。

次に、目6まちづくり推進費でございます。

節12委託料につきましては、鳥栖駅西広場の樹木や芝生の管理、清掃業務、鳥栖駅西駐車場の管理業務等でございます。

次に、207、208ページをお願いいたします。

節24積立金でございます。

鳥栖駅周辺整備の事業化に向けて、都市開発基金に利息を含め1億2万2,217円積立てを行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、都市計画課分の主なものについて説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2点聞かせていただきたいんですけども、ページで言ったら206ページです。

節12委託料の中の市民公園整備基本計画策定委託料160万円、これは、計画しますよっていうことで、委託しますっていう部分で、承認した記憶はもちろんあるんですけども、その後ずっと佐賀県との協議が進んでないっていう状況が、この令和4年に続いてたような記憶があるんですけど。

これは結局、もう委託して、業者に渡してますっていうふうになってるんですけど、現状は、委託した後どうなってるのかっていう成果というか、そこの部分を聞かせていただきたいのが1点。

あと1点が、同じところで目4緑化推進費、節12委託料、花苗移植委託料、これ、内容を教えてください。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、市民公園整備基本計画策定委託料につきましては、現在、これは繰越しをした分でございます。

今、12月までの工期となっておりますけど、いろんな、プールの問題とか、その辺を整理して、今、動線の問題とかを整理をしているところでございます。

佐賀県とサガン鳥栖とともに、その辺をやっているところで、今、案を何案か出しているところでございます。

これについては、以上です。

その次に、花苗移植委託料につきましては、フレスポの南、東とか、駅東広場、平和の鐘のあるところになりますけど、そこについて、サガン鳥栖の会場に一番近いところですので、その辺の花苗、それから、新鳥栖駅の西と東に、花を4回ほど植えております。

で、市民文化会館前と市役所敷地内ということで、今、市役所敷地内も新しくなりましたので、玄関前のほうに置いております。

それから、今泉花壇の一部ということで、これは令和2年度より開始をしているところで

ございます。

以上でございます。

池田利幸委員

市民公園整備基本計画策定委託料160万円というのは、繰越明許の中に入ってるってことですか。

さっき、繰越しをしましてって御説明を頂いてますけど。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

160万円については前金払いになりますので、契約額としましては541万2,000円となっております。

以上でございます。

池田利幸委員

ということは、160万円はもう前金で契約を済ませてる、で、残りの分は繰越しをしてるということでもいいんですかね。

そうしたら、業者もそれに伴ってもう前金を渡してるんで、動きがあるっていうことでよろしいですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

おっしゃるとおり、今年度中に基本計画を策定するように、今協議をしてるところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

これは、明許繰越が数字的には何ぼかな、500万円？

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

契約額は541万2,000円で、令和4年度については160万円前金払いをしていますので、残りが381万2,000円となっております。

以上でございます。

小石弘和委員

160万円引かないかんわけたいね、541万2,000円から。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、最終的に、基本計画策定は令和5年度でもう完全に終わってしまうわけ？

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今年度末までに終わらせたいと思っております。

小石弘和委員

じゃあ先ほど一般質問であったように、市民プールとか、U-15の練習場とか、それから、道路の動線、これは、要するにもう令和5年度末までに策定が終わってしまうというふうな理解をしていいわけね。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

令和3年度まで、プールをするものなのかしないものなのか、それから、U-15のやつは、もう県のほうが進めておりますので、それに対して動線の確保。

それも今、最終で協議中でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

市民プールの件も、それから、温水プールも結局これに入ってるわけ？

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今回の基本構想の中では、施設についてはスポーツ振興課のほうが所管して、どういう配置をするのかとかいうのは考えていただいている状況です。

で、中でも一番大きいのは、サガン鳥栖U-15の練習場、それから、うちの都市計画としての人の動線、車の動線をどういうふうに配置するのかっていうのをメインに考えておりました、そのほかの施設、特にスポーツ施設については、スポーツ振興課の中で考えていただいていると思っております。

以上です。

西依義規委員

それこそ、一般質問でこちらのバイパスのほうの道路はまだ検討してるか何かの御答弁だったと思うんですよ。

だけど、我々委員会で昨年度からずっとそれは言ってきたし、それはもう大前提の話と私は思ってたんですけど、答弁では、いやいや、ちょっと待ってください、そういうのを検討はしてますけど……、というお話だったんですけど。

大まかに鳥栖市はこうしたいっていうのは決めないと、それから細部の計画じゃないですか。

方針がなくて計画はないでしょう。

方針はあるんでしょう、そういうのを再度確認しますけど。

向こうに逃がさないかんのじゃないかという方針はあるんでしょう。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

方針としてはあります。

例えば、地元からはここをしてくれ、いやいや市、県はここだっていう、どういう議論があったのか教えていただければと思います。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

昨年度、養父町の調査業務等を行いまして、今年の3月末、県の開発審査会の議を経まして、今年の4月に運用開始というふうなことになったんですけど、最初の申出書につきましては、昨年の4月に頂きました。

で、申出いただいた後、6月補正で予算のほうを御承認いただきまして、予算承認後、今回と同じような調査業務というのをさせていただきました。

で、養父町につきましては、集落の周辺が農用地が多いというふうなところもありましたので、その境界線、エリアを指定する線につきましては、地元とも、数回議論をさせていただいたところです。

最終的には、どうしても、農振農用地だとか、第1種農地とかというのは入れることができないと、県の条例に定めてありますので、そこについては外すというふうなことで、地元にも御了承いただきました。

開発審査会につきましては、特にそこがハザードが変わったりだとか、浸水想定区域だったりとか、土砂災害計画、そういうふうなところの網がかかっておりませんでしたので、特にその辺りについて、指定することに対しての議論というか、反対的な意見というか、ということとはございませんで、開発審査会には3月に議決いただきましたけど、その前に一度、制度的なものだとか養父町の考え方だとかを御説明させていただいて、特に何もなく御承認いただいたというふうに私は思っております。

以上です。

西依義規委員

ということは、だけど地元意向のどれぐらいの……、要は、まとまりが、地元はこれぐらいを望んでいたのが、最終的な範囲はどれぐらい、その辺のニュアンスを教えてください。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

最終的な境界線といいますか、区域を指定する際には、当初は、本集落といいますか、養父町の本集落のみで区長さんも私たちも考えていたんですけど、少し離れといいますか、蔵上の市街化区域に接してる部分だとか、あの辺りの部分についても区役とか、区の活動とかは一緒にしているから、ここら辺は入れられないだろうかというふうな御要望というか、御意見も頂きまして、そこにつきましても、50戸連たんは建物が50メートルの範囲内に連たんしないといけないというふうなルールがございますけれども、それは何とか接続できるような感じで区域指定ができましたので、その部分が少し蔵上の市街化区域に接する部分につき

ましては、最終的にそこも含むことで、当初の予定よりも少し面積的には多くなったというふうになっております。

以上です。

西依義規委員

その南側の境目は、養父町と蔵上の境目ということでもいいですか。

三橋秀成都市計画課長補佐兼庶務係長

南側は蔵上町との境目までということになります。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

これ、養父町で20町区あったうちの2か所目ですよ。

あと18か所ある、この間も、率先してっていうような話だったんですけども、人口減少対策、それに対してこういったものを積極的に、地区計画の話もありますけれども、地区計画がたとえどんなに進んでも、この既存集落の活性化っていうのは、解決しないんですね。

ずっと残っていくんですよ、このままいったら。

だから、ようやく2か所ということでございますけれども、あとの18か所、例えば、2年間かけて18か所全部指定してしまうとか、そういったことができないんですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今年度については、今町を調査しておりまして、来年度以降についても、順次、委員のおっしゃるように、こちらのほうから積極的に説明をして、なるべく手を挙げていただけるような方向で努力したいというふうには思っています。

以上です。

齊藤正治委員

これは基本的に、あって邪魔になるものじゃないんですね。

地元の人たちの申出が、ある程度合意形成がないとできないっていうことですけども、しかしながら、その合意形成をするのに煩わしさと、この制度そのものの周知がなかなか理解できてるところとできてないところと、そして、区長さん方が、ころころじゃないですけども、何年かおきに替わられるところ。

そういったことを考えてみると、なかなか残りの町区についても指定することが難しくなってくるというようなこと。

今、何か所かあるんですけども、それはそれとしてでも、やっぱりある程度市が率先して——率先してというよりも、もうその18町区に網をかぶせてしまうというようなことをし

ないことには……、もう網をかけようと思えばかけられるわけですね、行政主導で。

だから、そういったことができないのかどうかですけれども。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

やっぱり地元の意向というのはどうしても大きなものであって、合意形成を図っていただく、それを行政主導にするかどうかというのは、議論の一つにはなるかと思います。

ただ、制度を始めて今年度で3例目になるんですが、江島町とかで人口が随分増えて、若い人たちの流入もある程度進んで、それから、地域でのイベント等にも積極的に出ていただいているというような成功事例も出てきておりますので、今回、養父町が指定を受けて、今後そういう成功事例等を地元、各集落のほうにお話しすることで、理解を頂きたいなど。

それを行政主導でやるつもりは、今のところ考えてないです。

以上です。

齊藤正治委員

もう既に御存じのとおり、十数年たってきたわけですがけれども、それでもなおかつ、やはり人口の減少は少しずつしかなく、自然減ですね。

そういう人たちの痛みっていうのは、じわじわじわじわとしか来ないんですよね。

だから、そういったことを考えてみると、やはり、もう一気にやっちゃって、どうぞというような形でして、1軒でも2軒でもそこに建ててもらおうというようなことは、必要じゃなかろうかと思っております。

このままずるずる行きよると、いつ終わるか分からないようなこの制度を、いつまでも宝みたいに持っているということも、人口を増やしていこうというこの精神には反していくというようなことになりかねないと思いますので、ぜひそういったことも踏まえて、何年計画なら何年計画で、全ての対象地域を一一拒否するところは別ですがけれども、恐らく拒否するところっていうのはそんなにないと思いますけれども。

そういったことをやっぱり積極的に問いかけて、対応をしていただきたいと。

1日1日亡くなる人っていうのも増えていく話でございますので、ぜひともよろしく願いしたいと思っておりますけれども、いかがお考えですか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

先ほども御答弁しましたけれども、各町区のほうに積極的に情報を流して、取り組んでいただけるよう働きかけたいと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

関連ですけれども、50戸連たん制度を制度としてやっていくっていうのは、私もやったほうが良いと思っています。

その中で、毎回言うんですけど、防災、水害対策っていう分で、50戸連たんは家を建てていくっていうことで影響が——大きくは見られないかもしれないですけども、家にずっと変わっていく、田畑の部分とかが変わっていくっていう部分で、今、庁内プロジェクトチームを立ち上げたっていうふうに市長も言われてたとおり、そういう部分で、50戸連たんやっていくところの影響っていうのは、地区計画もそうですけど、そういうプロジェクトチームの中で大きく広げて、50戸連たんを進めていく、地区計画を進めていく、それと、水害対策の中でどう影響が出るかっていうのは、しっかりと検証していただきたいなと思いますけれども、そういうお話は現時点で出てるのでしょうか。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

市街化調整区域における地区計画制度については、以前お話ししたとおり、調整池を設けていただくっていう話、それから、治水対策での庁内プロジェクトの今の進捗状況としては、まず、今の雨水、並びに、内水の基礎的な解析をやろうというところまでしか議論は進んでおらず、個別の集落にどの程度の影響を与えるかとかいう解析にはまだ至ってません。

ただ、おっしゃるとおり、50戸連たん制度の網をかける場合については、当然、ハザードマップ上の浸水想定等も勘案した上で指定をしますので、その辺りについては、別途県のほうでも審査されるものと思っております。

以上です。

池田利幸委員

県でもそう判断される、市でも判断されると思います。

で、最終的にいろんなところが出来上がったときの全体的な影響っていう部分は、庁内でまたここから先でしょうけど、そういう部分の検討もいただきたいっていう要望でございます。

小石弘和委員

50ページの鳥栖駅周辺駐車場使用料と新鳥栖駅周辺駐車場使用料の台数、時間がどのくらいかなということをお知らせいただきたい。

それから、204ページの都市計画変更業務委託料は令和3年度に一遍変えたような記憶があるわけですので、どの辺が変わって、また新しく作り変えるのかなと思って、御質問をしたいと思います。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

1点目の鳥栖駅西駐車場の駐車台数についてでございます。

令和4年度の7月から運用開始しております、3月までで9か月になりますけれども、その中で、月の平均台数でいきますと、ひと月当たり539台駐車がなされております。

2つ目の都市計画図変更業務の件についてでございますが、これは、都市計画図の印刷ということではございませんで、現状の都市計画道路の窓口で対応してます都市計画図について、現状とそごがあるところ、現状の整備状況と図面でいう下図の制度のこともございまして、計画と図面にそごがある箇所が数か所見受けられましたので、現地も含めて確認を行って、現状どおりの形に図面を修正する業務を行っております。

印刷については、別途の年度で考えているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

先ほど、鳥栖駅周辺駐車場使用料、9か月って言ったやろう。

9か月で539台、これは令和4年度で12か月分の駐車台数じゃないかな。

木原智範都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長

先ほどの説明があれでしたけれども、9か月全て止めた場合の合計が4,853台になっておまして、それを9か月で割ったときに、ひと月当たりが539台の駐車になっております。

以上です。

久保山日出男委員長

明確に、分かるようにもう一回。

小石弘和委員

それから、新鳥栖駅周辺駐車場使用料も答弁がない。（「ここじゃない」と呼ぶ者あり）

ここじゃない？（「違う」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

先ほどの質問に対してもう一回答えて。

小石弘和委員

もしよかったら、ここの部分を書類で頂けんかな。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

この決算書の中で、1,436万5,100円というふうになっておりますけれども、このうち、鳥栖駅西は、令和4年の7月から新しく駐車場の開始をしています。

なので、そのうちの225万7,900円は、いわゆる駅の西側に今度新しく造った、昔の鳥栖ビルの西側に止めるところがございます。

そこは新しく駐車場に整備しました。

なので、7月から開始しておりますので、9か月分で、その収入が220万円程度で、残りの1,100万円程度は、駅周辺の東側の分の駐車場も含めた金額ですので、こういう形になって、台数が月平均500台程度っていうと、金額的に合わないんじゃないかというふうな御質問だと思うんですが、そういうことで、全体の駐車場の中の西側分だけを、都市計画課で管理してるということでございます。

以上です。

小石弘和委員

それ、もしよかったら表で出していただきたい。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

今議会中に提出したいと思います。

以上です。

小石弘和委員

先ほどの都市計画図の変更業務の説明がちょっと不十分やけん、もう一度説明して。

久保山日出男委員長

明確に答えてください。

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

この令和4年度の都市計画図の見直し業務については、いわゆる1万5,000分の1の図面ではございませんで、その基礎となる2,500分の1の法定図書が都市計画課のカウンターにございまして、そこに、用途地域とかを確認するために、図面を置いております。

その図面が、随分時間もたちまして、周辺の道路状況とか住宅の状況とかが変わってきますので、その基礎的な、いわゆる白図の部分を今の状況に合わせて作り直したということです。

以上です。

小石弘和委員

それは何年以降、何年までつくっていたわけ？新しくこれをつくり変えるのは、何年から何年までの間？

向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それも併せて確認をいたします。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

206ページの市民公園改修工事費2億1,000万円は、主要施策のほうには、令和5年度までに完成を目指すとなっておりますけど、最終的にこの市民公園整備事業っていう事業は、お幾らかかったんでしょうか、総事業費って。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

今手元にございませんで、資料が必要でしたら。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

西依義規委員

大体のイメージで欲しかったんで、じゃあ大丈夫です。

その改修を令和5年度、本年度完成するんですけど、公園、遊具広場とかも含めて、改修した結果よかったのか悪かったのか、そういう市民の方の声ってありますか。

駐車場が広がったとか、木がなくなったとか、その辺で公園緑地係として、そういう市民の評価とか、そういうアンケートを取ったとか、利用者に対して何かしたとか。

結局これ、よくなったのかどうか分からんし、国スポ・全障スポに耐えられる状況の公園になったのかどうかも分からないんですけど。

所管が変わってくるかもしれないですけど、この整備で2024年の本番の車の台数とか、そのときのお客さんとか、これで、この公園自体の機能自体はもう完成されて、出来たのかどうかを知りたいと思って。

その辺は所管が変わると思うんですけど、その辺のイメージとかニーズは聞いたことあるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

市民公園は、令和5年度で完成します。

令和5年度については、今、文化会館の横の中央園路——まず、モニュメント広場のほうを10月中旬までで完成します。

それ以降は、先ほど言った中央広場をして、完成を目指します。

それからあと、水道とかでかなり掘ってますんで、その舗装を最終的にしたいということで考えております。

球場の周りとか、その辺の水道も掘ってますんで、それで完成とします。

そして、遊具広場とかについては、今、インクルーシブ遊具と、トイレも一部残してるところでございませんで、真夏の暑い日は、今、あんまり遊んでませんですけど、よく子供たちが遊んでるのは、土日にかけて、それから、幼稚園とか保育園が終わったときによく遊びに来てるのを見かけております。

それから、やっぱり台数がかなり増えております。

第2駐車場を造ったことによって台数も増えて、プラスアルファ、第1駐車場についても、今もう開放してますけど、前の広場の部分を全部することによって、文化会館のイベントにも対応できるような駐車場だと考えておるところでございます。

それと、国体については、国スポ・全障スポ推進課がいたしますけど、多分、コンサルを使っているんな……、バスの手配、いろいろなことをやっておりますんで、大分台数が増えて助かっているというのは、聞いているところでございます。

以上です。

西依義規委員

令和5年度で完成ということで、ぜひ、現地を見させていただきたいなと思いますんで、よろしくをお願いします。

それと、市民球場の裏側というか、テニスコートの辺りもきれいになってるんですか。

そこまで整備は——例えば、今回の国の補助事業に乗らなかった部分って、どこかあるんですか、この公園の中で。

やりたかったけど、ここは乗らなかったんで手をつけられませんでしたとかいうところってあるんでしょうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

球場の裏のほうも、照明のほうも、全部やり替えます。

プラスアルファ、球場前の道路のほうも舗装をいたすところでございます。

あと、やり残したところについては、今のところ、ほとんどうちのほう、公園のこっち側、陸上競技場を除くこっち側については、ほとんどやり尽くしたというふうに考えております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

池田利幸委員

関連で、さっき午前中に聞いた部分もかぶるんですけど、市民公園整備基本計画が、今まだ、ちょっと遅れてるところですね。

で、この市民公園の整備、国スポの分では、令和5年度完了しますっていう部分、国スポの始まる時点で、この基本計画はまとまって、もともと、裏の県道17号に動線をつなぎますよって言った部分ができる想定なのか。

もしくは、できないとして、国スポの期間中にそういう工事の計画が決まったとして、工事をその間にやるのかやらないのかっていうのは、どういう方向性になってるんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中島勇一建設部長

建設部のうち、国道・交通対策課の決算概要について御説明させていただきます。

令和4年度の事務執行に際しましては、国道・交通対策課職員5名で事務の執行に当たってまいりました。

国道・交通対策課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額1億3,776万4,000円、支出済額1億2,727万2,608円、不用額1,049万1,392円、執行率92.4%となっております。

令和4年度に取り組みました主な事業といたしましては、国道3号鳥栖拡幅事業、鳥栖久留米道路事業、地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、鳥栖駅東及び新鳥栖駅周辺駐車場管理業務などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、国道・交通対策課関係分の決算概要の説明を終わらせていただきます。

森岡敬晶国道・交通対策課長

それでは、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通対策課関係分の主なものについて、御説明を申し上げます。

まずは、歳入でございます。

決算書49ページから50ページのほうをお願いいたします。

下段にあります款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料1,436万5,100円。このうち、1,210万7,200円が、鳥栖駅東駐車場の使用料収入でございます。

同じく、節4新幹線対策使用料3,619万3,190円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料収入でございます。

決算書79ページから80ページをお願いいたします。

中段、款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入のうち、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業受託料4,100万円につきましては、令和2年度予算で取得いたしました国道3号鳥栖拡幅事業の先行取得用地に対する国からの買戻し収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

決算書193ページから194ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から同じく節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費が含まれております。

続いて、203ページから204ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。

節12委託料、鳥栖駅東駐車場管理委託料387万4,640円につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間の管理委託料でございます。

その下、ミニバス運行業務委託料714万9,961円につきましては、鳥栖地区、田代地区、基里地区及び旭地区の計4路線のミニバス運行に係る委託料でございます。

なお、ミニバス運行業務委託料につきましては、106万6,039円の不用額が発生しております。

その理由といたしましては、国の補正予算編成に伴う補助上限額の見直しが行われておりまして、国からの補助金が増額になったために、本市が支払う委託料が減額になったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、国道34号整備促進期成会及び国道3号改良促進期成会ほか各種協会への負担金でございます。

備考欄一番下でございます地方バス路線維持費補助金5,088万4,000円につきましては、路線バス運行事業者、西鉄バス佐賀株式会社への市内線3路線、広域線3路線の運行に係る補助金でございます。

なお、地方バス路線維持費補助金につきましては、899万4,380円の不用額が発生しております。

その理由といたしましては、同じく国の補正予算編成に伴う補助上限額の見直しが行われておりまして、国からの補助金が増額になったこと。

また、県が行いましたコロナ感染症対策である地方バス路線運行維持特別支援事業によりまして、支援金が交付されております。

そのために、本市の支払う補助金が減額になったものでございます。

次に、209ページから210ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、光熱費499万5,078円につきましては、新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、観光案内所等の光熱水費でございます。

節12委託料、新鳥栖駅周辺施設管理委託料2,221万7,910円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5か所の管理業務、また、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

以上、議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算、国道・交通対策課関係分の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

50ページの新鳥栖駅周辺駐車場使用料3,619万3,190円、これの台数を。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

新鳥栖駅の令和4年度の駐車場の台数といたしましては、1年間で16万5,438台でございます。

小石弘和委員

210ページの委託料の新鳥栖駅周辺施設管理委託料、これは駐車場5か所分と駅の通路関係の委託料があるから、駐車場5か所の分とほかを分けた分、金額を分けてくれんかな。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

新鳥栖駅関係の委託料につきましては、まず、駐車場及び近隣の維持管理に係る分につきましては、年間で1,796万5,200円、あと、新鳥栖駅前のロータリーに樹木があるんですけれども、そちらの剪定等の管理業務のほうで36万1,900円、次に、みんなのトイレや先ほどお話がありました自由通路の清掃に係る分につきましては、386万7,600円。

池田利幸委員

私も一緒のところなんですけど、50ページの新鳥栖駅周辺駐車場使用料3,619万3,190円の収益というか歳入があった中で、管理委託料としては、210ページに2,221万7,900円と出てるじゃないですか。

収入として駐車場代として入ってきてる分、新鳥栖駅周辺を管理する分を出してる歳入の分、これをトータルしたら、プラスになるんですか、マイナスになるんですか。

聞き方が悪いですかね。

全体の鳥栖駅周辺を市として管理します、そのために出してますっていうお金に対して、駐車場使用料とかで入ってきてるお金が、要は賄えてるのか、超過してるのか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

賄えております。

超えておりません。

池田利幸委員

駐車場だけじゃなくて、ほかの部分まで賄えてるっていう感じなんですかね。

そうしたら、大分、年間の効果としてはいいんじゃないかなと思うんで、これが仮にマイナスになってるならば考えなきゃいけないよねっていう話にはなるんで、その確認でした。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

204ページのミニバス運行業務委託料で、この件も含めて、市議会で別に政策協議会をつくって協議しようと思いますんで、そのときの御協力をよろしくお願いします。

それと、それを含めてこの主要施策の成果の目的に、交通空白地域における公共交通利用者の移動手段の確保を図ることとなっておりますけど、多分、市民の皆様は移動手段の確保を求められてるんですよ。

この交通空白地域って、当初からここを限定されてるんですが、これを書くことによって、例えば、国の補助とかが変わったりするんですか、受けられたり、受けられなかったり。

この文言はいるんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

文言が必要というわけではないです。

西依義規委員

当初出来た平成21年、24年の状況では、多分これでよかったと思うんですよ。

でも、今はミニバス自体、やっぱり目的を変えていかないかんので、その辺は目的から再考したほうがいいんじゃないかなと思っております。

あと、国の補助が今度増額になった、地方バス路線のほうも増になったとおっしゃったんですけど、その理由は何ですか。(発言する者なし)

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩



午後 1 時59分開会

久保山日出男委員長

再開します。

答弁をお願いします。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

補助金額の件につきましては、当初予算及び補正予算の編成時に判明しておりました補助金が、最終的に確定した金額との差額で決算額となったものでございます。

西依義規委員

ありがとうございます。

あと、5年とか10年で地域公共交通網形成計画が見直されてますよね、10年ですかね。

今、この令和4年度の事業を終わった段階で、地方路線、地方バスと地域のミニバスにおける担当課が把握されてる課題っていうのは、どういったものがありますか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

やはり一つは、現在走ってる路線が、我々が求めているといいますか、目標としての乗客数に達していないということ。

その理由としましては、一つは行政側の広告、広報というか、がまだ不足して、本来必要な方たちにミニバスの利用価値というのが届いてない可能性もありますので、その部分については、引き続き周知を続けていきたいと思っております。

それと、現在、先ほど言った空白部分というか、まだミニバスの路線が、例えばバス停から300メートルの範囲内にあるところを除いた部分にバス停がなければ空白地域で設置しておりますけれども、まだ全てのエリア、100%に達していないというところもありますので――今後、それがミニバスではない形かもしれません。我々が今検証中であります新たなモビリティサービス、こういったもので穴埋めができて、どなたも身近なポイントで、そういった公共交通を利用できるようになれば、というのが一つの課題かと考えております。

西依義規委員

すばらしい総括をしていただいてありがとうございます。

で、もう一つ思うのは、今度、新庁舎が建ったじゃないですか。

で、広大な駐車場の土地があるんですよ。

今は、ミニバスは鳥栖駅を起点にいろいろ派生して、多分路線バスもそうなんですけど、例えば、こういう庁舎とかも新たに核とするっていうことの方針っていうのは、何かプラスに働いたり、検討する価値があるかどうか。

その辺よく分からないですけど、ここを核にすることによって、私はいろんな方向に行けるような気がするんですけど、庁舎を中心としたネットワーク網というのは、可能性があったりすることなんですか。

もう所感でいいです。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

国のほうとかが考えているフィーダーという考え方でいくと、当然、幹線系統で鳥栖市役所周辺、路線バス等走ってますので、その一部である市役所というところも、そのフィーダーが枝分かれする場所の1つになる可能性は、否定できないと思います。

池田利幸委員

このミニバスに関しましても、幹線バスにしても、国からの補助金っていう部分で、今までずっと、令和4年度中もずっと言われてきた、ミニバスと幹線バスはルートが一緒になったらいけないんだって、かぶってはならないって。

で、交通空白地域を埋めるっていうのを、令和4年度中もずっと、多分御説明をいただいていたと思うんです。

今度の計画を考えるに当たり、この令和4年度の決算を踏まえて、ずっとやっていかれることになると思うんですけど、要は、さっき西依委員も言われてた、この市役所の駐車場を使いますって、起点にしますっていう考え方をするとき、必ず西鉄バスとの道路の問題の接続が引っかかるとか、部長も私たちと一緒に行政視察に行かれたんで、市役所を中心っていう部分、要は、あそこは幹線バスがないから、全部市がやってるから、ミニバスもバスも一緒にできる。

新たな考え方、この令和4年度決算を受けて、市として方向性はどういうふうに持っていきたいのかなと、新たなモビリティだけっていうより、交通空白地域っていう考え方をどうされるおつもりかなって。

そこがある限り、考えが今まで以上に進まない気がしてるんですけど、交通空白地域への考え方っていうのは、新たな計画をつくる上でどう考えられてるのかなって思うんですけど。

森岡敬晶国道・交通対策課長

我々も、令和4年度にかかわらず、新年度に入っても、新たなモビリティサービスの運営会社であったり、既に導入された自治体であったりというところに視察等行ってます。

その中で、これで完璧になるわけではありませんけど、例えば、AIデマンドっていう考え方は、定時定路線ではなくなることを考えると、より空白地域をゼロに限りなく近くする一つの手段かなとは思っております。

ただ、他市で成功している事例が、そのまま鳥栖市に当てはめたときに同じ結果が出るかというのは分かりませんので、鳥栖市としては、そこを検証していきたいとは考えております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

齊藤正治委員

210ページの九州新幹線減濁水被害対策基金積立金という科目があつて、2万1,000円ほどあるんですけども、現在までの積立額っていうのは分かりますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

九州新幹線減濁水被害対策基金の積立金につきましては、当初ありました基金と積立額を合わせまして、令和4年度末の現在高で3億4,469万1,174円となっております。

齊藤正治委員

この目的っていうのは、いわゆるトンネルの水っていうか、流れる分がなくなったり増えたり——増えることはないでしょうけど、したがために被害が起きたっていうことでしょうか。

これまでも十数年たつておる中で、この可能性というのは、あるのかないのか分かりませんが、いつまで積み立てなきゃいけないのかっていうことなんですけれども、必要なのか必要でないのか。

そして、今積み立てておられるところをどういうふうにご利用されるのか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

齊藤議員の御質問にお答えいたします。

平成22年度に、当時の鉄道運輸機構のほうから、先ほどおっしゃられました、農業用水路の減濁水に対するトンネル工事の影響によるものということで、鳥栖市に3億6,000万円の補償金をもらい受けております。

で、今、この基金の利息の分の積立をずっと続けておりますけれども、市の一般会計のほうから基金として積み立てているものではございません。

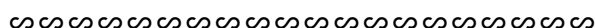
齊藤正治委員

そうすると、積立って、要するに頂いたのを返してるっていうか……、積み立てたやつを結局どうするんですか。

久保山日出男委員長

暫時休憩します。

午後2時9分休憩



午後 2 時 9 分開会

久保山日出男委員長

再開します。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

九州新幹線減濁水対策基金の積立金につきましては、鉄道運輸機構から30年分の減濁水対策の費用として頂いておりました3億6,000万円のうち、令和4年度につきましては、3億円を金融機関のほうに預託をいたしまして、発生しました利息の分を積み立てたものでございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

小石弘和委員

主要施策の成果の89ページ、5,088万4,000円、これは欠損補助やろう。

広域3路線の久留米～鳥栖線、綾部線、鳥栖～神埼線と、それから、市内路線の麓線、河内線、弥生が丘循環線、これの内訳の数字を教えてください。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

路線バスの市の欠損補助につきまして、路線ごとに申し上げます。

まず、久留米～鳥栖線のほうが904万4,000円、鳥栖～神埼線が706万1,000円、綾部線が532万6,000円。

市内3路線、河内線が1,084万9,000円、麓線1,185万3,000円、弥生が丘循環線675万1,000円。

小石弘和委員

表でください、資料で。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

令和4年度分の内訳をですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

今のやっつって、例えば、乗客何人、収益何人みたいな表もあるんですか。

それとも、出した人数しか分からないですか。

要は、路線自体がどういうふうになってるのかっていう、もし数字があるのであれば、そこまで含めた、ただ1,000万円って数字じゃなくて、なぜ1,000万円かっていうのまで分かるような表はありますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

利用人数と運行費用と収入と市の補助金額ということによろしいですか。（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

久保山日出男委員長

じゃあ、そのようにお願いします。

西依義規委員

もう一点、せっかく国道・交通対策課なんで、国道に関して。

204ページに国道34号の期成会とか国道3号の改良促進期成会とかありますんで、国道3号の現状と今後、そして、国道34号の整備促進の現状をよかったら御説明願いたいと思いまして。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

まず、国道3号につきましては、国道事務所のほうに、鳥栖拡幅事業及び久留米道路事業のほうをやっていただいております、鳥栖拡幅より南のところのまだ4車線化がなされていないところにつきましては、事業化いただけるようにということで期成会活動等要望活動をしているところでございます。

国道34号につきましても、期成会のほうでバイパス化という方向性を決めておりますので、バイパス化に向けて、まず事業化に向けての要望活動というのを、期成会のほうで行っているところです。

西依義規委員

鳥栖拡幅の現状を教えてもらっていいですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

鳥栖拡幅につきましては、今年度ビアントスの近くにありますが八坂橋近辺のところの工事をやってございまして、鳥栖久留米道路につきましては、宝満川に架かります橋梁の手前のところの市道飯田・水屋線のところの水路の付け替えのほうを今年度やっていただいております。

西依義規委員

それは令和5年度にされる予定ですよ。

今、令和5年度の話。じゃあ、令和5年度が終わった時点で、事業進捗は大体何%ぐらい

完了しますか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

国道3号につきまして、令和5年度で8億円の事業費をつけていただいております、こちらのほうが全て進捗された時点で、予定の事業総額から事業費ベースでいきますと約79%の進捗になる予定でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、国道・交通対策課関係議案の質疑を終わります。



久保山日出男委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対する委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

これについて、副委員長のほうから説明をお願いいたします。

西依義規副委員長

一応、現地視察の予定をつけておりましたが、1か所、防護柵は行かずに、3つにしたいと思いますので、栖の宿キャンプ場改修工事の河内町と、50戸連たん区域指定の養父町、そして、市民公園整備事業の3か所を予定しております。

よろしく申し上げます。



久保山日出男委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時 18 分散会

令和5年10月3日（火）

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男

副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

国道・交通対策課長 森岡敬晶

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

栖の宿キャンプ場（河内町）

50戸連たん指定区域（養父町）

市民公園（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第22号令和4年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号令和4年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第24号令和4年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和4年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第26号令和4年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

1点聞きたいことがあるんで。

久保山日出男委員長

じゃあ、聞いてください。

西依義規委員

資料提出ありがとうございました。

1点、路線バスの運行に係る補助金等の状況の国・県補助金額等に関して、河内、麓線に比べて弥生が丘循環線が金額が大きいのは、どういった理由で大きくなるんですか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

西依委員の御質問にお答えいたします。

市内線の弥生が丘循環線につきましては、国のほうのフィーダー補助金というのがございますけれども、この認定を受けているのが、制度が出来てから、それ以降に路線が出来ました弥生が丘循環線のみが補助対象となっております。河内線と麓線につきましては、その補助がございません。

その分の差額になってます。

西依義規委員

フィーダー補助金をもう少し分かりやすく言うと、どういった補助金なんでしょうか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

フィーダー補助金の対象になっておりますものが、大きくは、ミニバスの今走ってる4路線、これと、弥生が丘循環線ということで、西鉄バスの路線バスの広域も含めて河内、麓、従来あった路線バスが今対象になっておりません。それ以降に、新しく路線として、当時生まれました弥生が丘線と、先ほど言った路線の枝葉の部分といいますか、ミニバス、この2つが対象になってる補助でございます。

西依義規委員

ということは、単純に、例えば河内線を見直して新しい路線に組み替えた場合は、そういったフィーダー補助金の対象となるんですか、それはならないんですか。

森岡敬晶国道・交通対策課長

以前、国土交通省に確認したところ、既存のものを大きく見直せば対象になるかもしれませんが、例えば短縮であるとか、そういった変更については認められないということで回答いただいたことがございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

自由討議はございませんので、それでは、終わります。



総 括

久保山日出男委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

池田利幸委員

建設課、維持管理課の審査のときに若干申した部分ですけれども、市営住宅の滞納の分のときに話をさせていただきました。

滞納されて払えない理由ってところで、福祉との連携とかはやってるんですかっていう質疑をさせていただいたときに、そこがないっていう部分があったんですけど、やはり、そういう部分って市民さんのSOSが顕著に表れる部分になると思います。

今回は市営住宅の件でお話をさせていただきましたけれども、ほかの課に対してもそういう部分、例えば水道の料金だったりとか、そういう部分でも出てくると思います。

そういうとき、やっぱり福祉との連携、庁内連携っていうのは、ぜひやっていただきたいなど。

そこは、潤滑に市民さんの安心、安全を守りながら、生活を守るっていう部分になってくると思いますので、ぜひそういう部分は検討いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

今日、栖の宿を見せていただきましてありがとうございます。

当委員会でも所管事務調査の重点テーマということで、この観光拠点整備、河内ダム周辺整備等については、2年間いろいろ議論をしてきました。

で、結構、栖の宿に関しては、修理したり補助金出したり、ずっとお金が要る状況なんで、やっぱり考え方としては、鳥栖市としても、あそこを自然レクリエーション拠点とされてるんですね、マスタープランでは。

午前11時38分休憩



午前11時41分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。



報告（商工振興課）

新たな産業団地の開発について

久保山日出男委員長

それでは、議案外の報告をお受けしたいと思います。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

新たな産業団地の開発についてということ、スマートインターチェンジ周辺の産業団地の開発で、第2回目の地元説明会を行います。

日にちにつきましては、10月6日金曜日の19時から、10月9日月曜日、祝日でございますけど、13時から、同じ内容で説明をしようと思っております。

なお、決算の議会が終わりましたら、勉強会を開催していただきまして、そこでも同じ内容の御説明を差し上げたいと思っております。

よろしく申し上げます。

まず、説明資料の表紙でございますけれども、市のほうで、この産業団地の開発の仮称を定めております。

あくまでも仮称でございます。

仮称につきましては、サザン鳥栖クロスパークとしておるところでございます。

これはあくまでも仮称でございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。

開発区域の概要といたしまして、県道アクセス道路の北側、これは今までと同じでございますが、中学校と重田の住宅区域に挟まれた農地につきましても、今回、開発候補地の一部として追加をする次第でございます。

約34ヘクタールでございます。

次の4ページでございます。

開発事業者の募集でございますけれども、本市と連携をして産業用地の整備、それから、企業誘致を行う民間事業者を公募いたします。

事業内容といたしましては、用地開発から産業用地の分譲までの業務といたしております。

産業用地の開発といたしましては、そちらに書いておるとおり、調査・設計、それから、各種協議、用地取得、造成工事、それから、法的手続き等になっております。

都市計画法、それから、農地法及び――聞きなれませんが、地域未来投資促進法を用いまして、農振除外、農地転用等を行っていく手法を用います。

事業者数に関しましてでございますが、開発事業者は1者（1グループ）を選定をしたいというふうに考えております。

なお、米印で市内事業者の参画機会の創出を図りますというふうに書いておりますが、具体的に申し上げますと、市内事業者が手を挙げてこられた場合には、評価において点数を加点します。

それと、グループの中に市内事業者がおられる場合にも、同じく加点をいたしたいというふうに考えております。

それと、造成工事に入ってしまった場合でございますけれども、造成工事につきましては、市内の事業者を1者以上参入させることを条件といたします。

次に、開発事業者の選定方法でございますが、プロポーザル方式によりまして、選定を行ってまいります。

審査段階といたしましては、2段階ございまして、参加資格の審査、これはあくまでも書類審査になります。

その次に、選定委員会を開催をいたしまして、ヒアリング等を行って、優先交渉者を選定をしていただくということを考えております。

評価のポイントといたしましては、応募された企業、グループの経営基盤、それから、事業実績、提案コンセプト――コンセプトにつきましても、誘致対象企業に関する考え方、それから、誘致実績等についてポイントとして評価したいと思っておりますし、設けられるであろう調整池の利活用策、それから、浸水想定区域でございますので、調整池の利活用策、

防災・災害対策については必須で、提案をしていただきます。

それから、地元地域への貢献策、こちらについては任意で提案をしていただいて、加点としたいというふうに考えております。

次の6ページでございますけれども、立地業種の考え方でございますが、立地業種による経済波及効果ということで、本市と進出協定を締結してまいりました企業の事業計画、平成18年度以降を基に作成を行っております。

立地件数でございますが、これは増設した事業所も含めておりますが、製造業、物流業で、24社、43社という具合でございます。

1件当たりの正社員雇用数につきましては、平均しますと製造業が22名、物流業が11名となっておりますのでございます。

並びに、1件当たりの設備投資額につきましては、製造業でありますと43億円、物流業でありますと14億円となっております。

1件当たりの正社員数では、製造業と物流業では約2倍、設備投資額では約3倍の開きがございます。

設備投資額が違うということは、それだけ固定資産税の納税額が変わってくるということになってまいります。

次の7ページでございますけれども、立地事業者の要件といたしまして、業種、製造業、情報通信業、物流業、その他――その他は付随する日用品店舗等でございますけれども、用途といたしまして、製造業であれば工場、研究開発施設、情報通信業であれば事務所、物流業であれば倉庫となりますけれども、開発面積、分譲面積の4分の3以上を製造業、情報通信業が占めることといたします。

立地事業者の誘致選定につきましては、市と協議の上、実施することといたします。

次の8ページでございますが、選定スケジュールの予定でございますけれども、10月の中旬から募集要項の公表を行いたいと考えております。

具体的には、13日金曜日からを考えております。

年明けまして、令和6年1月下旬頃になろうかと思っておりますけれども、選定委員会を開催してのヒアリング、2月頃になろうかと思っておりますが、結果を取りまとめて公表、それから、優先交渉者と基本協定の締結、で、4月以降になろうかと思っておりますが、市と、選定された協定を締結しました民間事業者と合同での説明会という運びにしたいというふうに考えてます。

それから、9ページでございますが、これはあくまでも今後の予定、想定ということでお聞きいただければと思います。

令和5年度、先ほど申し上げました基本協定を締結をいたしまして、事業者のほうは用地

交渉に入ってまいります。

それから、市と共同で立地事業者の選定等を行いまして、事業者のほうは、地域経済牽引事業計画（県承認）、市のほうは、土地利用調整計画（県同意）と書いておりますけれども、これが、先ほど申し上げた地域未来投資促進法で必須となりますものでございます。

これは、県の承認、県の同意が必要となってまいります。

それから、地区計画の作成を事業者側で行っていただきまして、未来法を基に農振除外、それから、作成された地区計画を基に市のほうの都計審で地区計画の決定、それから、令和9年度ですけれども、開発の申請、農地転用の申請、それが市を経由して県に許可されたならば造成工事、造成工事に約3年、3年目のところで建屋の建設工事も併せて始まりまして、令和12年度操業開始というような、あくまでも想定のスケジュールとなっております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

この際でございますので、質問したいことがおありの方はお願いいたします。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2点ほど確認させていただきたいんですけど、3ページの開発区域面積のところ、基里中学校の裏のところまで入ってるって、これは地権者説明会するとき、耕作者さんとかの意見とかも大分あったと思うんですけど。

まず、この第2回目をするまでに耕作者さん、営農者さんのお話を聞かれていらっしゃると思うんですけど、それがここの部分でどう反映があってるのかっていうのを聞かせていただいきたいのが1点。

あと1点が、4ページのところ、事業者数は、開発事業者1者（1グループ）を選定っていうことになってるってことは、当初、6月とかで聞いてた話だったら、エリアに分けて業者を選定する可能性があるって言われたたのが、この34ヘクタールに関しては、選定事業者1事業者で、34ヘクタール分全部をやっていくっていう方向性に決まってるのかっていう2点、お伺いできますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

まず、1点目の北側の農地でございますけれども、営農者のほうへ意見聴取をした結果でございますが、水利的に、この部分だけ残されると厳しいということをお伺いしております。

それから、2点目の1者（1グループ）の理由を申し上げますけれども、まず、区画割りの柔軟性、それから、土地の効率的な利活用というのが可能となってまいります。

それよりも、何よりも、地権者の方からの御意見を踏まえまして、総合的に1者（1グループ）としたところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

1者（1グループ）でやるってことは、このエリアのこれから先全部、土地の買収だったり、地権者説明会であった共乾の部分をどうするのかとかいう部分の話も全部、決まった1グループのところ市と一緒に交渉に当たっていく、共乾の補償とかも話出てますけど、そういうのも全部1者が、企業側がやっていくっていう方向性になったってことでよろしいんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

そのとおりでございます。

地権者の方から複数の事業者と交渉をしたくないとかいう声とか、あと、ばらばらに交渉をされても收拾がつかないとかいう御意見等も踏まえて、1者（1グループ）としております。

池田利幸委員

最後です。

今、全国の企業に対してアンケート調査を多分されてると思うんですね。

で、アンケート調査で返答が返ってきた分の1者が、今度、誘致とかに向けて1者に決まったところが、誘致企業もアンケート調査に沿ってやっていくってことなんですか。

そこは市がやっていくっていうことになるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

事業者のアンケート調査を行いましたけれども、それは先ほど申し上げた、4分の3とかいうところで、製造業のニーズというものがどれぐらいあるのか、物流業のニーズというものがどれぐらいあるのかというものを把握するために行ったものでございまして、そこで進出の可能性、意向があるような企業さんに限定するということではございません。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

齊藤正治委員

進出をしたいっていうところは、どこに入ってくるんですか。進出希望者があったとすれば。

うちも鳥栖に、この34ヘクタールの中にぜひ欲しいといったのは、どういうふうな扱いに

なるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

立地事業者に関しましては、あくまでも選定された事業者が分譲していくものですから、まずは、分譲を開始するであろう民間事業者のほうに相談をしていただくことになろうかと思えます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

これ、市が関わるようになった理由って何かあるんですか。

私は、開発事業者が来て、申請を行って、市が分かりましたって許可するのかなと思ったんですけど、もう市がこの開発のところから、説明会から……、市の立ち位置はどういうふうになるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

ここの区域に関しましては、まず平成30年に鳥栖市土地利用構想というものを市が策定をしまして、開発を誘導してきた区域になります。

さらに、商工振興課のほうで、この県道北側約34ヘクタールが適地であるというふうな調査、それから、サウンディング調査、そういったものを踏まえて、市の政策としてこの開発を進めた区域となっておりますので、地区計画制度でインターチェンジから半径1キロメートルで開発が可能となっておりますけれども、そこは違うという区域にしております。

と申しますのが、先ほどから申し上げますように、ここについては、市と協定を締結いたしまして、企業誘致等については連携をして当たっていくということにしております。

ほかの地区計画制度のところにつきましては、言われるように民間事業者が開発をして、民間事業者の判断で立地事業者を連れてくるというようなことになろうかと思えますけれども、そことの違いがございます。

西依義規委員

あとは、地権者の方々は、結局、市にもう委任するんですよね。

プロポーザルから業者選定から、自分の土地を開発する業者を市に決めてもらうのを、要は全権委任するような状況になるということでもいいですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

業者の選定は市のほうで行いますけれども、あくまでも土地の売買の契約は民々の取引となつてまいりますものですから、そこは市のほうで責任を持って、実現可能な事業者、きち

つとした資金力、そういったものを判定したいというふうに考えてます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



久保山日出男委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時33分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長

久保山

日出男

